

# 警察改革の推進状況 10年間の総合評価

平成23年 4 月

神奈川県公安委員会  
神奈川県警察本部

警察改革に関する評価項目

項目	評価書作成所属	項
○ 総括(～神奈川県警察における取組みと今後の方針～)		i
～警察改革要綱～		
<b>第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化</b>		
1 情報公開の推進		
(1) 施策を示す訓令、通達の公表	総務課	1
(2) 懲戒事案の発表基準の明確化	監察官室	2
(3) 都道府県警察の情報公開に関する指導	総務課	3
2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理		
(1) 文書による苦情申出制度の創設	総務課・広報県民課	4
(2) 苦情処理システムの構築	総務課・広報県民課	
3 警察における厳正な監察の実施		
(1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備	監察官室	6
4 公安委員会の管理機能の充実と活性化		
(1) 警察の行う監察をチェックする機能の強化	監察官室	8
(2) 補佐体制の確立	総務課	9
(3) 「管理」概念の明確化	総務課	
(4) 公安委員の任期の制限	総務課	
<b>第2 「国民のための警察」の確立</b>		
1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応		
(1) 警察安全相談の充実	広報県民課	11
(2) 告訴・告発への取組みの強化	捜査第二課	12
(3) 職務執行における責任の明確化	装備課	14
(4) 警察署協議会の設置	広報県民課	15
2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化		
(1) 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化	地域総務課	22
(2) 犯罪のないまちづくりの推進	生活安全総務課	25
(3) 事故のないまちづくりの推進	交通規制課	29
(4) ストーカー問題への対応	生活安全総務課	30
(5) 児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化	少年育成課・少年捜査課	37
(6) 民事介入暴力対策の強化	暴力団対策課	43
3 被害者支援の推進		
(1) 犯罪被害給付制度の拡充	警務課	46
(2) きめ細かな被害者支援の推進	警務課	47
4 実績評価の見直し		
相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価	広報県民課・警務課	56

項目	評価書作成所属	項
<b>第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築</b>		
1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決		
(1) 銃器対策の強化	薬物銃器対策課	58
(2) 薬物対策の強化	薬物銃器対策課	61
(3) 密入国対策の強化	教養課・外事課	64
(4) マネー・ローンダリング対策の強化	組織犯罪分析課	66
(5) 執行力強化に向けた組織づくり	組織犯罪分析課	68
(6) 専門的技術能力の向上のための訓練の充実	組織犯罪分析課	70
(7) 内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進	国際捜査課	71
2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化		
(1) 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編	生活安全総務課・公安第一課	74
(2) 監視・緊急対処体制の整備強化	生活安全総務課・公安第一課	
3 広域犯罪への的確な対応		
広域捜査支援システムの整備	刑事総務課	76
4 安全かつ快適な交通の確保		
(1) 道路交通のIT化、バリアフリー化の推進	交通規制課	77
(2) 凶悪化する暴走族に対する対策の強化	交通捜査課	78
(3) 手続の簡素化による国民の負担軽減	免許課	82
<b>第4 警察活動を支える人的基盤の強化</b>		
1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上		
(1) 教育の充実	教養課	84
(2) 職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し	警務課	93
(3) 優秀かつ多様な人材の確保と活用	警務課	94
(4) 女性警察官の積極的な活用	警務課	99
2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員		
(1) 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し	警務課・刑事総務課	100
(2) 効率性の追求(ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作成等の合理化による過重な負担の解消等)	警務課・刑事総務課	
(3) 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員	警務課	102
3 活力を生む組織運営		
(1) 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善	警務課・厚生課	103
(2) 表彰・報奨制度の充実	監察官室	107
(3) 能力・実績に応じた昇進・給与	警務課	109

項目	評価書作成所属	項
~ 警察改革の持続的断行 ~		
<b>第5 治安の回復</b>		
< 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進 >	生活安全総務課	111
< 重要犯罪に係る捜査の強化 >	捜査第一課・科学捜査研究所	113
< 振り込め詐欺対策の強化 >	生活安全総務課・捜査第二課	117
< 新たな治安事象への対応 >	生活安全総務課・生活経済課 少年育成課・少年捜査課	120
< 総合的な交通事故防止対策の推進 >	交通総務課	123
< 総合的な国際テロ対策の推進 >	公安第一課	126
<b>第6 幹部を始めとする職員の意識改革</b>		
幹部を始めとする職員の意識改革	教養課	127
<b>第7 不祥事の防止</b>		
1 会計経理の透明性の確保と監査の強化	会計課	130
2 会計経理に関する職員教育の強化	会計課	132
3 非違事案の防止に重点を置いた監察の強化	監察官室	134
4 非違事案に対する厳正な処分	監察官室	
5 幹部の管理監督責任の一層の自覚	教養課・監察官室	136
<b>第8 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証</b>		
1 補佐体制の確立(再掲)	総務部	9
2 「管理」概念の明確化(再掲)	総務部	
3 警察改革の推進状況に係る報告聴取と検証	総務課・警務課	141

## 警察改革の推進状況

～ 神奈川県警察における取組みと今後の方針～

### 第1 警察改革の経緯

#### 1 発端

警察改革の発端は、平成11年、神奈川県警察において明らかとなった複数の非違事案であった。

「警察署集団警ら隊（当時）内部での集団暴行事案」が明るみになったのを皮切りに、「警察署刑事課員による捜査関係者に対する恐喝事案」、「本部所属警察官の覚醒剤使用事件を当時の警察本部長等が隠蔽した事案」などが次々と明らかになった。

神奈川県警察は、事案のいくつかについて事実と異なる不適切な発表をしていたが、後日、一転して事実関係を公表したことにより大きく報道され、「不適切なマスコミ発表」、「警察の隠蔽体質」等が問題視された。

また、同時期に全国的にも、「不適切広報」、「職務怠慢」といった批判に繋がる事案の発生が相次ぎ、社会的に大きな問題となり、警察に対する国民の信頼を失墜させることとなった。

#### 2 問題点

一連の警察非違事案を受け、後述する警察刷新会議は、我が国の警察の持つ問題点として

- 閉鎖性の危惧
- 国民の批判や意見を受けにくい体質
- 時代の変化への対応能力不足

を指摘し、

- 透明性の確保と適切な是正措置のための方策
- 国民の要望や意見を鋭敏に把握し誠実な対応をする方策
- 時代の変化に対応する柔軟で強力な警察活動基盤の整備方策

が必要であると提言することとなり、このことが警察改革要綱の策定へと繋がることとなった。

### 3 警察改革要綱の策定

一連の非違事案は、神奈川県警事案の発生を受け、警察庁主導の下、非違事案防止のための諸対策を推進中であつたにもかかわらず、依然として後を絶たず発生したことが、警察に対する国民の信頼を著しく低下させる結果となった。

そこで、相次ぐ警察の非違事案に対する国民の不信感の払拭と警察のあるべき姿を客観的に考察するため、第三者組織を発足させ、警察改革は次のとおり断行された。

#### (1) 警察刷新会議の発足（平成12年3月）

一連の非違事案の発生を受け、国家公安委員会は、警察の刷新改革の方策について各界の有識者からの意見を聴取する場として、「警察刷新会議」を発足させた。

#### (2) 警察刷新に関する緊急提言（平成12年7月）

「警察刷新会議」は、相次ぐ警察非違事案に対する国民の信頼回復のため、警察が取り組むべき施策を検討すべく、公聴会、国家公安委員からの意見聴取、警察当局からの現状報告を受けつつ討議を重ね、平成12年7月、「警察刷新に関する緊急提言」を取りまとめ、国家公安委員会に提言した。

#### (3) 警察改革要綱の策定（平成12年8月）

国家公安委員会及び警察庁は、「警察刷新に関する緊急提言」を受け、警察が当面取り組むべき改革施策について「警察改革要綱」として取りまとめ、警察改革施策を的確に推進するよう通達した。

#### 骨子

- 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
- 「国民のための警察」の確立
- 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
- 警察活動を支える人的基盤の強化

### 4 警察改革の持続的断行（平成17年12月）

全国の警察が警察改革に取り組んで5年が経過する中、国家公安委員会及び警察庁は、警察改革はいまだ道半ばにあるとの認識の下、「警察改革を持続的に断行するための指針」をとりまとめ、警察改革を持続的に断行し、治安と信頼の回復に努めるよう通達した。

#### 骨子

- 治安の回復
- 幹部を始めとする職員の意識改革
- 非違事案の防止
- 公安委員会の管理機能の一層の強化と警察改革の推進状況の不断の検証

### 5 「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化（平成22年9月）

警察庁及び国家公安委員会は、10年間の警察改革への取組みについて政策評価を行い、「警察改革」として掲げた施策は着実な成果を上げており、改革はおおむね所期の目的を達成したと評価する一方、「透明性の確保」、「自浄機能の強化」、「説明責任の徹底」といった基本的な考え方は、将来の警察行政においても堅持されるべきものとし、警察改革における個々の施策については、日常的に推進する施策の中で更なる定着化・深化を図ることを指向していく旨を通達した。

## 第2 神奈川県警察における取組み

### 1 全国初の公安委員会による監察指示（平成13年4月）

神奈川県警察は、全国の警察が取り組んできた「警察改革」の、いわば発祥の地とも言うべきところであったが、前記第1の1に記載している非違事案に加え、その後も重大な非違事案が相次いだことから、再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教養、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について、全国で初めて公安委員会から監察の指示を受け、特命監察を実施した。

### 2 警察改革要綱の着実な推進

神奈川県警察では、前記監察指示を受け、「神奈川県警察は非常事態である」との認識を全ての職員に植え付け、警察改革要綱の着実な推進に努めることとし、警察改革に取り組む要因となった多くの非違事案の反省に立ち、また、何よりも県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、「治安と信頼の回復」を旗印として、全職員が一丸となって意識改革と職務倫理の確立を始めとする改革を実行した。

具体的には、

- 神奈川県公安委員会の管理機能や補佐体制を強化するため公安委員会室の設置
- 警察署協議会や文書による苦情申出制度の創設
- 識別章の導入、名札の着用基準の明確化
- 予防監察体制の整備

など、警察改革要綱に基づく施策を推進するとともに、特命監察において明らかとなった神奈川県警察の問題点の改善策である

- 意識改革の徹底による組織の体質改善
- 管理機能の強化による業務管理の徹底
- 身上指導の強化と厳正な対応
- 厳正公平な人事管理と職場の活性化による士気の高揚
- 業務の合理化等による負担の軽減
- 生活基盤を安定させる施策の推進

など、数多くの施策に取り組んできた。

### 3 検証の実施

神奈川県警察における警察改革の推進状況については、警察改革を持続的に断行するための指針に基づき、毎年、神奈川県公安委員会に報告してきたところであるが、平成22年9月、「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化について」が通達されたことを期に、改めて、「警察改革要綱」及び「警察改革を持続的に断行するための指針」に掲げられた各施策について、平成12年から平成22年までの推進状況を検証した。

### 4 成果

空き交番の解消や官民一体となった安全・安心まちづくりの推進、加えて、組織犯罪対策やサイバー犯罪対策などを強力に推進してきた結果、治安の回復については、平成14年に戦後最多の19万件台を記録した刑法犯認知件数は、平成22年には平成初期の水準である9万件台まで減少させ、また、19%台まで減少した刑法犯の検挙率も38.5%まで向上させるなど、一定の成果を挙げるに至った。

また、警察改革精神の浸透と各種非違事案防止施策の推進により、懲戒処分者数も平成14年以降は大幅に減少し、県民の信頼回復に資する結果となった。

### 第3 現状の課題

#### 1 県民の意識

平成22年に神奈川県が実施した県民の意識調査（県民ニーズ調査）において、県行政を進めていく上で力を入れてほしい分野の第1位が「治安対策」であった。

刑法犯認知件数の減少、刑法犯の検挙率の向上など、指数治安の向上が見られる中で、かかる結果となったことは、県民の不安をあおる重要犯罪や子ども、女性、高齢者等を被害者とする犯罪の発生、犯罪のグローバル化、サイバー犯罪の増加等、治安に対する重大な脅威の出現などにより、県民の体感治安の回復は未だ道半ばであることの証左であり、神奈川県警察に寄せる県民の期待の現われとも言える。

#### 2 捜査を取り巻く情勢の変化

多様化する犯罪、司法制度改革、重要凶悪事件の公訴時効の廃止・延長など、犯罪捜査を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあることから、警察職員一人一人が関係法令、捜査手法等を研鑽することが求められている。

#### 3 大規模災害対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を発生させ、亡くなられた方は1万人を超えるばかりか、今なお多くの方の所在が判明せず、被災者の方々は困難な状況下での避難生活を余儀なくされている。

神奈川県警察としては、現地警察に対して最大限の助力を行いつつ、県内においても東京電力による計画停電の実施に伴う、信号機の滅灯、公共交通機関の混乱などに的確に対応し、県民の安全・安心を確保していかなくてはならない。

また、発生が予想される東海地震、神奈川県西部地震、首都直下型地震等への備えも、改めて万全を期す必要がある。

### 第4 今後の方針

#### 1 警察改革の定着化・深化

神奈川県警察では、「警察改革要綱」に盛り込まれた全ての施策が実行されており、そのほとんどにおいて、制度や運用が定着化したと認められる一方で、平成21年には、平成15年度から平成20年度の6会計年度における不適正経理が発覚し、加えて、職員の逮捕事案に及ぶ非違事案の発生は、未だに後を絶たない状況にある。

また、大量退職・大量採用による世代交代が急激に進み、本県警察職員の約4割が「警察改革要綱」策定後の平成13年以降に採用された職員で構成されるという実状からも、警察改革の精神が希薄となりつつあることが懸念される。

そこで、各所属長を始めとする幹部職員はもとより、全ての警察職員、更には今後採用される警察職員にあっても、警察改革の原点を忘れることなく、その精神を引き継ぎ、徹底した教養を行うことで、警察改革の定着化・深化を図っていくこととする。

#### 2 治安水準の更なる向上

「警察改革」は目的ではない。

警察の責務は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持であり、「警察改革」は、警察がこれらの責務を全うすべく活動していくための手段の一つである。

神奈川県警察では、警察改革の10年間の推進状況についての検証結果を踏まえ、現場主義を徹底するとともに、官民一体となった取組みを展開することで、新たな治安情勢に的確に対応し、治安水準の更なる向上を図り、もって、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、全力を挙げて取り組んでいく。

検 証 項 目

第 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

1 情報公開の推進

(1) 施策を示す訓令、通達の公表

政 策 の 内 容

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、施策を示す神奈川県警察本部訓令、例規通達等で、県民生活に影響を及ぼさないものを除いたものについて、原則として、神奈川県警察ホームページに掲載するとともに、文書閲覧窓口に備え付けて公表する。

検 証 結 果

【実施事項】

1 情報公開条例の適用

神奈川県情報公開条例施行規則（平成13年神奈川県公安委員会規則第11号）の施行により、平成13年10月1日から神奈川県情報公開条例（平成12年3月28日神奈川県条例第26号）の適用機関となった。

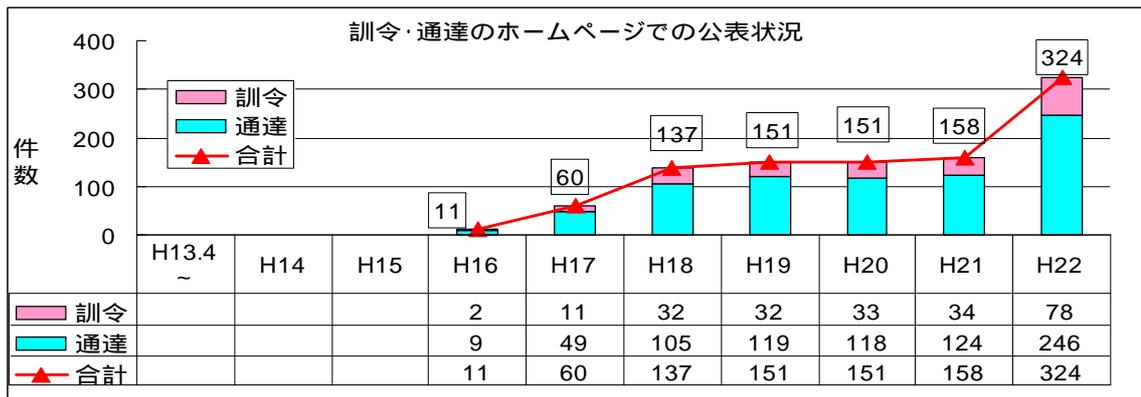
2 訓令、通達等の公開の励行

平成13年4月以降、毎年「施策を示す通達等の公表について（通達）」を发出している。特に平成22年は、「警察改革要綱」の策定から10年目を迎える節目の年であることを踏まえ、前年に引き続き、施策を示す訓令等の公表について（平成22年4月1日付け神総発第113号）を通知するとともに、本部各所属への積極的な働きかけを実施した。

3 公表基準の見直し

公表状況が低調であることを踏まえ、平成17年から公表基準を警察庁と同程度の内容に見直し、非公開情報を含む通達等の積極的な公表について、職員全体への浸透を図っている。

【成 果】



【定着化・深化の方向性】

1 公表基準の適宜適切な見直し

公表基準は、警察庁の公表基準が見直された場合や県警独自の見直し等を適時適切に行う。

2 透明性の更なる推進

職員への意識付け、手続きの合理化を図るなど、今後もより一層、警察行政の透明性を推進していく。

## 検 証 項 目

## 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

## 1 情報公開の推進

## (2) 懲戒事案の発表基準の明確化

## 政 策 の 内 容

懲戒事案の発表について、その範囲及び内容を明確化して、警察行政の透明性を確保し、国民の信頼回復を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

「懲戒処分を発表の指針の改正について」(平成16年4月15日警察庁丙人発第152号)に基づき、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行いつつ、

- ・ 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分
- ・ 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分
- ・ そのほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

について、適時適切な発表を推進している。

また、平成17年9月7日の定例記者会見において、非違事案の公表の在り方についての質問に対し、本部長から「破廉恥な事案(盗撮、覗き、痴漢等)の絶無を期することは当然のことだが、そのような行為があった場合にはきちんと公表する。」旨説明し、以後、破廉恥な犯罪行為の懲戒処分は、停職以上の処分でなくても発表することとしている。

## 【成 果】

## 懲戒処分及び発表状況

	免職	停職	減給	戒告	合計
22年	3(3)	5(5)	1(1)	12(1)	21(10)
21年	0(0)	1(1)	4(2)	6(1)	11(4)
20年	1(1)	2(2)	9(5)	8(4)	20(12)
19年	0(0)	7(6)	7(4)	8(4)	22(14)
18年	2(2)	2(2)	7(5)	9(4)	20(13)
17年	1(1)	7(7)	5(1)	11(2)	24(11)
16年	2(2)	3(3)	12(4)	8(0)	25(9)
15年	1(1)	7(5)	6(2)	9(2)	23(10)

各欄の数字は、当該欄に該当する本県の懲戒処分者数であり、( )内は、そのうち処分について発表した者の数である。

## 【定着化・深化の方向性】

今後とも警察庁から示された「懲戒処分を発表の指針」等に基づき、懲戒事案の適時適切な発表を推進し、県民の信頼確保に努めていく。

## 検 証 項 目

## 第 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

## 1 情報公開の推進

## (3) 都道府県警察における開示決定等の適正の確保

## 政 策 の 内 容

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、開示決定に対しては、的確に対応するとともに、警察本部長あて開示請求に係る開示決定等に関し、適時適切に公安委員会への報告を行う。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 情報公開条例の適用

神奈川県情報公開条例施行規則（平成13年神奈川県公安委員会規則第11号）の施行により、平成13年10月1日から神奈川県情報公開条例（平成12年3月28日神奈川県条例第26号）の適用機関となった。

## 2 公開決定等の適正の確保

神奈川県情報公開条例では、公開請求に対する決定期間が15日以内と定められており、週1回の開催である公安委員会定例会で、すべての請求内容を決定前に報告することは事務処理上困難であることから、特異・重要な公開請求についてはその都度、公安委員会に報告を行い、その他については、年2回（半期及び年間）の請求件数、請求内容、諾否決定の内容等について総括報告を行っている。

## 【成 果】

## 1 適正な請求対応

平成22年12月31日現在の累計で1455件、平成22年中は169件（前年比+8件）の警察本部長あての公開請求を受理し、警察本部主管課と情報公開室が緊密に連携し、適正な公開決定を行った。

## 2 不服申立て

平成22年12月31日現在の累計で40件、平成22年中は4件の不服申立てがなされた。このうち35件（1件取下げ）について、神奈川県情報公開審査会から、県警察の判断は妥当であるとの答申を受けた。（未処理の5件については同審査会で審議中）

## 【定着化・深化の方向性】

## 1 関係所属との連携

公開請求に対する決定の的確性等を確保するため、公安委員会への報告を適時適切に行っていく。そのほか、県情報公開課と緊密な連携を取りながら、公開決定等の適正な確保を図っていく。

## 2 職員への周知

職員への意識付けを図り、制度を定着化させることが重要であることから、職員に対する教養を推進している。

平成22年は、本部庶務担当課等を対象とした情報公開実戦塾を開催した。また、総合実務専科等の入校時教養の実施、執務資料（「情報公開・個人情報保護通信（毎月及び随時）」「けいはつ 1268（情報公開の適正な運用について）」を発行した。手続きの合理化を図るなど、今後もより一層、警察行政の透明性を推進していく。

## 検 証 項 目

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
- 2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理
- (1) 文書による苦情申出制度の創設
- (2) 苦情処理システムの構築

## 政 策 の 内 容

警察法第79条を受けて、神奈川県警察相談取扱規程（平成13年神奈川県警察本部訓令第14号）及び神奈川県警察職員の職務執行についての苦情取扱要綱の制定について（平成13年5月24日例規第42号、神公発第155号）を施行し、神奈川県公安委員会では、神奈川県警察の職員の職務執行についての苦情の申出を確実に処理し、その結果を文書により申出者に通知することとした。

また、警察法の規定する苦情に該当しないものについても、誠実に処理し、内容に応じて、その処理結果を申出者に通知することとしている。

これらにより、苦情を組織的に適切に処理し、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、これを確実に是正していくこととした。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 苦情取扱要綱の制定

神奈川県警察相談取扱規程(平成13年神奈川県警察本部訓令第14号)に基づき、神奈川県公安委員会及び神奈川県警察に申し出られた警察職員の職務執行についての苦情を適正かつ迅速に処理するため、平成13年6月1日に「神奈川県警察職員の職務執行についての苦情取扱要綱」を施行している。

## 2 苦情の組織的対応

苦情の受理は、警察本部にあつては公安委員会室及び広報県民課において、警察署にあつては、警務課において全件受理し、受理後、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しているほか、警察法上の苦情の要件を満たしているものは、前記「苦情取扱要綱」の処理手続きに従い、本部長の指揮の下に当該苦情に係る職員の所属の長と連携して事実関係を調査し、その結果を本部長に報告の上、公安委員会の承認を受けて文書により申出者に通知している。

警察職員に不適切な職務執行があると認められる場合は、申出者に適宜適切な対応を行うとともに、当該職員には、再発防止の指導を徹底している。

また、神奈川県公安委員会あてに送付された文書については、全件神奈川県公安委員会に報告し、回答が必要なものについては、警察本部長を通じて調査し、その処理結果を神奈川県公安委員会に報告後、申出者に通知している。

なお、苦情要件に該当しないものについても、必要に応じて処理結果等を通知するなど誠実に対応している。

## 3 苦情処理システムの構築

警察情報管理システムによる相談情報管理業務実施要領の制定について(平成20年警察庁通達)に基づき、平成20年12月24日に、「神奈川県警察相談苦情ファイルによる相談情報管理業務実施要領」を制定し、平成21年1月5日から運用を開始して、相談・苦情の受理、対応状況等の一元的把握・管理を行っている。

## 【成 果】

### ○ 公安委員会あて苦情受理件数の推移

区 分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
法 定	56	44	44	47	43	65	70	78	99	99
法定外	16	1	1	1	0	1	0	0	0	3
その他	18	9	10	6	5	43	53	66	69	85
合 計	90	54	55	54	48	109	123	144	168	187

注：H13は6/1から12/31までの件数

警察職員の職務執行に対する苦情申出制度について、インターネットや県警のホームページなどの掲載等を通して、より多くの県民が知り得るようになったことから受理件数が増加傾向である。これに対し、前記ファイルシステムを構築して、迅速適正な処理に努め、平成22年末の未処理は17件である。

## 【定着化・深化の方向性】

警察職員の職務執行に対する苦情申出制度について、今後も各広報媒体の活用により県民に周知を図るとともに、引き続き、苦情への適切な対応と迅速な処理を推進していく。

また、公安委員会あてに送付された文書にあっても、関係法令、規則等の要件に基づき誠実な対応を継続していく。

所 管 課	警務部監察官室
検 証 項 目	
第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化 3 警察における厳正な監察の実施 (1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備	
政 策 の 内 容	
監察体制を増強するとともに、監察を強化することにより、警察内部の自浄能力を高め、国民の信頼回復を図る。	
検 証 結 果	
<p><b>【実施事項】</b></p> <p><b>1 非違事案への厳正な対処</b>            監察官室で認知した非違事案については、速やかに監察官、監察官室長を経て、警務部長、本部長まで報告を行っている。また、刑事事件として捜査が必要な場合は、捜査部門を投入するなど、厳正に対応している。            処分については、「懲戒処分の指針の改正について」（平成21年3月26日警察庁丙人発第83号）を参考にして、厳正かつ適正に懲戒権を行使している。</p> <p><b>2 予防監察体制の強化</b>            監察官室に予防監察を担当する警視（管理官）を配置するとともに、予防監察係を設置したほか、生活安全部、地域部、刑事部及び交通部に、予防監察を担当する指導担当の警視を新たに配置し、既に配置の警備部管理官を含め、各部で予防監察を担当する管理官又は警視を監察官室兼務とするなど、指導体制を強化している。            また、平成19年4月1日、身上把握及び指導等を柱に、各部門の業務管理及び人事管理を連絡調整するとともに、非違事案の未然防止対策を推進するために予防監察推進委員会及び同幹事会を設置した。予防監察推進委員会は四半期に1回、同幹事会は月1回開催している。            更に、平成22年4月、予防監察推進幹事会の幹事に生活安全部、地域部、刑事部及び交通部の管理官を加え、本部所属及び警察署に対する指導体制を強化している。</p> <p><b>3 予防監察活動の強化</b>            平成19年の予防監察体制の強化に伴い、過去の非違事案の発生状況を踏まえ、非違事案の未然防止に重点を置いた監察実施計画を作成するとともに、従来、四半期に1回の頻度で実施していた市警察部及び方面本部による警察署に対する随時監察を、原則として月1回実施するとともに、各部による警察署に対する予防監察についても同様に、原則として月1回実施している。</p> <p><b>4 総合監察における予防監察の推進</b>            毎年、各部ごとに全警察署を対象として、警察運営重点及び各部が定めた重点推進課題等の推進状況について監察を実施するとともに、同時に予防監察推進状況についても監察を実施している。</p>	
【成 果】	
<p>1 生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部において、原則として月1回、警察署に対する予防監察が実施されており、監察の強化が図られている。</p> <p>2 予防監察推進幹事会の幹事に管理官を加えて格上げしたことにより、各所属に対する指導力が強化され、特に、本部所属に監察の立場からの意見が反映されやすくなるなどの効果が認め</p>	

られる。

- 3 非違事案に厳正に対処するとともに、厳正な監察を実施した結果、非違事案の処分状況は、ピーク時の平成14年の3分の1程度で推移している。

---

**【定着化・深化の方向性】**

今後とも非違事案については、厳正に対処するとともに、非違事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察を実施し、警察の能率的な運営と規律の保持に努める。

## 検 証 項 目

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化  
 4 公安委員会の管理機能の充実と活性化  
 (1) 警察の行う監察をチェックする機能の強化

## 政 策 の 内 容

警察に対して、監察の実施状況を公安委員会に報告することを義務付けるとともに、公安委員会は、監察について必要があると認めるときは具体的又は個別的な指示ができる旨規定することにより、公安委員会の管理機能の充実と活性化を行ない、警察の行う監察をチェックする機能を強化して、国民の信頼回復を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 監察の実施状況等の報告

監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）に基づき、監察実施計画を作成したときは、速やかに報告している。また、同計画に基づき実施した監察の実施の状況については、四半期ごとに報告している。

## 2 警察法第56条第3項に基づく報告

公安委員会に対する警察本部長の報告は次のとおり定めており、これに従い適時適切な報告をしている。

## &lt;報告事項&gt;

- ・ 非違行為をした職員の所属、階級又は職名、氏名及び年齢
- ・ 非違行為の概要
- ・ 行おうとする懲戒、その他の人事上の措置の内容及び時期に係る方針
- ・ その他参考となる事項

## &lt;報告の時期&gt;

- ・ 報告は、直近の神奈川県公安委員会運営規則（昭和29年神奈川県公安委員会規則第8条）第3条に規定する定例会議又は臨時会議（以下「定例会議等」という。）において、書面又は口頭により行うものとする。ただし、社会的反響の大きい事案等、緊急やむを得ない場合は、各委員に事案等の報告をし、各委員が臨時会議招集の要請を行わず、処分方針等に異議を差しはさまないときは、当該各委員に対する個別報告で足りるものとする。この場合、事後、直近の定例会議等において当該報告について再度報告を行うものとする。

なお、監督上の措置（ただし、懲戒処分に付随する監督責任は除く。）については、社会的反響の大きい事案等を除き、毎月1回、その結果を報告するものとする。

## 【成 果】

平成13年4月27日、公安委員会からの指示を受け特命監察を実施し、結果を報告するとともに、毎年度、監察実施計画及び監察の実施状況を公安委員会に報告することとしており、公安委員会により監察をチェックする機能の実効性が確保されている。

また、懲戒事由に係る事案の報告により、公安委員会による管理機能の充実が図られている。

## 【定着化・深化の方向性】

今後とも、公安委員会に対する報告を適時適切に行う。

## 検 証 項 目

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化  
 4 公安委員会の管理機能の充実と活性化  
 (2) 補佐体制の確立  
 (3) 「管理」概念の明確化  
 (4) 公安委員会委員の任期の制限

## 政 策 の 内 容

- (1) 補佐体制の確立  
 補佐体制を確立することにより、神奈川県公安委員会の審議の活性化を図り、神奈川県公安委員会の役割である「警察に対する管理」の機能を充実させることとした。
- (2) 「管理」概念の明確化  
 「管理」概念を明確化することにより、神奈川県公安委員会の役割を明確にし、神奈川県警察本部からの報告等が適切になされるよう図ることとした。
- (3) 神奈川県公安委員会委員の任期の制限  
 神奈川県公安委員会委員の任期を制限することにより、豊富な経験と高い見識を有する者の中から幅広く適任者を求め、公安委員会と警察との間の緊張関係を担保することにより、神奈川県公安委員会の審議の活性化を図ることとした。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

- 1 補佐体制の確立  
 平成13年4月、総務課に公安委員会室を設置し、平成16年9月には、公安委員会室長を管理職とし、神奈川県公安委員会の補佐体制を強化した。
- 2 「管理」概念の明確化  
 平成13年3月、神奈川県公安委員会運営規則の改正を行い、「管理」概念を明確にした。
- 3 公安委員の任期の制限  
 平成12年の警察法の一部改正により、都道府県公安委員会委員については1期3年の3期までとする委員の再任制限に係る規定を遵守している。

## 【成 果】

- 1 補佐体制の確立  
 平成13年に、総務課に公安委員会室が設置され、専従の補佐体制が整備された。

平成22年12月 公安委員会室長以下6人体制

- 2 「管理」概念の明確化

神奈川県公安委員会運営規則を改正し、「管理」概念を明確化した。

公安委員会委員の構成 5人

任期別構成	3期目3人、1期目2人
年齢別構成	70歳代2人、60歳代3人 平均年齢69.4歳 平成22年12月
性別構成	男4人、女1人
職業別構成	経済界2人、教育界3人

公安委員会の活動状況

平成22年 定例会議開催状況、42回開催 平均会議時間、3時間22分

定例会議の案件について、主管課等から説明を受けたり、定例会議前に委員相互の意見交換を行うなど、審議の活発化のための取組が行われている。

具体的には、

- ・ 不適正事案の発生に際しての報告等受けて、再発防止対策等を指示

- ・ APEC警備に際しては、主管課等から詳細な説明、報告を受け、警備対策等に関し議論

#### 監察の指示

非違事案の発生に際し、平成13年4月に警察法第43条の2第1項の規定に基づく監察の指示を行った。

#### 公安委員会の会議以外の活動

- ・ APEC警備現場等の視察・督励
  - ・ 県下全警察署等の視察・督励
- 等を行っている。

#### 会議内容の公表

平成12年に神奈川県公安委員会のホームページを開設し、定例会議の内容を含め、可能な範囲で公表している。

### 3 公安委員会委員の任期の制限

平成12年の警察法の一部改正により、都道府県公安委員会委員については1期3年の3期までとする委員の再任制限に係る規定を遵守している。

横浜市、川崎市に次ぎ、相模原市の指定市移行（平成22年4月1日）に伴い、警察法施行令が改正（平成22年4月1日施行）され、複数の指定市を包括する道府県の警察法に規定する委員の任命の方法が定められた。（警察法施行令第3条の3）

---

#### 【定着化・深化の方向性】

公安委員会の管理機能の更なる強化が図られるよう、補佐体制の充実・強化に努める

## 検 証 項 目

- 第2 「国民のための警察」の確立  
 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応  
 (1) 警察安全相談の充実

## 政 策 の 内 容

警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の徹底、関係機関との連携の強化等を行うことにより、国民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止の徹底を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

- 1 **警察安全相談員の配置**  
警察安全相談員運用要綱（例規通達）を制定し、平成14年4月1日から施行した。警察本部及び警察署に実務経験の豊富なOBを配置している。
- 2 **警察相談員の指定**  
所属長が所属職員（本部所属及び警察署各課）の中から警察相談員を指定し、相談の受理体制を強化している。
- 3 **組織的対応の強化**  
「警察による相談業務の更なる充実強化について」と題した本部長通達を発出し、警察署長への迅速な報告、警察署長の指揮監督及び部門間の連携を徹底するとともに、警察本部の指導等通じ、相談業務について組織的管理の徹底を図っている。
- 4 **実務研修会の開催等**  
毎年春、警察署住民相談係員を対象に警察相談実務研修会を開催し、相談への適切な対応等について研修を実施しているほか、第一線警察官等に対しては、「警察相談だより」等の執務資料を発行してレベルアップを図っている。  
また、業務指導や巡回教養を通じて教養の徹底を図っている。
- 5 **関係機関との連携強化**  
県民相談に係る関係行政機関研修会等への参加を通じて、連携強化を図っている。

## 【成 果】

- 1 **警察安全相談員**  
警察安全相談員運用要綱制定当初の平成14年に5人でスタートし、現在は警察本部に1人、警察署に23人の合計24人の相談員を配置している。
- 2 **警察相談員**  
本部各所属に188人（広報県民課を除く）、警察署各課に1,423人（住民相談係を除く）の合計1,611人を指定している。

## 【定着化・深化の方向性】

- 1 **相談業務の早期システム化**  
早期に警察相談管理システムを構築し、相談業務の効果的な運用を図る。
- 2 **相談情報の集約、共有、活用**  
あらゆる部門で受理した相談情報を集約、共有、活用することにより、県民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止の徹底を図っていく。
- 3 **教養の継続**  
警察改革の趣旨が形骸化しないようにするとともに、相談への適切な対応の重要性を理解させるため、各種教養を継続して実施していく。

## 検 証 項 目

## 第2 「国民のための警察」の確立

- 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応
- (2) 告訴・告発への取組みの強化

## 政 策 の 内 容

告訴・告発については、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 体制の強化

- (1) 警察本部捜査二課に附置されている告訴センターに告訴・告発捜査の経験が豊富で事件判断に長けた人材を配置し、同センター員による各警察署に対する指導体制を強化した。
- (2) 告訴捜査中隊を2個中隊編成し、告訴事件捜査の荷重負担警察署に対して捜査員を分散しての応援派遣並びに告訴中隊を中心とした捜査本部を編成して、大規模告訴・告発事件捜査にあてる等の体制強化を図った。

## 2 告訴・告発の適切な受理及び処理のための取組み

## (1) 適切な受理及び迅速な処理

ア 告訴・告発を受理するに当たり、犯罪事実を構成しない契約等の民事上のトラブルや誣告等の虚偽告訴の防止及び民事等契約に隠れた犯罪事実の見落としを防止するため、知能犯罪の相談を受けた段階から、所定の様式により、警察署長の決裁を受けるとともに警察本部捜査第二課に送付させ、検討確認するなど本部と警察署が連携した受理・不受理の適正な判断を行った。

イ 警察本部捜査第二課は各警察署からの定期的な報告を求め、告訴・告発捜査の進捗状況を把握し、適宜、巡回指導や捜査員の応援派遣等の捜査指導、支援を行った。

## ウ 告訴・告発事件捜査強化月間の実施

長期末送付事件を中心に集中的かつ効率的な捜査を推進するため、毎年2月に捜査強化月間を実施し、昨年度は月間中に28件を送付（致）し、前年比+7件の成果を遂げた。

## エ 検察庁との事件検討会の実施

検察庁と各ブロックの警察署ごとの事件検討会を実施し、事件処理上の問題点、捜査方針等を検討し、迅速な事件送付に努めた。

## (2) 指導教養の強化

ア 知能犯捜査の専門的知識及び技能を習得させるための専科教養を実施している。

イ 新任知能犯係員に対する捜査実務等の習得を目的とした研修を行っている。

## 3 評価の見直し

社会的反響の大きな重大事件等重要告訴・告発事件の解決功労に対する積極的な賞揚のほか、知能犯相談業務等告訴告発捜査にかかる事務の軽重、従事捜査員の数、早期処理のための各種方策の実施状況等の告発事件捜査に対する取り組みを年間の累積功労として評価した。

## 4 効果の把握の手法及びその結果

告訴・告発の受理・処理件数

告訴・告発受理判断の適正化により、平成22年の告訴・告発の受理件数は82件であり、平成12年に比べ108件（43.2%）減少した。

平成22年の告訴・告発処理件数は98件で、特捜本部を設置した大型告訴事件処理のなかつ

た平成18年を除き、徐々に減少しており、平成12年に比べ25件（20.3%）減少しているものの平成20年からは、長期未処理であった医療法人理事長らによる診療報酬請求詐欺事件、介護併用終身居住型シニア住宅入居募集をめぐる詐欺事件や神奈川県職員3名による公金詐欺事件などの被害者他、関係者多数に上る重要大型詐欺告訴・告発事件について、本部及び警察署による特別捜査本部を設置して解決するなどして、平成22年末の未処理件数は201件で、平成12年末に比べ141件（41.2%）減少している。

## 【成 果】

### 1 告訴・告発の受理件数・処理件数・未処理件数

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
受 理 件 数	190	191	203	173	180	170	149	108	87	76	82
処 理 件 数	123	175	185	166	209	141	218	148	128	92	98
未 処 理 件 数	342	358	376	383	354	383	314	274	233	217	201

### 2 告訴・告発の処理状況

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
受 理 後 1 年 未 満	50 40.7%	70 40%	67 36.2%	63 38.0%	83 39.7%	49 34.8%	79 36.2%	43 29.0%	40 31.3%	27 29.3%	25 25.5%
受 理 後 1 年 以 上	73 59.3%	105 60%	118 63.8%	103 62.0%	126 60.3%	92 65.2%	139 63.8%	105 71.0%	88 68.7%	65 70.7%	73 74.5%
合 計	123 100%	175 100%	185 100%	166 100%	209 100%	141 100%	218 100%	148 100%	128 100%	92 100%	98 100%

### 3 告訴・告発の未処理状況

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
受 理 後 1 年 未 満	165 48.2%	167 46.6%	174 46.3%	140 36.6%	127 35.9%	143 37.3%	111 35.4%	89 32.5%	78 33.5%	65 30.0%	75 37.3%
受 理 後 1 年 以 上	177 51.8%	191 53.4%	202 53.7%	243 63.4%	227 64.1%	240 62.7%	203 64.6%	185 67.5%	155 66.5%	152 70.0%	126 62.7%
合 計	342 100%	358 100%	376 100%	383 100%	354 100%	383 100%	314 100%	274 100%	233 100%	217 100%	201 100%

## 【定着化・深化の方向性】

### 1 各種現行施策の確実な履行

これまで実施されている各種施策により、未処理件数の減少や早期事件判断による先行捜査着手など告訴・告発事件処理全体の時間短縮が図られてきており、今後もこれら施策を業務指導等を通じて継続して意識付けを行い、これら施策を確実に履行していくことにより、真に困っている被害者の声をくみ上げる真摯な相談受理及び適正な受理をはじめ更なる未処理事件の減少を図っていく。

### 2 警察署連合捜査の励行

特別捜査本部に至らぬまでも各警察署にまたがるような同一被告告訴・告発人による告訴・告発事件について、警察本部告訴センター仲介の元、警察署間連合捜査を励行し、捜査効率の上昇を図り、早期処理の実行を図っていく。

## 検 証 項 目

- 第2 「国民のための警察」の確立  
 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応  
 (3) 職務執行における責任の明確化

## 政 策 の 内 容

窓口職員の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更を実施し、警察官等の職務執行における責任を明確化し、職務執行の適正を担保することにより、国民の信頼回復を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

- 1 名札着用に関する例規の制定  
 平成16年に「神奈川県警察職員の名札の着用等に関する要綱の制定について」(平成16年3月31日 例規第16号、神装発第124号)を制定し、窓口業務に従事する職員を対象とした名札の着用基準を明確にし、職責の自覚を促した。
- 2 識別章の着装に伴う訓令等の改正  
 平成14年9月20日、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号)に基づき、神奈川県警察官服制規程(昭和55年神奈川県警察本部訓令第6号)等の改正を実施し、制服警察官の識別章の着装を徹底するとともに責任の明確化を図った。
- 3 警察手帳の常時携帯の推進  
 警察手帳の常時携帯を定着化することで、常時、警察官としての自覚を促すとともに、勤務時間外における街頭犯罪の抑止効果を推進する。
- 4 県民に対する周知の徹底  
 名札及び識別章の着装について、インターネットのホームページに掲載する等積極的に広報することで、県民に対する理解と協力を図る。

## 【成 果】

- 1 窓口職員等の名札の着装  
 名札着用業務対象職員はもとより、対象職員以外であっても、部外者の出席する会議や県民と接する機会積極的に着装するなど定着化が図られている。
- 2 制服警察官の識別章の着装  
 制服警察官については、常に識別番号を表示することで、職責が明確化され、取扱いが丁寧になる等県民からの反応も概ね良好である。
- 3 警察手帳の常時携帯  
 警察手帳の常時携帯により、通勤時の痴漢被疑者の検挙等一定の効果が認められる。

## 【定着化・深化の方向性】

- 1 名札着装業務の適宜適切な見直し  
 名札着用の対象業務については、現在8事務25業務となっているが、今後も業務の内容、県民の利便性等を考慮しながら対象業務の見直しを図っていく。
- 2 警察手帳の常時携帯と紛失防止の推進  
 警察手帳の常時携帯については、常に警察官としての自覚を促すことで、非違事案の防止や突発的な街頭犯罪への対処等効果が認められ、今後も継続して推進していく必要がある。

## 検 証 項 目

- 第2 「国民のための警察」の確立  
 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応  
 (4) 警察署協議会の設置

## 政 策 の 内 容

警察署協議会を開催することにより地域住民の要望・意見を把握するとともに、当該要望等を警察署の活動に反映させることにより、国民の信頼回復を図る。

## 検 証 結 果

**【実施事項】****1 協議会の開催**

平成12年の警察法改正により平成13年6月から警察協議会制度が発足し、県下53警察署に警察署協議会が設置された。(平成18年4月1日付けで相模原北警察署が新設、現在54警察署全てに設置)

会議は、平成17年以降、年4回(四半期に各1回)開催している。

隣接する警察署協議会や同一行政区内の警察署協議会において、情報の共有化を図ることを目的に合同会議を開催している。

毎年1回、警察本部において、協議会代表者を招致し、神奈川県警察署協議会代表者会議を開催している。

**2 幅広い分野からの委員の委嘱**

幅広い民意の警察業務への反映と適任者の確保の調和を図る視点から条例により、委員の任期を2年、再任は2回までとし、幅広い地域住民の要望、意見等の把握に努めている。

**3 意見等に基づく施策の実施**

地域住民の要望、意見等の把握に努めるとともに、意見等に対しては誠実に対応し、各種施策に取り組んでいる。

**4 議事概要等の公表**

警察署において議事概要を綴った閲覧用の簿冊を備え付けているほか、神奈川県警察ホームページに各警察署協議会の議事概要を掲載している。また、協議会の活動については、神奈川県警察ホームページ及び警察署ホームページを始め各広報媒体を活用するなど積極的に広報し、県民の理解と周知に努めている。

**【成 果】****1 協議会の開催状況**

別表1

**2 委員の委嘱状況**

別表2

**3 意見等に基づく施策の実施状況等**

別表3

## 【定着化・深化の方向性】

### 1 幅広い分野からの委員の委嘱

防犯関係団体や交通関係団体といった警察関係団体関係者の委員委嘱が3割を占めていることから、今後は居住地域、所属組織、年齢層等に偏りが生じたり固定化しないようバランスの取れた人選に努める。

### 2 関係団体等と連携した取組み

地域住民等の意見等に対する取組みについては、自治会、ボランティア、自治体や関係機関・団体、企業等の関係団体と連携して施策を推進していく。

別表 1

## 【開催状況】

	協議会数	開催回数	開催回数 (延べ)	委員定数	委員出席 (延べ人員)	委員実員 (延べ人員)	出席率 (%)	開催時間 (平均)
13年	53	9	463	544	4,194	4,738	88.5	1:45
14年	53	8	416	544	3,595	4,185	85.9	1:44
15年	53	6	316	544	2,808	3,228	87.0	1:58
16年	53	6	254	544	2,698	3,135	86.1	2:03
17年	53	4	212	544	1,926	2,176	88.5	2:05
18年	54	4	215	546	1,936	2,164	89.5	2:07
19年	54	4	216	546	1,942	2,174	89.3	2:07
20年	54	4	216	546	1,913	2,172	88.1	2:05
21年	54	4	216	546	1,916	2,178	88.0	2:04
22年	54	4	216	546	1,922	2,172	88.5	2:04
合計	535	53	2740	5450	24,850	28,322	87.7	2:00

別表 1 - 2

【合同会議開催状況】

	開催日	警察署協議会名	開催場所	態様
1	平成19年4月16日	多摩・麻生署	麻生警察署	隣接
2	平成19年4月24日	相模原・相模原北署	相模原北署	隣接
3	平成19年10月26日	秦野・伊勢原署	秦野署	隣接
4	平成20年10月29日	加賀町・山手・伊勢佐木・横浜水上署	伊勢佐木署	中区
5	平成21年2月2日	大和・座間・海老名署	大和署	隣接
6	平成22年1月29日	鎌倉・大船署	鎌倉署	鎌倉市
7	平成22年2月10日	大和・座間・海老名署	海老名署	隣接
8	平成22年7月16日	藤沢・藤沢北署	藤沢北署	藤沢市
9	平成22年7月27日	加賀町・山手・伊勢佐木・横浜水上署	加賀町署	中区
10	平成22年10月27日	相模原北・津久井署	相模原北署	緑区

別表 2

## 【委員の分野別構成】

項目 年	協議 会数	定 数	委員 数	性 別		分 野 別										
				男 性	女 性	教 育	医 療 福 祉	自 治 体	法 曹 関 係	保 護 司	報 道 関 係	地 域 防 犯 団 体	交 通 安 全 団 体	自 治 会	管 内 事 業 所	そ の 他
13年	53	544	544	407	137	59	84	36	20	16		28	66	92	116	27
14年	53	544	535	398	137	57	82	32	20	17		29	65	91	113	29
15年	53	544	544	389	155	60	100	36	17	20	2	40	62	75	85	47
16年	53	544	540	386	154	61	100	35	17	22	2	41	61	74	81	46
17年	53	544	544	383	161	60	82	32	15	32	2	51	63	76	102	29
18年	54	546	544	384	160	59	83	31	14	34	2	53	62	75	102	29
19年	54	546	544	386	158	62	65	35	6	34	4	46	67	69	116	40
20年	54	546	545	389	156	63	65	34	6	34	4	46	67	68	118	40
21年	54	546	546	398	147	55	33	37	9	25	0	85	77	63	103	58
22年	54	546	545	400	145	54	34	37	9	25	0	84	78	64	102	58

## 別表 3

## 【要望・意見の部門別受理状況】

	総・警務	生活安全	地 域	刑 事	交 通	警 備	その他	合 計
13年	90	115	115	18	155	21	30	544
14年	82	182	124	13	189	49	48	687
15年	55	139	91	4	103	9	60	461
16年	55	133	63	8	107	19	47	432
17年	56	101	59	4	102	13	15	350
18年	43	80	46	2	97	11	1	280
19年	54	64	42	6	70	7	13	256
20年	52	97	57	39	115	17	3	380
21年	47	72	67	34	81	27	0	328
22年	34	74	41	5	86	33	0	273

別表 3 - 2

【意見等に基づく施策】

	総・警務	生活安全	地 域	刑 事	交 通	警 備	その他	合 計
13年	2	8	12	2	12	0	0	36
14年	9	20	24	2	36	0	6	97
15年	21	27	6	1	21	0	8	84
16年	18	34	9	1	19	1	0	82
17年	6	32	12	0	24	1	0	75
18年	11	24	3	0	13	1	0	52
19年	8	13	6	1	19	0	0	47
20年	3	4	3	3	18	3	0	34
21年	2	6	3	0	11	0	0	22
22年	3	9	2	0	15	0	0	29

主な施策

意見・要望等	施策の概要
<p>[ 神奈川警察署 ]</p> <p>ピーガルクン子ども安全メールは、子どもの防犯対策に効果的なので関係者へ大いに周知したほうがいい。</p>	<p>[ 防犯対策の広報 ]</p> <p>中学校の入学説明会や保護者会等において、スクールサポーターによるピーガルクン子ども安全メールの利用方法の案内を行った。</p>
<p>[ 磯子警察署 ]</p> <p>京浜急行杉田駅前の信号機のない交差点は、駅利用者が交差点を斜めに横断し、危険ですので安全対策をお願いしたい。</p>	<p>[ 交差点の安全対策 ]</p> <p>交通課員が同交差点を調査したところ安全対策の必要性を認めたことから、横浜市と協議の上、同交差点にガードパイプを設置して歩行者の横断防止対策を図った。</p>

## 検 証 項 目

## 第2 「国民のための警察の確立」

- 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
  - (1) 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

## 政 策 の 内 容

国民は安心して暮らせる社会の実現を求めているところ、国民の身近にあって制服で行われる地域警察官によるパトロールを強化することなどによって国民の犯罪に対する不安感を軽減することにより、警察に対する国民の信頼確保を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 空き交番の解消

「治安情勢に対応した交番機能の強化について」(平成15年12月25日付け警察庁丙地発第37号)に基づき、空き交番解消のため、交番勤務員の増員、交番の統廃合等交番機能の強化を推進した。

## 2 駐在所の再評価

「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等について」(平成13年8月10日付け警察庁丙地発第35号)の中で指示された、駐在所機能の維持発展について、駐在所の配置の見直し、駐在所センサーの機種変更等を推進した。

## 3 パトロールの強化

- (1) 平成14年11月以降、毎年「街頭犯罪及び侵入犯罪等抑止・検挙総合対策の実施について」(本部長通達)を発出、さらに、平成17年1月「治安を回復するための街頭活動の強化について」(地域部長通達)を発出し、犯罪の抑止・検挙活動、街頭活動等を強化した。
- (2) 平成15年4月、職務質問検挙指導班を警部1人、警部補6人の体制で発足させ、数回の増員と指導班から指導係への格上げを行い、平成22年8月には警部2人、警部補11人、巡査部長11人の合計24人体制として、第一線地域警察官の職務質問技能を中心とした職務執行能力向上のための各種施策を行っている。
- (3) 平成22年4月、地域警察官の職務質問技能向上のため、職務質問リーダー制度を発足した。

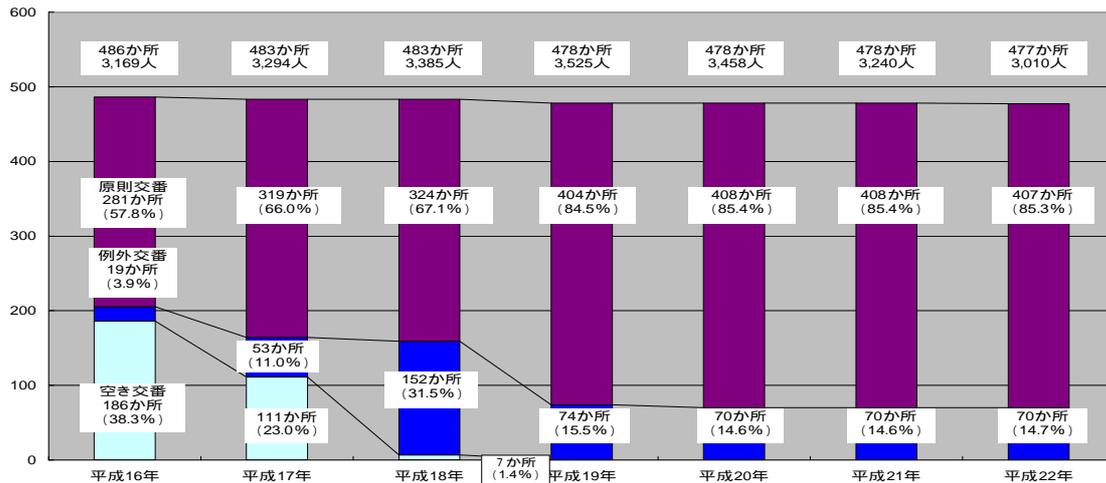
## 【成 果】

## 1 空き交番の解消

## (1) 空き交番解消計画

平成16年以降、  
 交番の統廃合による適正配置  
 地域警察官の増員  
 交番相談員の全交番配置

を柱に、空き交番解消による交番機能の強化を図り、平成16年4月に186か所あった空き交番を平成19年4月に解消した。しかし、翌年から交番勤務員が激減し、平成22年は3,010人で平成19年比 - 515人であり、警察署内の交番勤務員の調整により、空き交番は発生していないものの、発生直前の危機的水準に近づきつつある。



(2) 交番勤務員数(平成16年から平成22年)(4月1日現在)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
勤務員数	3,169人	3,294人	3,385人	3,525人	3,458人	3,240人	3,010人

(3) 交番相談員数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
相談員数	150	300	483	503	500	498	490

平成16年に150人であった交番相談員を平成18年までに全交番に配置した。

2 駐在所の再評価

(1) 駐在所配置の見直し

平成12年に146か所であった駐在所を、平成22年までに138か所に見直した。

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
駐在所数	146	145	145	143	143	143	142	142	139	139	138

(2) 駐在所機能の充実

ア 夜間や勤務員不在時の緊急事案対応を強化するため、平成16年12月1日から、全ての駐在所の加入電話に転送機能(ボイスワープ)を付加した。

イ 全ての駐在所の警戒強化のため、平成20年9月1日に赤外線センサーからマグネットセンサーに機種変更した。

3 パトロールの強化

(1) 刑法犯認知件数

平成12年に169,968件、平成14年に戦後最多となる190,173件に上昇した刑法犯認知件数を平成22年には93,369件(平成14年比 - 50.9%)まで減少させた。

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
刑法犯認知件数	169,968	179,692	190,173	186,290	183,148	142,920	122,529	112,529	113,556	98,216	93,369

(2) 地域警察官の検挙人員(刑法犯 + 特別法犯)

平成12年に21,012人であった検挙人員を、平成22年には28,733人まで上昇させた。

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総検挙人員(全体)	27,315	26,555	28,135	31,373	34,081	36,328	38,364	36,738	35,011	31,443	32,321
総検挙人員(地域)	21,012	20,897	22,557	25,818	28,776	31,527	34,074	32,134	30,224	27,092	28,733
地域検挙率	76.92%	78.69%	80.17%	82.29%	84.43%	86.78%	88.82%	87.47%	86.33%	86.16%	88.90%
指数 12年21,012 = 100.00	100.00	99.45	107.35	122.87	136.95	150.04	162.16	152.93	143.84	128.94	136.75

(3) 職務質問リーダー制度

平成22年4月、県下全54警察署の地域企画係に職務質問リーダーを配置し、若手警察官を中心に職務質問技能等の向上を図った。

【定着化・深化の方向性】

1 空き交番の解消

管内情勢に応じた交番の統廃合の推進、転用勤務の抑制及び計画的な週休指定をより厳格化するとともに、退職期に生じる欠員負担の均衡(一律不補充(欠員を警察署と本部が均等に負担))等を定着化させ、交番勤務員を確保する。

2 駐在所の再評価

管内情勢に応じた駐在所配置の見直し、不在対策機器及び警戒機器の厳格使用・整備、駐在所勤務員の確保等により、駐在所機能を維持発展させる。

3 パトロールの強化

職務質問検挙指導係及び職務質問リーダーによる指導をより一層強化し、若手警察官の早期育成を推進するとともに、地域警察官全体の職務執行能力の向上を図るなど、県民の安心感を高める街頭活動を強化する。

## 検 証 項 目

- 第2 「国民のための警察」の確立  
 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化  
 (2) 犯罪のないまちづくりの推進

## 政策の内容

犯罪を減少させ、市民が犯罪の被害に遭いにくい、安全に安心して暮らせる地域社会を形成することで、国民が感じる犯罪への不安感を軽減し国民の信頼を確保する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 安全・安心まちづくりの推進について

「安全・安心まちづくりの推進について」、「地域メッシュ犯罪類型別防犯活動の推進について」(平成12年1月、生活安全部長通達)等を発出し、21世紀を見据えた新たな治安対策として、安全・安心まちづくりを掲げるとともに、地域住民の身近な犯罪の発生等が多い地区を町内会・自治会単位に細分化して「メッシュ地区」に指定するとともに、重点的に地域安全活動を推進する地区をパイロット地区として指定し、住民、ボランティア、関係機関・団体等と連携して地域安全活動を推進して犯罪総量抑制に努めた。

## 2 生活安全アドバイザー制度の発足

平成14年5月、犯罪の起きにくい地域環境の整備を進める上で、防犯のノウハウ等必要な知識を有する警察官を「生活安全アドバイザー」として指定し、建築事業者等との防犯面での事前協議、事業者が行う防犯対策へのアドバイスをを行うなど、安全・安心まちづくりの取組みを強化する仕組みを構築し、防犯指導等を適切かつ効果的に行うこととした。アドバイザーに指定された者は、日本防犯設備協会が実施する防犯設備士養成講習及び防犯設備士資格認定試験等を受講(験)し、防犯対策の更なる知識・技能の習得に努めた。

## 3 街頭犯罪及び侵入犯罪等抑止・検挙総合対策の実施

県警察では、平成14年中の刑法犯認知件数が過去最悪(19万173件)を記録したこと、警察庁が示した「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について」を受け、平成15年を「治安回復元年」と位置付け、警察本部長を長とする「神奈川県警察街頭犯罪等抑止総合対策本部」(現「神奈川県警察街頭犯罪及び侵入犯罪等抑止・検挙総合対策本部」)を設置するとともに、生活安全総務課長を長とした各部の担当者からなる「街頭犯罪等抑止総合推進室」(現「街頭犯罪及び侵入犯罪等抑止・検挙総合推進室」同室長～生活安全総務課長・刑事総務課長)を設置して全庁的な体制を構築し、諸対策を総合的に推進した。

## 4 神奈川県における安全・安心まちづくり推進体制の整備

平成15年9月、神奈川県県民部県民総務室内に安全・安心まちづくり担当を置くとともに、同年11月、「安全・安心まちづくり推進本部」を設置し、本部長として副知事(元県警察総務部長)を充てるなど、安全・安心まちづくりの推進体制を整備した。  
 さらに同年12月、安全・安心に関する条例検討・制定部会を県庁内に設置した。

## 5 暮らし安全指導員制度の発足

平成15年6月、警察力を向上するための「知事部局・警察本部連絡会議」を設置し、知事部局との検討、折衝を重ね、平成16年4月、知事部局に「安全・安心まちづくり推進課」を新設するとともに、「暮らし安全指導員制度」を発足させ、従来、警察官が行っていた地域安全活動の一部を県職員にシフトし、県職員の活用による地域安全活動の活性化を図るとともに、警察力の向上を図った。

## 6 「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の施行

平成17年4月、神奈川県と県警察の共管条例として、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」が施行され、

- ・ 住宅に関する防犯上の指針
- ・ 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐輪場に関する防犯上の指針
- ・ 金融機関店舗等に関する防犯上の指針
- ・ 学校等における児童等の安全確保に関する指針

を条例に盛り込むなど神奈川県全体で安全・安心まちづくりの取組みの強化を図った。

### 【県内の市町村における安全・安心まちづくりに関する条例の制定状況】

10市2町

逗子市	逗子市まちづくり条例	平成14年7月1日施行
横須賀市	特定建築行為等に係る基準及び手続き並びに紛争の調整に関する条例	平成15年2月1日施行
	犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	平成20年4月1日施行
鎌倉市	鎌倉市開発事業等における手続き及び基準等における条例	平成15年4月1日施行
葉山町	葉山町まちづくり条例	平成15年4月1日施行
山北町	安全で安心な住みよいまちづくり条例	平成15年4月1日施行
厚木市	住みよいまちづくり条例	平成15年10月1日施行
川崎市	川崎市開発事業に係る手続き及び基準に関する条例	平成16年1月1日施行
小田原市	小田原市開発事業に係る手続き及び基準に関する条例	平成16年4月1日施行
茅ヶ崎市	茅ヶ崎のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例	平成16年6月1日施行
秦野市	秦野市安全・安心まちづくり防犯活動推進条例	平成17年4月1日施行
相模原市	相模原市開発事業基準条例	平成18年4月1日施行

## 7 「神奈川県警察子ども・女性安全対策室」の設置

平成18年3月、川崎市多摩区内のマンションから男児が投げ落とされて殺害されるという事案が発生し、また、全国的にも子どもを狙った凶悪事件が後を絶たない現況を踏まえ、平成18年4月、犯罪から子どもを守るための対策を専門的に担うプロジェクトとして、「子ども安全対策室」を設置した。

さらに、平成22年4月、子どもや女性を対象とする性犯罪等の未然防止を図る先制・予防的な警察活動を強化するため、子ども安全対策室の業務を加えた、生活安全総務課の附置機関「神奈川県警察子ども・女性安全対策室」を設置して、諸対策を強力に推進している。

## 8 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進による風俗環境の浄化等

平成18年4月、「神奈川県警察歓楽街総合対策推進本部」を設置して、関内・関外地区を始めとする14地区(15警察署管内)を「歓楽街総合対策推進重点地区」に指定し、県警察の総力を挙げた、健全で魅力あふれる歓楽街に再生するための総合対策に取り組んだ。

## 9 「振り込め詐欺撲滅対策推進本部」を設置

振り込め詐欺に係る検挙・抑止体制を強化するとともに、総合的な対策を推進するため、平成20年6月、警察本部長を長とする「振り込め詐欺撲滅対策推進本部」を設置し、刑事部参事官兼刑事総務課長兼生活安全部参事官を司令塔として、情報の一元化と部門間の調整を行った。

さらに平成22年3月、司令塔を補佐する特命理事官を設置し、更なる体制の強化を図った。

なお、平成20年6月には、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の規定に基づき、県知事による「振り込め詐欺犯罪抑止特別宣言」がなされるなど、官民一体となった振り込め詐欺撲滅対策を推進した。

## 10 万引き防止対策の強化

刑法犯の認知総量を押上げている犯罪の一つでもある万引きは、事業者の経営を圧迫する経済問題だけにとどまらず、青少年の健全な育成を阻害する要因となっているほか、近年では、高齢者による万引きが増加傾向にあるなど、大きな社会問題となっていることなどから、少年、高齢者等への啓蒙活動と併せて、万引きを企図する者に犯行を断念させるような環境づくりを促進するため、平成21年4月、「万引防止のガイドライン」を作製し、防犯カメラの設置・増設、店員の声かけ活動を強化するなど、ハード・ソフト両面に配慮した取組みを強化した。

## 11 重層的な防犯ネットワークの構築・運用

犯罪の起きにくい社会づくりの実現に向けて、社会各分野の各層にネットワークをきめ細かく整備し、犯罪被害に遭う不安を感じている人々や事業者等に対して、警察から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供するとともに、事件・事故発生時には、いち早く通報・連絡を受理できるようにするため、平成22年7月、警察本部及び警察署において、官民双方向の重層的な防犯ネットワークである、「セーフティメッシュかながわ」を構築・運用した。

## 12 ボランティア団体等に対する支援の充実・強化

県内各地域において、地域に根ざしたボランティア活動を展開しているボランティア団体の支援を県警察の組織を挙げてより強力に推進する必要から、平成22年9月、「神奈川県警察ボランティアサポート本部」を設置した。

また、ボランティア団体等に対する効果的な支援方策等について調査・研究・提言等を目的として、各分野(防犯、交通、少年育成等)において、広く活動しているボランティア団体の代表者等の有識者で構成する「神奈川ボランティアサポート連絡会」を設置した。

さらに神奈川県ボランティアサポート連絡会の専門部会として、防犯・少年関係の委員で構成する「防犯部会」を発足させた。

## 13 ハード面対策による地域環境の整備

犯罪の抑止に向けたハード面対策の一環として、平成14年度から「スーパー防犯灯」の設置・整備を推進し、平成18年度までに、県内10地区に50基を設置し運用してきた。平成20年度からは、地域住民の要望に少しでも多く応えられるように、5基1組セットのスーパー防犯灯ではなく、1基単位で設置、運用し、かつ、安価な「新型街頭緊急通報装置」を5地区に5基設置した。また、平成21年度には3地区3基を設置するとともに、平成22年度についても3地区3基を設置した。

さらに警察庁が平成21年度から2か年計画で、全国1箇所のモデル地区を選定し、「街頭防犯カメラシステムモデル事業」を実施することとし、同地区にJR川崎駅東口地区が選定された。

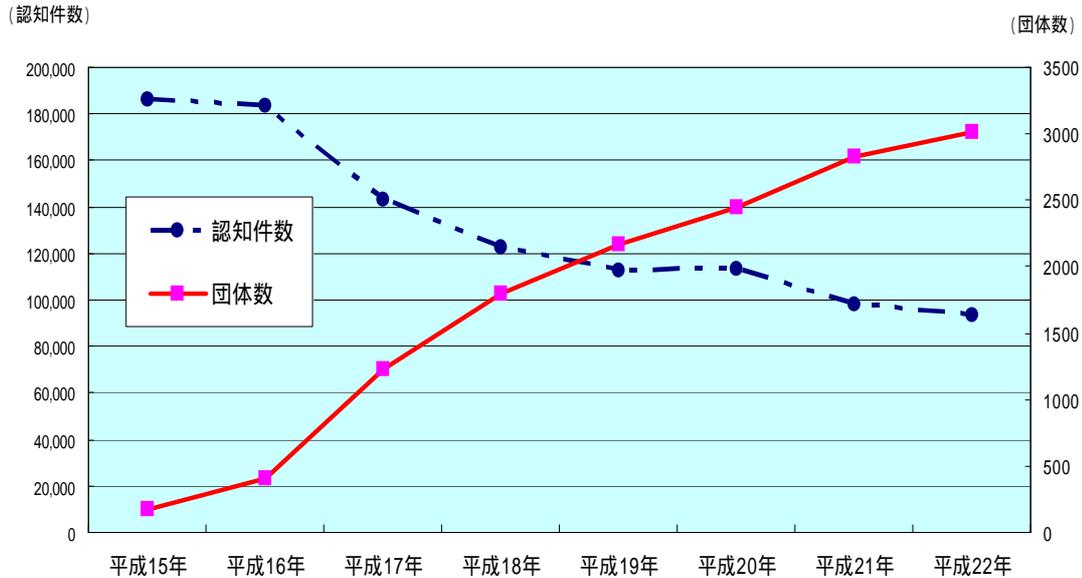
## 【成 果】

平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多の19万件台を記録するなど治安の悪化が憂慮される中、県警察が一丸となって治安回復に向けた諸対策に取り組むため、平成16年以降、県警察職員の鼓舞と士気高揚を目的に達成目標(数値目標)を掲げ、街頭犯罪等抑止総合対策本部を設置するなどして各種対策に取り組んできた。

また、地域住民の自主防犯意識の高揚とともに、地域における、安全・安心まちづくりの気運が大きく高まり、地域住民による防犯ボランティア団体が数多く結成され、防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域における防犯活動が活性化されるとともに、各自治体においては、防犯対策や犯罪に強い建物にするための項目を盛り込んだまちづくり条例等を制定するなど、警察と行政、県民、事業者、関係機関・団体等が一体となった防犯対策に取り組んだ結果、平成22年中の刑法犯認知件数については、9万件台前半で収束するに至った。

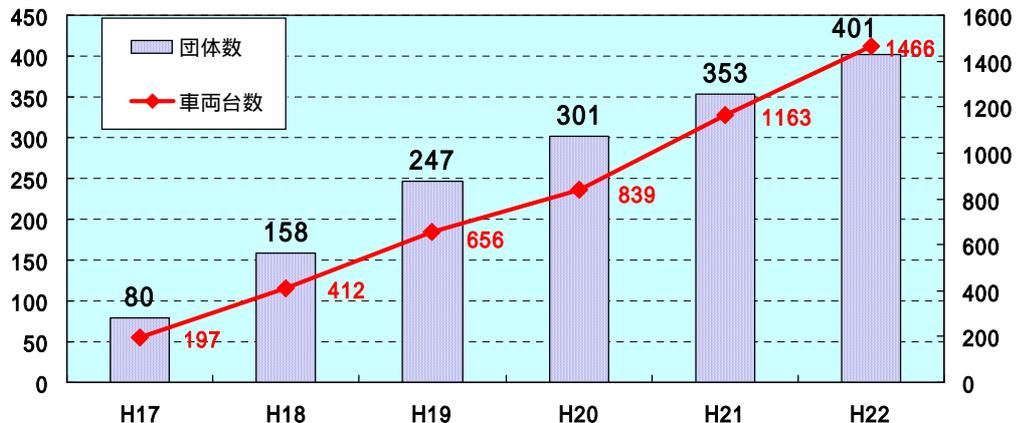
これは、比較的治安が良いとされていた平成初期の数値と同等である上、平成14年に記録した戦後最多の19万件台をおよそ半減させるに至る成果を上げた。

### 【刑法犯認知件数及び防犯ボランティア団体数の推移】



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
刑法犯認知件数	186,290	183,148	142,920	122,703	112,529	113,556	98,216	93,369
団体数	174	401	1,229	1,800	2,162	2,450	2,823	3,011

### 【青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールの実施状況】



### 【定着化・深化の方向性】

刑法犯認知件数の大幅な減少など、着実に成果を上げているところであるが、他方で、県が行った平成22年度の「県民の生活と県政についての意識調査」においては、治安が向上傾向にあるとする回答も認められるものの、県行政を推進する上で力を入れて取り組んでほしい分野の第1位が「治安対策」となるなど、更なる治安向上に期待する県民の意見が現れた結果であった。

また、高齢者を狙った振り込め詐欺や子どもや女性が被害となる性犯罪等の県民に不安を与える犯罪の発生は、いまだに後を絶たない情勢にあることから、犯罪の起きにくい社会づくりを実現するための諸対策を更に推進する必要がある。

## 検 証 項 目

- 第2「国民のための警察」の確立  
 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化  
 (3) 事故のないまちづくりの推進

## 政 策 の 内 容

交通管制システムや信号機の機能を高度化して、交通の状況に応じた信号制御を行うなどの特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通の安全と円滑を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

特定交通安全施設等整備事業として、交通安全施設等整備事業七箇年計画（平成8年度～14年度）、第一次社会資本整備重点計画（平成15年度～19年度）及び第二次社会資本整備重点計画（平成20年度～24年度）<継続中>により、信号機の集中制御化や半感应化といった信号機の高度化整備により、死傷事故の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量抑止といった効果を上げるとともに、現在も整備推進中である。

## 【成 果】

平成12年度から平成22年度において実施した特定交通安全施設等整備事業による各種整備効果については、以下に示す抑止効果等が認められる。

死傷事故発生件数の抑止効果・・・約4,500 [件]

交差点等の通過時間の短縮（円滑化）・・・約39,000 [千人時間/年]

通過時間の短縮による二酸化炭素排出量抑止効果・・・約77,000[t-CO2]

## 【定着化・深化の方向性】

交通事故、交通渋滞、環境汚染等の道路交通問題を解決し、安全・快適にして環境にやさしい交通社会の実現を目指して、今後とも、社会資本整備重点計画に沿って、交通管制システムや信号機の機能の高度化を図る特定交通安全施設等整備事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進する。

所管課		生活安全部生活安全総務課
検 証 項 目		
第2 「国民のための警察」の確立 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 (4) ストーカー問題への対応		
政 策 の 内 容		
ストーカー事案に関しては、被害者からの訴えや相談に対する警察の対応の在り方が厳しく問われたことを踏まえ、被害者の立場に立った的確な対応を推進することにより、国民の信頼確保を図る。		
検 証 結 果		
<b>【実施事項】</b> <b>1 ストーカー対策室の設置</b> 平成12年5月24日に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号、以下「ストーカー規制法」という）」が公布されたことに伴い、同年7月10日、生活安全総務課内に「ストーカー対策準備室」を設置し、各種規程の整備、人員の確保、装備資器材等の整備などの準備作業を行うとともに、同日、同室に「女性・子どものための相談電話」を設置してストーカー被害者からの相談受理体制を確立し、同年9月13日、生活安全総務課内に「ストーカー対策室」を発足させた。 また、平成12年秋の人事異動に伴い、全警察署の生活安全課にストーカー対策担当者として増員配置を行った。		
<b>2 マニュアルの作成・配付と担当者研修会の開催</b> ストーカー規制法施行に合わせ、ストーカー事案に対する適切な対応を徹底するためのマニュアルとして「ストーカー事案捜査等の手引き（ ）運用編」、「ストーカー事案捜査等の手引き（ ）実務編」を作成し各警察署に配付するとともに、警察署の担当者等を招致して、ストーカー対策等担当者研修会を開催し、ストーカー規制法の解説、運用、ストーカー事案に対する適切な対応等の周知徹底を図った。		
<b>3 関係機関・団体との連携</b> ストーカー規制法の施行を前に、被害者の保護を第一に考え、迅速かつ的確な対応を行うため、関係機関・団体との連携を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストーカー規制法第9条第1項に基づく「調査関係事項照会書」の運用について、固定電話、携帯電話各社及び県内行政機関と協議連携の上、全国で初めて運用を可能とした（警告等の行政措置を行うに際し、刑訴法に基づく捜査関係事項照会書の使用に疑義が生じ、警察庁との調整の上、県独自での様式を作成し運用した。）。</li> <li>・ 緊急一時避難に関する女性相談所との連携                ストーカー被害者が緊急一時避難を求めた場合、速やかなシェルターへの入所を可能にするため、県内における女性の一時避難を管轄する女性相談所と従来想定のなかったストーカー被害者についての適用を依頼し、協議の上、了解を取り付け、以後の連携を図った。</li> <li>・ 県内運送業者・郵便局との連携                物品の送りつけ行為等が発生した際の調査協力について、神奈川県トラック協会及び県内郵便局と協議の上、連携を図った。</li> </ul>		
<b>4 ストーカー規制法に関する措置要領等警察本部長通達の発出</b> ストーカー規制法の施行を前に「ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する警告及び援助等の措置要領について（平成12年11月14日神生総発第886号）」及び「ストーカー行		

為等の規制等に関する法律に基づく聴聞及び意見の聴取に係る事務処理要領について（平成12年11月14日神生総発第887号）」を発出し、全警察署に対して被害者の立場に立った的確な対応を推進するよう指示した。

#### 5 ストーカー規制法に関する措置要領等例規通達の発出

ストーカー規制法の施行を前に「ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する警告及び援助等の措置要領について（平成13年3月15日例規）」及び「ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく聴聞及び意見の聴取に係る事務処理要領について（平成13年3月15日例規）」を発出し、全警察署に対して被害者の立場に立った的確な対応を推進するよう指示した。

#### 6 神奈川県警察ストーカー事案管理業務（システム）の構築と運用開始

県警察で取り扱ったストーカー事案に係る情報を一元的に管理するとともに警察庁が行うストーカー事案の管理に資することにより、ストーカー事案に対する適正かつ迅速な対応を図ることを目的とした「神奈川県警察ストーカー事案管理業務」を県独自で構築し、平成14年7月2日から運用を開始した。

「神奈川県警察ストーカー事案管理業務実施要領の制定について（平成15年3月27日例規）」を発出した。

#### 7 「ストーカー対策ビデオ」等の配付と広報啓発活動の実施

平成13年から平成15年にかけて、警察庁から配付された「ストーカー対策ビデオ」等を県内の行政機関、大学、専門学校、図書館等に配付するとともに、警察署における貸し出しや防犯教室等における広報啓発活動を実施した。

#### 8 ストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の実施

平成16年5月の総務省通知に先駆け、平成15年4月、川崎市と協議連携の上、ストーカー行為等の被害者からの援助の申出に基づき、住民基本台帳閲覧制限等を実施することとした。その後、大和市、横須賀市、小田原市と連携し、同様の要綱を制定した。

#### 9 ストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の警察における対応に関する通達の発出

「配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の警察における対応について（平成18年10月30日通達）」を発出し、被害者から住民基本台帳閲覧制限等の申出に対する援助について、適切な対応を指示した。

#### 10 ストーカー相談受理時の的確な対応に関する通達の発出

「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について（平成18年12月28日通達）」を発出し、相談事案への組織的かつ迅速・的確な対応を指示した。

#### 11 男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応に関する通達の発出

「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応について（平成21年9月1日通達）」を発出し、事案の特性を十分に理解した上、迅速かつ積極的な対応を行うよう指示した。

#### 12 男女間トラブルに起因する相談事案への的確な対応に関する通達の発出

「男女間トラブルに起因する相談事案への的確な対応について（平成22年6月16日通達）」を発出し、県下各警察署に対して、ストーカー事案の被害者が被害を申告するか否か決めあぐねる場合には、届出者の意思のみに委ねることなく、事案の本質を見極め、必要に応じて警察から被害届の提出を働き掛けるとともに、被害者やその親族等に及ぶ危険性について理解させること等について指示した。

### 13 マニュアルの作成・配付

平成22年9月、ストーカー事案対応マニュアル「ストーカー事案に対する適切な対応について」を作成し、各警察署に配付し、ストーカー事案への適切な対応の徹底を図った。

## 【成 果】

### 1 ストーカー事案の認知件数の推移

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数	158	629	372	420	386	297	339	294	428	516	457

注1：平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2：認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触するか否かを問わず、執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届、告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上した。

### 2 ストーカー規制法の適用状況

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
警告	3	72	89	102	108	134	133	112	58	56	50
禁止命令等	1	2	8	4	4	4	5	0	1	4	0
仮の命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
援助	13	46	51	83	122	108	105	110	82	79	66
検挙	1(0)	8(0)	5(2)	13(0)	11(0)	13(0)	5(0)	7(0)	5(0)	2(1)	1(0)

注1：平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2：( )は禁止命令違反

## 【事例】

行為者は勤務先近くで見かけた被害者に一方的に好意を抱き、被害者の通勤時に待ち伏せするなどつきまとい等を繰り返したことから、相談を受理した警察署において、行為者に指導警告を行ったところ、行為者もしばらくはつきまとい等をやめていた。しかし、その後、行為者が被害者の自宅前で車両を徐行させながら通過するなどの行為が認められた。

被害者から援助の申出を受け、監視用カメラをセットしたところ、行為者が車両内からデジタルカメラで申出人方を撮影するなどのつきまとい等が複数回確認されたことから、ストーカー規制法に基づく警告を実施した。(相模原北署)

行為者は小学校の同級生であった被害者に一方的に好意を抱き、交際を求める手紙を郵送したり、無言電話をかけるなどのつきまとい等を繰り返したことから、相談を受理した警察署では、ストーカー対策室と連携し、行為者に対しストーカー規制法に基づく警告を実施した。その後、行為は止んでいたが、半年後に被害者宅に連続して電話をかけるなどのつきまとい等を行ったため、再度行為者に対しストーカー規制法に基づく警告を実施した。しかし、行為者は、被害者に対し義務のないことを要求するつきまとい等を行い、警告に違反したことから、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を実施した。(幸署)

被害者から、元交際相手からつきまとい等の被害を受けているので、警察施設で話し合いがしたいとの相談を受理したことから、ストーカー規制法に基づく援助の申出を受理し、被害防止交渉を円滑にするための必要事項の連絡、被害を自ら防止するための措置を教示し、被害者は警察施設において行為者に対する被害防止交渉を実施した。(三崎署)

行為者は通院先の医師である被害者に一方的に好意を抱き、義務のないことを要求するなどのつきまとい等を繰り返したことから、相談を受理した警察署では、ストーカー対策室と連携し、行為者に対しストーカー規制法に基づく警告を実施するとともに、ストーカー規制法に基づく援助の申出を受理し、住民基本台帳閲覧制限等及び被害防止のための監視カメラの貸し出しを行った。その後、行為者が、勤務先への手紙の投函、押し掛けなどのつきまとい等を繰り返したことから、被害者からの告訴を受け、行為者をストーカー規制法違反で通常逮捕した。(茅ヶ崎署)

### 3 ストーカー規制法以外の法令違反によるストーカー事案の検挙状況

区	分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計	
他法令違反の検挙(未遂を含む)	刑法犯	殺人											0	
		殺人未遂	1			1					2			4
		強姦		3		1	1		1	2				8
		暴行		1	1	1	4		3	2	2		1	15
		傷害	2	5	5	3	3	1	3	3		5	6	36
		脅迫	1	8	4	7	4	6	2	4	4	2	4	46
		強要		1		1					2		1	5
		恐喝				1	1				1		1	4
		窃盗		2	3	1		1	3	1	1	1	1	14
		強制わいせつ	1	1							1			3
		住居侵入	2	9	7	3	5	2	8	8	5	7	9	65
		逮捕監禁			1	2	1		1		1	1	2	9
		名誉毀損		2		2	2	2	2		1		4	15
		器物損壊		5	3		3	1	4	4	2		3	25
		公然わいせつ		2									1	3
		放火			2		3							5
		不退去							1					1
		わいせつ図画陳列									1			1
	強盗											2	2	
	特別法犯	暴処法違反						1		1				2
		軽犯罪法違反		1	4	1	2	3		1	2	1		15
		銃刀法違反		2				2			1	2	2	9
		迷惑防止条例違反	1	1							1	4	2	9
		児童福祉法違反		1										1
		保護育成条例違反				2			1				1	4
		児童ポルノ法違反									1			1
	検挙合計		8	44	30	26	29	20	28	26	28	26	37	302

注1：平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2：未遂罪のあるものについては未遂罪も含む。

注3：一つの事案につき、複数の他法令違反で検挙した場合は、最も法定刑が重い罪種に計上

## 【事例】

行為者は客として通っていた店で稼働していた被害者に一方的に好意を抱き、被害者の自宅に義務のないことを要求する手紙などを投函するつきまとい等を繰り返した。相談を受理した警察署は、被害者自宅での張り込み捜査を実施し、敷地内に入り込んで手紙を投函した被疑者を住居侵入の現行犯で逮捕した。行為者は被害者に対する強い執着心が認められ、拘留中に被害者に手紙を郵送し、更には、釈放後、同様の行為を反復して行うおそれがあったことから、ストーカー規制法に基づく警告を実施した。（相模原南署）

行為者は近隣に住む被害者に一方的に好意を抱き、被害者の自宅に押し掛けるなどのつきまとい等を繰り返した。相談を受理した警察署は、被害者自宅のパトロール強化などの警戒を行っていたが、被害者から行為者が押し掛けて来たとの通報を受けた交番勤務員が行為者に職務質問した際にナイフを所持していたことから、被疑者を銃刀法違反の現行犯で逮捕した。被疑者は被害者に対する強い執着心が認められ、釈放後、同様の行為を反復して行うおそれがあったことから、ストーカー規制法に基づく警告を実施した。（相模原署）

行為者は元交際相手である被害者に復縁を求め、被害者に義務のないことを要求するなどのつきまとい等を繰り返した。相談を受けた警察署は、被害者の携帯電話に被害者の生命、身体等に危害を加えるなどの脅迫する内容の行為者からのメールを確認したことから、被疑者を脅迫で通常逮捕した。被疑者は被害者に対する強い執着心が認められ、釈放後、同様の行為を反復して行うおそれがあったことから、ストーカー規制法に基づく警告を実施した。（泉署）

行為者は交際相手であった被害者に交際を断られたことに立腹し、被害者宅やその周辺に被害者の名誉を害する文書や写真などを貼り付けるなどのつきまとい等を繰り返した。相談を受理した警察署は、監視カメラを設置し、被害者自宅での張り込み捜査を実施した結果、被害者宅ドアに被害者を中傷する文書を貼り付けた行為を現認したことから、被疑者を住居侵入の現行犯で逮捕した。被疑者は被害者に対する強い執着心が認められ、釈放後、同様の行為を反復して行うおそれがあったことから、ストーカー規制法に基づく警告を実施した。（大和署）

## 4 その他ストーカー事案への対応状況

前記2及び3以外に、ストーカー事案への対応として、被害者への防犯指導や行為者への指導警告等を行っており、これらの件数は近年増加傾向にある。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
被害者への防犯指導	83	249	138	165	133	74	91	59	247	377	299
行為者への指導警告	29	88	58	48	41	16	29	26	123	149	133
パトロール	25	56	28	48	46	16	23	17	48	72	50
他機関等への引継ぎ	1	5	0	0	1	0	0	0	0	0	2
その他の対応	-	-	-	0	8	1	6	3	13	3	6

注1：前記2及び3以外の措置を講じたものを複数計上

注2：平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注3：「行為者への指導警告」は、ストーカー規制法に基づく警告でなく、行政指導である。

注4：「他機関等」は、保健所、女性相談所、医療機関等である。

注5：「その他の対応」は、平成15年から計上し、被害者の保護、行為者の入院措置等を計上している。

## 【事例】

被害者は、行為者不詳からマンション駐輪場にとめた自転車の前かごに、義務のないことの要求や卑猥な内容を記載した手紙を投函されるつきまとい等を繰り返された。

相談を受けた警察署は、監視カメラを設置し、行為者を特定した結果、隣のマンションに居住する被害者の同級生であることが判明したことから、被害者及び被害者の保護者の意向で、行為者に対し指導警告を行ったところ、行為が止んだ。(茅ヶ崎署)

被害者は勤務先で知り合った行為者から、好意を抱かれ、メールや電話で義務のないことを要求するつきまとい等を繰り返し行われた。相談を受理した警察署は、行為者につきまとい等を止めるよう指導警告を行った。しかし、行為者に精神障害が疑われるような言動が目立つようになったことから、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条に基づく通報を行い、行為者に入院措置が講じられた。(小田原署)

被害者から「元交際相手から執拗に復縁を要求される等のつきまとい等を繰り返し行われ不安である。」との相談を受理したことから、被害者宅及び勤務先のパトロール等を行うとともに、被害者等に携帯電話の番号及びメールアドレスの変更等の防犯指導を実施するなどの防犯対策を講じたところ、つきまとい等が止んだ。(横須賀署)

## 5 関係機関・団体との連携

多岐にわたる相談を迅速かつ的確に解決するため、県内の関係機関・団体との連携を図っている。また、神奈川県被害者支援連絡協議会への出席を始め、各行政機関・団体と定期的に会議や研修会を開催し、研究及び連携協力方を検討している。

## 6 ストーカー対策に係る広報啓発活動

ストーカー対策室及び各警察署においては、

- ・ 毎月10日「女性・子どものための相談」の日における、キャンペーン実施(リーフレット等の配布)
  - ・ 自治体広報誌、ミニコミ紙等への掲載
  - ・ 神奈川県警察ホームページ(警察署ホームページ)の活用  
県警ホームページ(各警察署ホームページ含む。)では、ストーカー規制法の解説及び被害防止方策、相談窓口などを記載し、ストーカー被害者に向けた広報啓発を実施している。
  - ・ 警察本部庁舎及び警察署前電光掲示板の活用
- などにより、ストーカー対策に係る広報啓発活動を実施している。

## 7 ストーカー対策に係る指導・教養の実施状況

実際にストーカー事案等の相談に対応する警察官に対し、対応に誤りなどがないよう研修会等の場において、指導・教養を実施しているほか、ストーカー対策室員による巡回教養や事案対応の指導を行っている。

- ・ ストーカー事案対応マニュアルを作成し各警察署に配付しているほか、定期的に執務資料「ストーカー対策室情報」を発出している。
- ・ 春と秋の人事異動期に合わせた「ストーカー対策等担当者研修会」のほか、任用科、警察相談実務研修会等で指導・教養を実施している。

## 8 その他のストーカー対策の実施状況

### (1) 住民基本台帳閲覧制限等

ストーカー被害者・配偶者暴力事案被害者の保護のための住民基本台帳閲覧制限等について、被害者に本制度の教示を行うとともに、市区町村と連携し必要な協力を行うよう、各警察署に対して指示した。

### (2) 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により(平成21年12月4日全面施行)、銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に

- ・ ストーカー規制法第2条第2項に規定するストーカー行為をした日
- ・ 同法第4条第1項に規定する警告を受けた日
- ・ 同法第5条第1項の規定による命令を受けた日

から起算して3年を経過していないことが追加された。

### (3) 行方不明者発見時の届出人への通知の例外

行方不明者発見活動に関する規則（平成22年4月1日施行）の制定により、行方不明者が、当該行方不明者に係る届出人から、ストーカー規制法第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第2項に規定するストーカー行為をされていた場合には、行方不明者の同意がある場合を除き、当該届出人に対して行方不明者が発見された旨の通知を行わないこととした。

## 【定着化・深化の方向性】

### 1 効果

ストーカー事案の認知件数が増加するとともに、ストーカー規制法に基づく措置、他法令による検挙件数等も増加しており、警察による積極的な対応が行われている。

また、被害者からの相談等について、被害者に対し、緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段を教示するととどまらず、関係機関等への紹介、行為者に対する指導警告等被害者の立場に立った適切かつ個別の措置を講じている。

### 2 今後の施策展開の方向性

引き続き、関係機関と相互に緊密に連携しつつ、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、行為者に対してはストーカー規制法等の法令に基づく措置を厳正に講じて被害者の安全の確保を図ることにより、ストーカー行為等への対策を推進する。

また、男女間トラブルに起因する事案については、警察や関係機関等が被害者やその親族等から相談を受けていたにもかかわらず、結果として重大な事件に発展させないように、各署に対し「男女間トラブルに起因する相談事案への対応について（平成22年6月16日神生総発第289号）」、「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応について（平成21年9月1日神生総発第240号）」他により指示したとおり、

- ・ 状況が急展開して重大事件に至ることが少なくないというこの種事案の特性を踏まえた対応を行うよう、警察職員への指導・教養を徹底する
- ・ できる限り早い段階での警察本部主管課への報告及び警察本部主管課による的確な指導を徹底する
- ・ 被害者やその親族等の認識を改めさせ、厳重な自衛措置や即時避難の重要性を理解させるよう努める。また、加害者に対しては、沈静化を図る観点から、加害行為をしていることの自覚を促すなど、被害者及び加害者への踏み込んだ対応を実施する
- ・ 配偶者暴力支援センター等と連携し、急場における一時避難場所を確保する
- ・ 被害者の説得にもかかわらず被害届が出されない場合であっても、双方当事者の関係等を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由があるときには、加害者を逮捕し、強制捜査を行うことも検討することとする。

## 検 証 項 目

## 第2 「国民のための警察」の確立

- 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
  - (5) 児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

## 政 策 の 内 容

少年の非行や犯罪被害等をめぐる情勢に関して、児童虐待、出会い系サイト、児童ポルノ等少年を取り巻く有害環境等の新たな問題への対応とともに、少年犯罪対策の強化が求められている。よって、こうした国民の要望に的確に対応することにより、国民の信頼回復を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 共通した取組み

- (1) 少年の非行防止・保護総合対策を強化するため、平成16年9月、少年課を少年育成課と少年捜査課に分課した。
- (2) 少年非行防止・保護に関する総合的な対策として、平成16年9月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について（例規通達）」を策定した。
- (3) 平成22年4月、相模原市が政令指定都市に移行したことに伴い、少年相談・保護センター相模原方面事務所を開設した。
- (4) 神奈川県青少年保護育成条例の全面改正に伴い、基本理念として「社会全体で青少年を守り・支え・育てる」ことを盛り込むなど、少年の健全育成を推進する社会環境の整備に努めた（平成23年4月1日施行）。

## 2 児童虐待等新たな問題への対応

- (1) 児童虐待の通告件数が増加傾向にあるなど、深刻な状況にあることから、平成19年12月、「神奈川県警察児童虐待対策推進要綱の制定について（例規通達）」を策定し、警察本部及び警察署に児童虐待対策班を設置することにより、児童虐待の早期発見・早期保護を推進している。
- (2) 平成18年11月、児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける「子ども安全110番」を設置した。
- (3) 児童相談所長等が行う臨検、立入調査等における援助要請や都道府県知事による接近禁止命令への適切な対応に努めている。
- (4) 少年警察担当警察官の専門的な知識・技能の向上のため、平成19年度より児童虐待研修会を実施している。
- (5) 要保護児童対策地域協議会に出席し、児童相談所等と必要な情報交換に努めている。

## 3 出会い系サイト対策

- (1) 出会い系サイト規制法の禁止誘引行為の取締りを強化するため、警察署への実践的な指導・教養を実施するとともに、研修会の開催や執務資料を作成・配布することにより、捜査能力の向上に努めた。
- (2) 平成21年3月、少年及び保護者向けの教材として「ピーガル・キッズサイバースクール」（DVD）を製作し、県内全小学校に配布した。
- (3) 平成21年4月、携帯電話の危険性を訴える保護者向けのパンフレット「知っていますか？ケータイ・ネットがもたらす危険性！」を作成し、学校、PTAに配布したほか、県警ホームページにも掲載した。
- (4) インターネットの危険性や安全安心な利用法に関する講習を終了した者を「サイバー・セーフティ・アドバイザー」として認定し、学校などにおいて広報・啓発活動を実施している。

- (5) 平成23年4月1日施行の改正神奈川県青少年保護育成条例に、青少年が使用する携帯電話のフィルタリングを解除する場合には、通信事業者に対して、その理由を保護者が書面で提出しなければならないことを規定した。

#### 4 児童ポルノ対策

- (1) 児童ポルノ公然陳列違反の取締りを強化するとともに、署員に対する実践的な指導・教養を行うことにより、捜査能力の向上を図っている。
- (2) かながわ青少年育成指針（平成23年1月1日改訂）に、児童ポルノは絶対に許さないという社会気運の醸成を図るための施策を盛り込み、関係機関連携による取組みを強化することとした。
- (3) 県警ホームページに、インターネットホットラインセンターの周知と児童ポルノの悲惨さを訴える啓発資料を掲載するとともに、パネル展を実施して広報・啓発活動を実施した。
- (4) 少年相談・保護センターにおいて、福祉犯罪による被害児童の立ち直り支援を実施している。

#### 5 少年犯罪対策の強化

##### (1) 捜査体制の整備等

- ア 凶悪・粗暴な少年事件が発生した場合には、発生・認知段階から少年捜査課捜査員を発生署に派遣し、早期に捜査体制を確立するなど組織捜査を推進している。
- イ 署員に対する実践的な指導・教養のほか、少年事件指導官が県下警察署を計画的に巡回し、捜査中の事件について必要な指示を与えるとともに、事件の早期送致等について指導している。
- ウ 警察署の少年係員を対象に、少年事件の現状や問題点、早期事件送致、事件の擬律判断、捜査手法等に関する研修を年2回実施している。

##### (2) 街頭活動の強化

- ア 少年警察ボランティアと連携した声かけ・街頭補導活動を強化した。
- イ 平成19年4月より、横浜水上警察署を除く53警察署の生活安全課にスクールサポーターを配置し、学校における問題行動等への対応、子どもの安全対策などを強化している。

##### (3) 関係機関、ボランティア等と連携した非行少年等に対する立ち直り支援

- ア 改正神奈川県青少年保護育成条例に、県の責務として「青少年の健全育成に関する総合的な施策の推進については、関係機関及び関係団体と連携及び協力して実施するよう努めなければならない」ことを規定した。
- イ 学校警察連携制度を6つの教育機関と構築し、学校と警察が問題を抱える少年の具体的な情報を共有し、きめ細かな立ち直り支援を実施している。
- ウ 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている個々の少年の立ち直りを図るため、関係機関や少年警察ボランティア等と連携し、これら少年を支援するための少年サポートチーム活動を推進している。
- エ 少年警察ボランティア等と連携した社会参加活動、環境浄化活動を実施している。

### 【成 果】

#### 1 児童虐待等新たな問題への対応

##### (1) 被害児童に対する支援

少年相談・保護センターを中心に、児童相談所等の関係機関との連携と役割分担のもと、少年相談員による被害児童の特性を踏まえたカウンセリング、保護者に対する助言・指導、家庭環境の調査等のきめ細かな継続的支援を実施している。

##### (2) 関係機関との連携状況

児童福祉法に基づき地方公共団体が設置している要保護児童対策地域協議会に積極的に参加した。また、児童虐待防止法第10条の規程に基づき、児童相談所長から警察署長に対して

なされる援助要請は、平成22年中は12件であった。

【児童虐待防止法第10条に基づく援助要請件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
件数	2	38	37	47	36	26	14	17	18	11	12

(3) ボランティアの委嘱状況

平成10年から被害少年サポーターを委嘱しており、平成22年12月末現在53人が委嘱されている。

(4) 児童虐待に関する少年相談の受理状況

平成22年中、児童虐待に関する少年相談の受理状況は30件で、前年と比較して8件(36.4%)増加した。

【児童虐待に関する少年相談の受理件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
件数	52	43	47	41	53	48	66	34	19	22	30

(5) 児童虐待の通告件数

平成22年中、警察から児童相談所に通告した件数は1,657件で、前年と比較して431件(35.2%)増加し、過去最多となっている。

【児童虐待の通告件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
件数					42	110	103	385	1,285	1,226	1,657

平成15年以前は当時の資料がなく不明である。

(6) 児童虐待の検挙状況

平成22年中の児童虐待の検挙件数は17件で、前年と比較して2件(10.5%)減少した。

【児童虐待の検挙件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	21	10	7	4	15	9	25	14	29	19	17
身体的虐待	18	6	4	4	14	7	9	7	19	9	11
性的虐待	2	0	1	0	1	2	16	7	9	9	3
怠慢又は拒否	1	4	2	0	0	0	0	0	1	1	2

## 2 出会い系サイト対策

(1) 平成15年6月に制定された、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の適正かつ効果的な運用を図るとともに、出会い系サイトに関連した事件の検挙を推進している。

【出会い系サイトに関係した事件の検挙件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	7	48	98	103	115	205	248	242	324	265	217
児童買春・児童ポルノ法違反	2	18	74	52	58	93	151	123	130	98	94
青少年保護育成条例違反	1	19	20	33	36	84	75	85	42	27	9
児童福祉法違反	0	1	0	1	2	5	7	4	3	13	4
重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)	1	1	0	5	7	2	2	2	1	1	1
粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)	2	1	1	3	2	4	2	1	1	0	0
出会い系サイト規制法違反					2	2	0	0	22	135	118
その他	1	8	3	7	8	17	11	5	12	8	2

注：出会い系サイト規制法の施行が平成15年であるため平成12～14年の数値はない。

【出会い系サイトに関係した事件の被害者数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
被害者数			98	98	117	188	170	161	123	95	65
児童			94	90	107	174	157	153	116	85	63
女子			94	90	107	174	157	153	115	85	63

平成12・13年は当時の資料がなく不明である。

(2) 出会い系サイト規制法違反事件の取締りを強化した結果、児童買春・児童ポルノ法、青少年保護育成条例違反の検挙件数が増加し、平成16年から平成22年まで7年連続全国第一位の福祉犯罪の検挙実績を上げている。

### 3 児童ポルノ対策

(1) 児童ポルノ事件の送致件数、送致人員及び被害児童数はここ数年増加している。

【児童ポルノ事件の被害児童数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
被害児童数	8	4	3	3	8	25	53	18	22	34	23

(2) 署員に対する少年捜査課捜査員による実践的な教養により、署員の中には、インターネット利用による児童ポルノ事件の捜査手法を習得した捜査員が増えたが、まだ体制が十分ではないことから、今後も実践的な教養のほか、各種研修等により捜査手法を習得した捜査員の育成を図る。

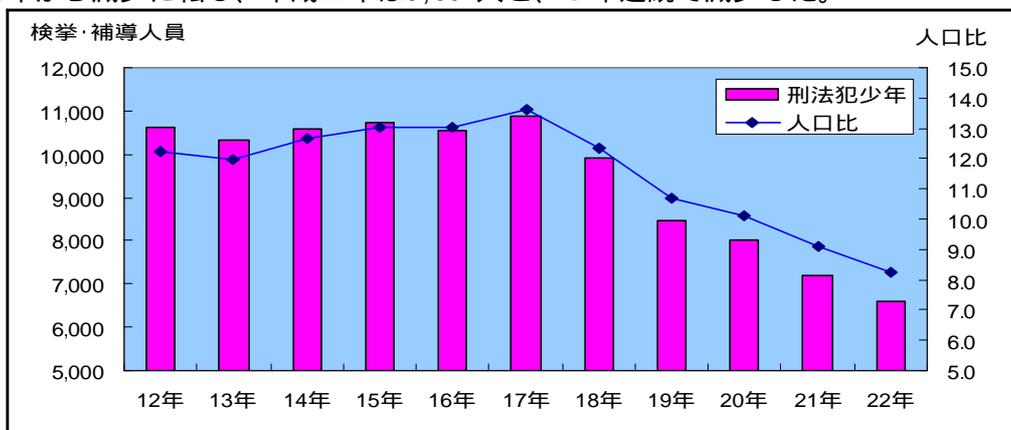
【児童ポルノ事件の送致件数及び送致人員】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
送致件数	14	7	5	31	10	32	79	44	60	105	134
うちインターネット利用に係るもの	2	4	3	8	0	8	14	6	15	24	80
送致人員	29	5	8	38	7	21	30	27	46	85	90
うちインターネット利用に係るもの	2	4	3	8	13	13	6	6	16	16	14

### 4 少年犯罪対策

(1) 刑法犯少年検挙・補導人員

刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成12年から17年までは横ばいで推移していたが、平成18年から減少に転じ、平成22年は6,594人と、5年連続で減少した。



【刑法犯少年の検挙・補導人員】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
検挙・補導人員	10,635	10,309	10,590	10,717	10,551	10,900	9,923	8,454	8,012	7,214	6,594
人口比	12.3	11.9	12.6	13.0	13.1	13.6	12.3	10.7	10.1	9.1	8.2

触法少年を含む。

(2) 不良行為少年の補導人員

不良行為による補導人員は、平成12年から20年まで増加し、平成21年は減少したが、平成16年以降10万人を超える少年を補導している。

【不良行為少年の補導人員】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総 数	50,137	59,009	65,269	79,552	100,367	103,410	115,871	160,465	164,529	131,180	139,376
飲酒	2,041	2,323	2,381	2,963	3,110	2,539	2,335	2,485	2,154	2,301	2,182
喫煙	21,226	22,833	22,904	27,121	33,952	33,030	34,905	49,367	50,928	41,346	49,241
深夜徘徊	21,966	28,425	34,645	42,814	54,863	59,389	69,171	92,413	97,578	84,544	84,339
その他	4,904	5,428	5,339	6,654	8,442	8,452	9,460	16,200	13,869	2,989	3,614

(3) 少年相談の受理状況

少年相談の受理件数は、平成12年から22年まで増加傾向で推移しており、特に保護者等からの相談が増加している。

【少年相談の受理状況】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総 数	3,794	4,251	4,833	4,954	4,756	4,615	4,434	4,585	4,508	4,633	4,713
少年自身	849	759	904	985	1,004	967	968	1,049	885	1,047	865
保護者等	2,945	3,492	3,929	3,969	3,752	3,648	3,466	3,536	3,623	3,586	3,848

(4) 関係機関、ボランティア等と連携した非行少年等に対する立ち直り支援

学校警察連携制度は、平成22年12月末までに1,005件を運用している。

【学校警察連携制度の運用状況】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
件 数					4	37	54	143	174	332	261

学校警察連携制度は、平成16年11月から運用している。

(5) 少年サポートチームの編成状況

少年サポートチームは、平成22年12月末までに61件編成している。

【少年サポートチームの編成状況】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
件 数					3	8	15	16	6	9	4

少年サポートチーム活動は、平成16年7月から実施している。

【定着化・深化の方向性】

1 関係機関・団体等と連携した少年の健全育成を図る取組みの強化

社会全体で青少年を守り・支え・育てることを盛り込んだ改正神奈川県青少年保護育成条例を県民に広く周知するとともに、少年が非行や被害の未然防止について自ら考える非行・被害防止サミット、関係機関・団体と連携した少年サポートチーム活動を強化する。

2 学校警察連携制度の構築

学校警察連携制度の拡大を図り、問題を抱える少年に対してきめ細かな立ち直り支援を実施する（平成23年1月末現在、6教育機関と連携制度を構築）。

3 フィルタリング100%普及を目指した取組みの推進

保護者にフィルタリングの重要性・必要性についての認識・理解を浸透させることにより、児童が使用する携帯電話にフィルタリングが100%設定されるよう広報・啓発活動を推進する。

#### **4 声かけ・街頭補導活動の強化**

少年警察ボランティアと連携した街頭における声かけ・補導活動を強化し、少年の非行と被害の未然防止を図る。

#### **5 児童虐待の対応の強化**

児童虐待が深刻な状況にあるため、引き続き、各種警察活動を通じた児童虐待の早期発見・被害児童の早期保護、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応、児童相談所等への確実な通告及び児童相談所長等からの援助要請等への適切な対応に努める。また、関係機関と連携し、被害児童の継続的支援に努めるとともに、刑罰法令に触れる事案の厳正な捜査に努める。

検 証 項 目

- 第2 「国民のための警察」の確立  
 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化  
 (6) 民事介入暴力対策の強化

政 策 の 内 容

暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力が国民に身近な不安として存在していることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

検 証 結 果

【実施事項】

1 暴力団関係相談の適切な処理及び暴力団対策法の積極的な活用

神奈川県警察及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づき神奈川県公安委員会が指定する財団法人神奈川県暴力追放推進センター（以下「センター」という）において、暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置を行った。

暴力団関係相談とは、暴力団員による不当な行為に関する相談、暴力団からの離脱に関する相談、暴力団事務所に関する相談のほか、暴力団員等の行為又は暴力団等の存在若しくは活動に起因する被害、不安、困難に係る相談等、助言、援助、情報の提供等を求める一切の相談をいう。

2 関係機関との連携の強化

平成19年6月、政府は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応についてまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（以下「企業指針」という。）を策定したことを受け、県警察は、民事介入暴力対策に必要な暴力団等反社会的勢力との関係遮断の徹底を図るため、関係省庁・団体と連携し、各種取引等からの暴力団排除を推進した。

また、横浜弁護士会非弁護士取締・民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）センターと連携して、民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援を積極的に推進した。

【成 果】

1 暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置

暴力団の不透明化、資金獲得方法の変化から暴力団相談件数は年々減少傾向にある一方、センターへの相談件数が年々増加しており、平成19年には500件を超え、平成22年には過去最高の受理件数を示した。

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
相談受理件数	1275	1078	1003	945	899	775	895	818	785	811	781
警察受理	663	536	524	488	509	388	406	298	264	272	230
センター受理	376	350	336	389	337	343	461	510	514	529	547
その他（相談員等）	236	192	143	68	53	44	28	10	7	10	4

暴力的要求行為（法第13条）に基づく援助措置要請は次のとおりである。

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
0	0	2	1	1	1	2	0	1	0	0

### 援助の措置年別実施状況

年	件数	援助措置の内容
H14	2	稲川会系組長による家賃の債務猶予
		稲川会系組員によるレンタカー代金の債務猶予
H15	1	稲川会系幹部による家賃の債務猶予
H16	1	稲川会系幹部による家賃の債務猶予
H17	1	稲川会系組員による鍵の修理代の債務猶予
H18	2	稲川会系組員による電気料金の債務猶予
		稲川会系組員による電気代金の債務猶予
H20	1	稲川会系組員に対し拒否通知交付の際の警察施設利用

## 2 暴力団排除活動組織の活動

暴力団排除活動の職域における推進母体として設立した県内の暴排組織は、現在は20の協議会が設立されており、平成12年の警察改革以後、11協議会、そのうち平成19年の企業指針以降には5協議会が設立され、各業界全体での暴力団排除活動を強力に推進している。

設立年	名 称
平成12年	神奈川県遊技場協同組合暴力対策協議会
平成13年	神奈川県産業廃棄物処理業等暴力団排除対策協議会
平成15年	郵便局暴力団等排除連絡協議会
平成16年	横浜ベイスターズ・横浜スタジアム暴力団等排除連絡協議会
平成18年	東日本高速道路株式会社神奈川県不当要求防止連絡会
平成18年	中日本高速道路株式会社神奈川県不当要求防止連絡会
平成19年	UR都市機構神奈川県暴力団排除対策協議会
平成19年	ららぽーと横浜暴力団排除連絡協議会
平成19年	神奈川県証券警察連絡協議会
平成20年	神奈川県警備業暴力団等排除対策協議会
平成21年	神奈川県銀行警察連絡協議会

神奈川県警察、民暴委員会及びセンターの3者（以下3者という。）は、「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」を平成11年7月12日に締結し、相互に緊密な連携を図っている。

### < 具体的事例 >

- えせ同和関係者による大磯町長に対する住宅新築資金貸付強要事件  
大磯町長に対する限度額を超えた住宅新築資金貸付強要事件に関し、平成13年、3者連携して、えせ同和行為者に対し、関係遮断の内容証明文書の送付及び事件化を図り、えせ同和関係者を逮捕して行政対象暴力対策の推進を図った。
- 対立抗争の暴力団事務所の撤去  
平成14年4月23日、厚木市内において発生した稲川会系暴力団と山口組系暴力団の対立抗争事件を契機として、厚木警察署管内暴力団排除推進協議会と睦合南地区自治会連絡協議会が主体となって、民暴委員会、センター、県警察等と連携し、署名運動、厚木市への請願書を提出、さらに民事訴訟によって事務所を使用禁止にさせた。
- 稲川会総裁らに対する使用者責任に勝訴  
平成18年6月20日、稲川会系幹部等による傷害致死事件の被害者遺族が、実行犯と使用者である稲川会総裁らに対する損害賠償請求訴訟を横浜地方裁判所に提訴し、3者で連携して平成20年12月16日、使用者責任を認める中間判決により同日、6,000万で和解した。
- 稲川会系組員に対するみかじめ料拒否通知の発出  
川崎駅近くの建設現場で平成20年1月、稲川会系組員からみかじめ料を要求された会社役

員の代理人として、3者連携して川崎警察署において稲川会系組員に対し、今後同様の行為をした場合、稲川会会長に対して損害賠償請求訴訟をおこすことを警告する「みかじめ料拒否通知」を稲川会系組員に直接手渡した。

・ 対立抗争の暴力団事務所の明渡し

平成21年7月5日発生の住吉会系暴力団と稲川会系暴力団の対立抗争現場となった平塚市所在の稲川会系暴力団事務所について、平塚市暴力追放推進協議会が平塚市、民暴委員会、センター、県警察と連携し、市長を先頭に暴排パレード、総決起大会などの暴排運動を強力に推進した結果、同年10月6日事件現場である暴力団事務所が明渡された。

市長を先頭にしたパレードの実施



総決起大会の状況



**【定着化・深化の方向性】**

- 1 企業指針に基づき、関係省庁、団体からの情報提供に関する相談が急増しており、神奈川県暴力団排除条例の施行により、さらに増加することが見込まれるため、積極的かつ適切に対応していく。
- 2 協議会や行政、民間団体の不当要求に関する研修などの支援を実施し、事務所撤去、損害賠償請求などの民事訴訟に関しては、民暴委員会、センターと連携して積極的に推進していく。

## 検 証 項 目

- 第2 「国民のための警察」の確立  
 3 被害者支援の推進  
 (1) 犯罪被害給付制度の拡充

## 政 策 の 内 容

犯罪被害者支援法及び関係法令の改正により内容が拡充された犯罪被害給付制度を適切に運用することにより、被害者の経済的被害等の軽減を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 制度周知のための広報活動の推進

県民に対して犯罪被害給付制度の周知を図るため、警察署及び交番にポスターの掲示を行うとともに、「ふれあい警察展」、「被害者支援シンポジウム」、「被害者支援週間キャンペーン」及び各警察署で行われるキャンペーンにおいてポスター掲示やリーフレット配布等の広報活動を実施した。

また、インターネット社会に対応すべく、県警ホームページ及び警察署ホームページに犯罪被害給付制度の概要を掲載している。

## 2 部内教養の実施

各警察署の被害者支援要員を対象とした研修会を行っている他、適宜本部担当課員による巡回教養（幹部会議、招集日教養等）を実施して現場警察官に制度の周知徹底を図っている。

## 3 部外との連携

(1) 平成13年5月に設立された、「NPO法人神奈川被害者支援センター」（平成20年3月、犯罪被害者等早期援助団体指定）と連携して広報啓発活動を行っている。

(2) 平成21年6月、に開設された警察、県及び前記(1)の民間支援団体が三位一体で活動する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」と連携して広報啓発活動を推進すると共に、同所において、犯罪被害給付金が支給されるまでの間、犯罪被害者等に対して県が生活資金の貸付を行う制度を運用することにより、被害者の経済的負担の軽減を図っている。

## 【成 果】

犯罪被害者等給付金の申請及び裁定状況

平成21年度は、申請者34人、裁定28人、裁定金額6,300万円であった。

【犯罪被害者等給付金の支給申請・裁定の遷移】

年 度 別	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
申 請 者 ( 人 )	31	21	33	34	25	34	40	38	25	34
裁 定 数 ( 人 )	15	38	37	15	40	26	36	44	29	28
裁定金額(百万円)	70	100	79	38	127	63	85	55	55	63

## 【定着化・深化の方向性】

昭和56年に施行されて以降、広報活動を強力に推進してきた結果、同制度が県民に周知されつつあり、申請・裁定件数共に平均的な数値で推移しており、適切に運用がなされていると認められ、県民からの犯罪被害給付制度に関する問い合わせが年々増加傾向にあることから、さらに現場の警察官に対する犯罪被害給付制度への理解を深めることで、より多くの被害者へ制度教示が行われるものと考えられる。

そのためにも、引き続き各種施策を推進するとともに、担当者の事務能力の向上及び人的補充等を行い、迅速かつ適切な給付事務を行い、被害者の経済的負担の早期軽減を目指すべきと考えられる。

## 検 証 項 目

- 第2 「国民のための警察」の確立  
 3 被害者支援の推進  
 (2) きめ細かな被害者支援の推進

## 政 策 の 内 容

被害者の視点に立った、途切れのないきめ細かな被害者支援を推進することにより、被害者の精神的被害等の軽減を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 警察署指定被害者支援要員制度の効果的運用

平成11年10月に導入した警察署指定被害者支援要員制度については、神奈川県警察被害者連絡及び被害者支援実施要綱の制定について（平成19年3月30日例規第17号）を発出し、事案の内容や被害者等のニーズに即した被害者支援を推進するため、その適正かつ効果的な運用を図っている。

## 2 被害者等に対するカウンセリング等の実施

## (1) 部内カウンセラー

平成16年9月、被害者カウンセラー制度（現：被害者カウンセラーの運用について（平成17年9月12日例規第50号））を施行し、警務課被害者支援室に配置した相談専門の職員（被害者カウンセラー）が、主に被害後の早期における被害者等に対するカウンセリングや裁判所等への付添い支援等を行っている。

## (2) 部外カウンセラー

平成15年6月、民間被害者支援団体（NPO法人神奈川被害者支援センター）と被害者等のカウンセリング業務委託契約を締結し、同団体に所属するカウンセラーが主に被害後の中長期における被害者等のカウンセリングを行っている。（平成21年度から神奈川県犯罪被害者等支援条例の施行に伴い県が予算措置を行い運用継続中）

## 3 捜査過程における被害者の負担の軽減

事情聴取時などの捜査過程において次のような取組を行い、被害者等のプライバシー保護に配慮するなど、その精神的負担の軽減に努めている。

## (1) 被害者支援用車両の配備

平成13年度から警察庁が整備を進めている被害者支援用車両について、その必要性等を考慮した配備に努め、効果的な運用を図っている。

## (2) 被害者専用相談室の整備

被害者等の不安感を軽減するため、県下全警察署に被害者専用相談室を設け、適切な活用を図っている。

## 4 被害者の安全確保

平成13年10月、再被害防止要綱を施行し、警察署、本部事件主管課及び警務課被害者支援室が緊密に連携して再被害防止措置を実施するとともに、必要に応じて都道府県警察間においても連携し、被害者の安全確保を図っている。

## 5 関係機関・団体との連携

被害者等が必要とする支援は、生活上の問題を始めとして、保健福祉、住宅、雇用等多岐に渡っており、警察においてその全てに対応することは困難との考えから、次のような取組を行

い、広く関係機関・団体との連携・相互協力による被害者支援活動を展開している。

(1) 関係機関・団体との連携

ア 平成10年12月に県内の被害者支援に関する機関・団体等を構成員として設置した「神奈川県被害者支援連絡協議会」において、県下の被害者支援の推進に努めている。

イ 平成11年、警察署単位に地域の関係機関・団体を構成員とした被害者支援ネットワークを構築することとし、個々の事案において被害者の具体的なニーズを把握し、きめ細かな被害者支援活動の促進を図っている。

(2) 民間支援団体との連携

平成13年5月に設立し、平成20年3月神奈川県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定された民間被害者支援団体（NPO法人神奈川被害者支援センター）と連携し、民間支援員の育成に助力するほか、同団体が被害者等に対して提供する裁判所等への付添い（直接支援）、民間カウンセラーによるカウンセリングなど、きめ細かな被害者支援の効果的な活用に努めている。

(3) 総合的支援体制の整備

平成21年4月、県と協働して施行した「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、同年6月、県警察、県、民間支援団体が三位一体となった「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を開設し、より迅速な途切れのないきめ細かな被害者支援に努めている。

**6 被害者等の経済的負担の軽減**

性犯罪被害者等の初診料等（平成10年度～）、司法解剖に係る経費（平成19年度～）及び捜査過程における旅費（平成21年度～）の公費負担を行い被害者等の経済的負担の軽減を図っている。

**7 被害者等に対する情報提供**

平成13年から毎年改正を加えながら、刑事手続の概要等を記載した「被害者の手引き」4種類（遺族用、性犯罪女性被害者用、そのほかの身体犯被害者用、交通事故被害者用）を作成し、被害に遭い困惑している被害者等に対して交付することで、その精神的負担や不安感の軽減・解消を図っている。

**8 広報・啓発活動の実施**

被害者等を温かく支えられる地域社会の構築を促進するため、毎年、様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動を実施しているほか、各種イベントにおいて、パネル展示等を実施し周知に努めている。

**9 被害者支援にかかる職員研修等の実施**

平成13年から被害者等の二次的被害を防止することを目的として、警察署被害者支援要員を始めとする警察職員に対し継続的な指導・教養を実施し、適切な被害者支援の推進に努めている。

**10 被害者支援に携る職員のメンタルヘルス**

「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成14年1月31日国家公安委員会告示第5号）で被害者支援に従事する警察職員のメンタルヘルスへの配慮について規定されたことに基づき、被害者等の支援に当たる被害者カウンセラーや警察署被害者支援要員等の代理被害を防止するため、専門家による指導や教養を実施するなどの施策を講じている。

**【成 果】**

**1 警察署指定被害者支援要員制度の運用状況**

平成22年における警察署指定被害者支援要員は、2,028人（うち女性309人）で、運用件数は、1,892件であり、近年徐々に被害者支援の重要性が認識され、運用件数は増加している。

【体制及び運用状況】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
支援要員数（人） （うち女性数）	1,058 (178)	1,161 (222)	1,263 (219)	1,769 (307)	1,807 (330)	1,887 (346)	1,917 (330)	1,947 (331)	2,011 (321)	2,028 (309)
運用件数（件）	1,463	1,558	1,311	1,236	1,063	1,171	1,389	1,592	1,624	1,892

2 被害者等に対するカウンセリング等実施状況

運用開始当初、部内カウンセラー1人、部外カウンセラー11人で開始したが、年を経過する毎にカウンセリングに対する需要の高まりから、現在では、部内カウンセラー3人、部外カウンセラー22人と人員を拡充し、被害者等に対するカウンセリング等の支援に当たっており、カウンセリング等の支援件数も年々増加している。

【カウンセリング等実施状況】

		15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
部 内	事件数 (支援人数)	-	36 (36)	103 (103)	99 (99)	142 (144)	130 (133)	158 (159)	166 (170)
	支援回数	-	57	315	356	559	603	787	791
部 外	事件数 (支援人数)	7 (7)	10 (10)	26 (26)	21 (21)	22 (22)	12 (12)	36 (36)	28 (30)
	支援回数	9	16	48	45	37	21	65	70

平成16年の部内カウンセラーの数値にあっては、活動開始の9月～12月末のものである。部外カウンセラーについては、各年度毎の数値であり、平成15年度は、活動開始の6月から翌年3月末まで、平成22年度は、4月から12月末までのものである。

3 捜査過程における被害者の負担の軽減状況

(1) 被害者支援用車両の配備

平成13年度から平成21年度までの間に整備された当該車両44台について、犯罪認知件数、被害者支援実施状況等その必要性を鑑み、次のとおり各所属に配備し、事情聴取や相談受理時など、被害者等のプライバシーを考慮した効果的な運用を図っている。

	整備台数	配備所属
H13年度	11台	川崎署、中原署、麻生署、藤沢北署、大和署、相模原署、神奈川署、港北署、平塚署、小田原署、厚木署
H14年度	7台	多摩署、宮前署、藤沢署、茅ヶ崎署、青葉署、緑署、秦野署
H17年度	3台	警務課、捜査第一課、横須賀
H18年度	6台	南署、鶴見署、保土ヶ谷署、旭署、戸塚署、相模原南署
H19年度	6台	金沢署、戸部署、都筑署、高津署、伊勢原署、海老名署
H20年度	6台	伊勢佐木署、港南署、泉署、幸署、浦賀署、座間署
H21年度	5台	加賀町署、磯子署、瀬谷署、松田署、相模原北署

(2) 被害者専用相談室の整備

被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう、ソファー、絵を置くなどして内装を改装した被害者専用相談室は、平成4年に新設された泉警察署を始めとして新設又は建て替えの警察署に整備することを基本として進め、他の警察署は会議室等を活用した同相談室を設け県下54警察署全署において効果的な活用を図っている。

新築整備署(5署) : 泉署、都筑署、麻生署、海老名署、相模原北署

建て替え整備署(10署): 加賀町署、山手署、保土ヶ谷署、平塚署、川崎署、小田原署、秦野署、幸署、中原署、港北署

4 被害者の安全確保

平成22年における再被害防止対象事件は3件、対象被害者等は3人であり、適正な運用を図っている。

【再被害防止対象者指定状況】

	H19	H20	H21	H22
再被害防止対象事件数(件)	9	6	6	3
対象者数(人)	17	9	6	3

5 関係機関・団体との連携

(1) 関係機関・団体との連携状況

ア 「神奈川県被害者支援連絡協議会」において、毎年総会や被害者等の講演会を開催するなどし、被害者支援活動の認識を深め、会員間の連携強化を図るとともに、平成13年には当協議会を発起とした民間支援団体を設立、平成15年には会員を主とした死傷者多数に及ぶ事案発生時の総合的な支援体制を構築するなど、県下の被害者支援の推進に努めている。(総会開催状況等については、別添1のとおり。)

イ 警察署単位の被害者支援ネットワークにおいては、各々の会則により毎年総会を開催し会員間の連携を深めることとされ、年間数件ではあるが、

性犯罪事件の被害者等に対する病院と連携した一般外来との待合室の区別や優先診察  
空き巣事件被害者に対する鍵店と連携した施錠交換や防犯アドバイス

被害者等に対するホテル等と連携した宿泊措置

等きめ細かな被害者支援活動が行われている。また、近年では、地域における被害者等の理解促進を図り支援の輪を広げるためのキャンペーン活動等が積極的に行われている。(総会開催状況については、別添2のとおり。)

(2) 民間支援団体との連携

平成22年度(4月から12月末まで)の民間被害者支援団体の相談受理は252件、警察からの被害者情報の提供は60件であり、年々増加しており、同団体との連携が進捗している。

【民間支援団体への情報提供状況】

内容	年度						
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 4月~12月
相談受理件数(件)	333	294	329	361	293	212	252
警察からの情報提供件数(件)	8	28	31	33	24	54	60

(3) 総合的支援体制の整備

平成22年度(4月から12月末まで)のかながわ犯罪被害者サポートステーションの活動状況は次表のとおりであり、各支援活動とも体制構築以前の平成20年度に比べ飛躍的に増加している。

【サポートステーションにおける支援実施状況】

区 分		H20年度		H21年度 H21.6（開設）～H22.3末		H22年度 H22.4～H22.12末	
		件(回)数	月平均	件(回)数	月平均	件(回)数	月平均
県	生活資金貸付	平成21年度からの新規施策		3	0.3	1	0.1
	弁護士相談			47	4.7	52	5.8
	ホテル等提供			2	0.2	1	0.1
県警	カウンセリング等	(597)	49.8	(735)	73.5	(564)	62.7
民	カウンセリング	(34)	2.8	(53)	5.3	(70)	7.8
間	直接支援	(32)	2.7	(72)	7.2	(99)	11.0

6 被害者等の経済的負担の軽減

(1) 性犯罪被害者の初診料等公費負担

性犯罪被害者に対し平成10年度に「初診料」及び「呼出旅費」を措置する制度を実施、その後、平成15年度に「初診料」及び「初回措置料」、平成18年度に「緊急避妊に要する経費」及び「性感染症検査費用」、平成20年度に「人工妊娠中絶費」を措置するよう制度を拡充し運用されており、平成21年度は、診断書料21件、初診料114件、緊急避妊経費43件、人工中絶費1件など、総額155万円余を執行し、被害者の経済的負担の軽減に努めている。

(2) 司法解剖に係る経費の一部公費負担

平成19年度から司法解剖を要する遺体の搬送や修復を実施する際の費用の一部を公費負担する制度を実施、平成21年度は、遺体搬送270件及び遺体修復253件総額611万円を執行し、被害者遺族の経済的負担の軽減に努めている。

(3) 捜査過程における旅費の支給

平成21年度から犯罪捜査の必要性から警察署等に招致した被害者等に対し、往復に要する交通費等を支給する制度を実施、平成21年度は、強制わいせつ事件18件、強姦事件14件など、計39件総額21万円余を執行し、被害者等の経済的負担の軽減に努めている。

7 被害者等に対する情報提供

平成13年から刑事手続の概要、各種支援制度、相談窓口等を記載した「被害者の手引き」を毎年延べ7,000部余を作成、各警察署等において犯罪の被害に遭い困惑している被害者等に手交し、その精神的負担や不安感の軽減に努めている。

【平成22年度被害者の手引き発行部数】

遺族用.....1,000部  
 性犯罪女性被害者用.....2,000部  
 そのほかの身体犯被害者用...2,000部  
 交通事故被害者用.....2,000部

8 広報・啓発活動の実施

被害者等の置かれる現状、支援の必要性などの周知を図り、被害者等を温かく支えられる地域社会の構築を促進するため、毎年、ホームページ、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、県の広報誌等様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動を実施しているほか、県や民間支援団体と協働して開催するキャンペーンや被害者支援国民のつどいなどの各種イベントにおいて、パネル展示等を実施し周知に努めている。

【平成22年の主な広報活動】

ポスター2,000枚を作成、警察署、交番をはじめとした関係施設に掲示  
 リーフレット1万枚を警察署の窓口等で配布  
 県の広報誌、新聞に被害者支援関連記事を掲載  
 県警のホームページに被害相談窓口のご案内ページを設定

電光掲示板を活用した広報を実施

地域のケーブルテレビ、FMラジオ局、情報誌、交番だより等を活用した広報活動の実施  
かながわ犯罪被害者サポートステーション一周年記念行事におけるパネル展示を実施 等

#### 9 被害者支援にかかる職員研修等の実施

平成13年から警察署被害者支援要員を対象とした研修会を実施するとともに、被害者等の講演を聴講させ、日常の被害者支援に生かしている。また、同支援要員以外の職員に対しても、採用時教養を始め、各種専科における教養、警察署等への巡回教養、定期的な教養資料の発行など、継続的な指導・教養を実施し、適切な被害者支援の推進に努めており、当該指導等により被害者支援活動の重要性等が周知され、年々増加する支援活動の増加に反映されている。

#### 10 被害者支援に携る職員のメンタルヘルス

平成17年からカウンセリングアドバイザー（精神科医等3人）を委嘱し、月に一度支援案件に基づきカウンセリングの進め方等について指導を受けるなどして、被害者カウンセラーの代理被害の防止に努めている。また、警察署被害者支援要員等に対しては、平成16年・17年に実施した代理被害に関する調査の分析結果を基に、各種教養時、被害者カウンセラーを派遣して代理被害に関する教養を実施するなど、継続した教養を行った結果、これまで重篤な代理被害を発症する職員は見られていない。

---

#### 【定着化・深化の方向性】

今後も、途切れのないきめ細かな被害者等支援を推進するため、引続き各種施策を適切に実施するとともに、被害者等のニーズに沿った支援施策の充実を図る。

資 料	神奈川県被害者支援連絡協議会の概要		警務課・被害者支援室 平成 22 年 6 月
設 立 的 目 的	協議会は、被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立ち、関係の行政機関、民間団体等による緊密な連携と相互協力により、被害者の支援活動を効果的に推進することを目的としている。		
設 立 経 緯	平成10年2月19日付け警察庁長官官房長通達「被害者支援連絡協議会等の設置について」を受け、本県は、平成10年11月25日に神奈川自治会館に行政機関、民間団体等7機関14団体から48人を集め設立準備会議を開催し、同年12月24日に設立した。		
会 員 数	9 機関18団体62会員（設立時 7 機関14団体48会員）		
役 員 等	会 長	神奈川県臨床心理士会会長 高木 秀明	
	副 会 長	横浜市立大学医学部附属病院小児精神神経科部長 竹内 直樹	
		県警警務部長	
	事 務 局 長	県警警務部警務課被害者支援室長	
	事 務 局 長	県警警務部警務課・被害者支援室	
活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害者支援に関する情報交換及び相互協力</li> <li>2 被害者支援に関する調査、研究及び研修</li> <li>3 被害者支援に関する広報及び啓発</li> <li>4 その他被害者支援に必要な活動</li> </ol>		
定 期 総 会	毎年1回開催し、活動報告・情報交換等を行い業務に対する認識を深めるとともに、会員間の連携強化を図っている。		
定 期 総 会 開 催 状 況	別添のとおり		

神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会開催状況

別添

区分	年月日	場所(県警)	会員数	主な議案等	講演
第1回	平成10年 12月24日	大会議室	7 機 関 14 団 体 48 会 員	協議会の会則 会長・副会長選出	警察庁 犯罪被害者対策室 室長 太田裕之
第2回	平成11年 11月25日	大会議室	7 機 関 15 団 体 49 会 員	被害者支援の現状報告 ・DVの実態と支援活動 ・被害少年の支援活動 ・警察の活動状況 新規会員の加入 県商工会連合会会長 情報交換 ・民間被害者相談室設立構想 ・横浜弁護士会被害者相談室設置構想	総会のみ
第3回	平成12年 11月21日	大会議室	7 機 関 15 団 体 50 会 員	会長・副会長選出(再任) 新規会員の加入 県警生活安全総務課長 報告 ・民間被害者相談室の設立準備 ・横浜弁護士会被害者相談室の設立準備	(社)被害者支援都民センター 専務理事 青木俊一
第4回	平成13年 12月5日	大会議室	7 機 関 16 団 体 51 会 員	会則の改正 事務局長の変更 新規会員の加入 神奈川被害者支援センター	北里大学医学部精神科講師 医学博士 堤 邦彦
第5回	平成14年 11月27日	大会議室	7 機 関 16 団 体 51 会 員	会長・副会長選出(再任) 特異事件発生時における総合的な被害者支援体制の構築 会員活動報告	大阪府警察本部 総務部府民応接センター 所長補佐 谷口久美子
第6回	平成15年 12月5日	大会議室 13A B会議室	7 機 関 16 団 体 51 会 員	特異事件発生時における総合的な被害者支援体制の構築状況について 特異事件発生時における被害者支援体制編成会員の申し合わせ事項(案)について 会員活動報告	全国犯罪被害者の会 (あすの会) 幹事 本村 洋
第7回	平成16年 11月16日	大会議室 13A B会議室	7 機 関 16 団 体 51 会 員	会長・副会長選出(再任) 会員活動報告	少年犯罪被害当事者の会 代表 武 りり子
第8回	平成17年 12月7日	大会議室	7 機 関 16 団 体 52 会 員	新規会員の加入 横浜市こころの健康相談センター 犯罪被害者等基本法の施行を踏まえた連携協力について	総会のみ
第9回	平成18年 11月21日	大会議室	7 機 関 18 団 体 55 会 員	会長・副会長選出(再任) 新規会員の加入 日本司法支援センター 神奈川地方事務所 県安全・安心まちづくり推進課 被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」 今後の協議会活動のあり方について	総会のみ
第10回	平成19年 11月29日	大会議室 13A B会議室	8 機 関 18 団 体 57 会 員	会長選出 新規会員の加入 横浜保護観察所、横須賀市児童相談所	交通事故被害者遺族 中川麻美
第11回	平成20年 12月10日	大会議室 13A B会議室	9 機 関 18 団 体 62 会 員	会長・副会長選出(再任) 新規会員の加入 海上保安庁第三管区海上保安本部、横浜海上保安部、横須賀海上保安部、川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課、横須賀市企画調整部市民安全課	交通事故被害者遺族 塩屋正子
第12回	平成21年 11月18日	かながわ県 民センター2 階ホール	9 機 関 18 団 体 62 会 員	特異事案発生時における総合的な被害者支援体制の確認 会員活動報告	交通事故被害者遺族 伊藤みのり
第13回	平成22年 6月14日	かながわ県 民センター2 階ホール	9 機 関 18 団 体 62 会 員	会長・副会長選出(再任) かながわ犯罪被害者サポートステーション活動状況 特異事案発生時における総合的な被害者支援体制事案想定調査報告 会員活動報告	交通事故被害者遺族 伊藤 真

## 警察署被害者支援ネットワーク開催状況一覧

番号	署名	設立年月日	名称	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	加賀町署	平成12年3月14日	加賀町被害者支援ネットワーク	10/24		10/27	11/17	11/24	11/13	10/1			
2	山手署	平成12年3月23日	山手被害者支援ネットワーク					8/25	10/5	10/18		11/5	
3	磯子署	平成12年3月15日	磯子被害者支援ネットワーク					6/14	6/16	6/15		6/15	
4	金沢署	平成12年2月22日	金沢被害者支援ネットワーク		4/26		1/15						
5	南署	平成12年3月15日	南被害者支援ネットワーク						2/17	12/4	H21 2/6	12/15	
6	伊勢佐木署	平成12年1月27日	伊勢佐木被害者支援ネットワーク					6/23		11/22			2/24
7	戸部署	平成12年3月30日	戸部被害者支援ネットワーク	10/9						2/22			12/2
8	神奈川署	平成12年3月2日	神奈川被害者支援ネットワーク		2/14	2/19	2/19	2/25	2/24		2/22	2/25	6/25
9	鶴見署	平成11年11月19日	鶴見警察署被害者支援ネットワーク連絡協議会	12/4	12/4		11/30		6/21	12/14	11/14		3/2
10	保土ヶ谷署	平成12年3月7日	保土ヶ谷地区被害者支援ネットワーク		3/5	9/30	3/8		11/13				
11	旭署	平成12年3月24日	旭被害者支援ネットワーク		7/2			3/14	4/13			12/18	12/7
12	港南署	平成12年3月15日	港南地区被害者支援ネットワーク					4/26		6/5	6/6	6/16	7/5
13	港北署	平成12年3月16日	港北被害者支援ネットワーク					3/3	10/27	11/2	11/21		7/2
14	緑署	平成12年3月27日	緑被害者支援連絡協議会									11/10	
15	青葉署	平成12年2月23日	青葉被害者支援ネットワーク					3/22	11/28	12/11	12/15		6/28
16	都筑署	平成12年5月1日	都筑被害者支援ネットワーク					2/22	2/10				7/1
17	戸塚署	平成12年4月27日	戸塚被害者支援連絡協議会		7/9	10/15		10/21	11/17	11/26	11/13	11/20	11/29
18	栄署	平成11年12月16日	栄被害者支援連絡協議会		5/16	6/26	7/5	7/14	11/16	12/18	12/4	10/6	
19	泉署	平成12年3月27日	泉地区被害者支援ネットワーク					3/11		12/13		7/9	
20	瀬谷署	平成12年3月27日	瀬谷警察署被害者支援ネットワーク連絡協議会				7/15	2/3		8/1			
21	横浜水上署	平成12年5月12日	横浜水上警察署被害者支援ネットワーク								4/21		
22	川崎署	平成12年2月23日	川崎被害者支援ネットワーク	8/29	2/22				3/6	6/22			
23	川崎臨港署	平成12年2月28日	川崎臨港被害者支援ネットワーク						8/28	12/4			8/5
24	幸署	平成12年3月2日	幸地区被害者支援ネットワーク						3/2	7/25	7/14	6/26	7/8
25	中原署	平成11年12月20日	中原地区被害者支援ネットワーク	10/23					6/29		7/11	9/14	
26	高津署	平成12年4月13日	高津地区被害者支援ネットワーク	4/17						8/30			
27	宮前署	平成12年5月8日	宮前被害者支援ネットワーク							10/4		11/14	6/29
28	多摩署	平成12年1月21日	川崎多摩被害者支援ネットワーク	3/7			3/15			6/12	3/25		6/22
29	麻生署	平成11年8月	麻生被害者支援ネットワーク							12/6		1/30	4/27
30	横須賀署	平成12年3月13日	横須賀被害者支援ネットワーク		4/17	12/12	12/8			2/21			6/30
31	田浦署	平成12年1月26日	田浦被害者支援ネットワーク					7/14	11/20	12/13		6/29	7/1
32	浦賀署	平成12年3月3日	浦賀被害者支援連絡協議会			6/17	7/27			11/22	11/19	11/24	12/14
33	三崎署	平成12年2月22日	三崎地区被害者支援ネットワーク						7/19	7/13	6/26	6/30	6/24
34	葉山署	平成12年3月14日	葉山被害者支援ネットワーク				11/10			12/4	12/18		
35	逗子署	平成12年2月23日	逗子被害者支援ネットワーク		9/27		6/28		6/30	12/7	12/8	12/8	
36	鎌倉署	平成12年1月20日	鎌倉地区被害者支援連絡協議会				3/1				7/22	6/18	
37	大船署	平成12年2月4日	大船地区被害者支援ネットワーク				2/27	2/21		7/4	7/15	5/28	6/10
38	藤沢署	平成11年12月20日	藤沢被害者支援ネットワーク		2/27	2/26	2/17	2/23	3/3	3/27	3/25	3/23	3/25
39	藤沢北署	平成11年12月21日	藤沢北地区被害者支援ネットワーク			6/30	7/6	6/15	6/30	6/26	6/27		6/17
40	茅ヶ崎署	平成12年4月13日	茅ヶ崎・寒川被害者支援ネットワーク	10/5	3/25	2/27	8/24	8/19	8/18	10/11	12/16		
41	平塚署	平成12年2月25日	平塚被害者支援ネットワーク			2/26	2/26		2/28			7/21	6/15
42	大磯署	平成12年2月25日	大磯・二宮地区被害者支援ネットワーク連絡協議会				7/14			12/3	12/2	12/3	12/9
43	小田原署	平成12年4月25日	小田原地区被害者支援連絡協議会						8/4	8/27		4/15	
44	松田署	平成12年3月17日	松田警察署被害者支援ネットワーク					6/30	11/30	10/26	12/4	11/19	11/30
45	秦野署	平成12年2月10日	秦野被害者支援連絡協議会						8/29	8/29	8/19		9/10
46	伊勢原署	平成12年2月29日	伊勢原被害者支援ネットワーク							11/1	12/2	4/24	
47	厚木署	平成12年5月8日	厚木・愛甲被害者支援ネットワーク					3/9	7/20	11/1	12/25		6/25
48	大和署	平成12年4月18日	大和・綾瀬地区被害者支援ネットワーク					6/17	6/12				6/22
49	座間署	平成12年3月9日	座間被害者支援ネットワーク						10/20		2/21		2/26
50	海老名署	平成14年3月8日	海老名被害者支援ネットワーク		4/23					8/9	4/25	4/27	6/8
51	相模原署	平成12年1月26日	相模原被害者支援ネットワーク	2/15	7/16	8/20		9/27		6/29	7/10	6/23	7/2
52	相模原南署	平成12年4月24日	相模原南被害者支援ネットワーク				2/4			10/12	10/23	12/1	11/6
53	相模原北署	平成18年12月4日	相模原北警察署被害者支援連絡協議会						12/4	7/18	6/3	1/30	
54	津久井署	平成12年3月10日	津久井地区被害者支援ネットワーク									12/7	
			開催署総数	9	14	12	20	23	32	40	31	31	32
			開催率	17%	26%	22%	37%	43%	59%	74%	57%	57%	59%

## 検 証 項 目

## 第2 「国民のための警察」の確立

## 4 実績評価の見直し

相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価

## 政 策 の 内 容

相談業務について適切な評価を行うことにより、これらの業務を的確に推進する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 相談業務に係る積極的な賞揚

## (1) 部署

ア 挙署一体となって警察相談業務を適切に推進し、県民のための警察の確立に寄与した警察署に賞状若しくは賞誉を上申し、授与された。

イ 警察相談業務の重要性をよく理解し、警察に寄せられた相談に迅速かつ適切に対応したことにより、被疑者の検挙や事案の早期解決に大きく貢献し、又は相談者から感謝された住民相談係に広報県民課賞を授与した。

## (2) 個人

ア 長年にわたって警察相談業務に従事し、日々寄せられる相談に対して的確な教示や懇切な助言等を行い、県民の安全や安心の確保に貢献した相談担当係員に賞誉を上申し、授与された。

イ 警察相談業務の重要性をよく理解し、警察に寄せられた相談に迅速かつ適切に対応したことにより、被疑者の検挙や事案の早期解決に大きく貢献し、又は相談者から感謝された相談担当係員に広報県民課賞を授与した。

## 2 被害者支援業務に関する賞揚

## (1) 被害者支援好事例に対する評価基準の確立

平成13年、「神奈川県警察表彰取扱規程の改正及び神奈川県警察表彰取扱要領の制定について」(昭和51年2月1日例規 神監発第16号)の規定に照らして担当課との調整を図り、被害者支援活動等に関する評価基準を確立し、同年10月から個人・部署に対する随時表彰の運用を開始した。

## (2) 被害者支援体験記の募集及び評価

平成15年度から警察庁が募集した「被害者支援担当者の体験記募集」に基づき、県内で応募のあった中から優秀な作品を賞揚するとともに、警察職員への被害者支援業務の定着を図るため、機関誌や研修時における公表など、効果的な活用を図った。

## 【成 果】

## 1 相談業務に関する表彰件数

表 彰 件 数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
部 署	0	10	10	10	8	10	16
個 人	92	81	89	127	50	23	85

## 2 被害者支援業務に関する表彰

### (1) 年度別被害者支援好事例表彰実施状況（人）

平成22年度は、被害者支援活動に功労のあった者15人を賞揚するなど、適正な評価に努め被害者支援活動担当者の士気高揚を図っている。

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
賞誉1級						3	1		4	
賞誉2級	6		2		6	12	4	1	2	1
警務部長賞	5	5	20	20	10	5	7	8	10	14
警務課長賞		1	19		3	2			5	

### (2) 被害者支援体験記表彰状況（人）

例年厳正な審査を実施し優秀な支援体験作品を賞揚するなど、被害者支援担当者の士気の高揚を図るとともに、他の模範として活用を図っている。

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
警務部長賞	3	3	3	2	7	4	5	3
警務課長賞	7	7	7	8	12	6	5	7

### 【定着化・深化の方向性】

今後も相談業務、被害者支援業務等に対する適切な評価を行い、積極的な賞揚を実施していく。

検 証 項 目

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築  
 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決  
 (1) 銃器対策の強化

政 策 の 内 容

暴力団その他の犯罪組織の管理する違法銃器の取締りを強化するとともに、関係機関と一層連携を強化するほか、国際協力を積極的に推進し、水際対策の強化を図る。

検 証 結 果

【実施事項】

1 関係機関との連携体制の強化

- (1) けん銃や覚せい剤等違法薬物の流入を水際で阻止することを目的に、警察、税関及び港湾関係企業が一体となって設立、活動していた「神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進協議会」（平成3年設立）に、平成13年4月、海上保安庁第三管区海上保安本部が参画し、水際での阻止体制の強化を図った。
- (2) 平成15年11月、警察、税関及び海上保安庁の三機関合同によるけん銃密輸入事犯取締り訓練を実施し、けん銃密輸事犯の検挙時における捜査技術の習熟を図った。

2 組織統合

平成16年9月、生活安全部銃器対策課と同薬物対策課を統合し、薬物銃器対策課を発足させた。

3 所管部移管による情報集約体制等の強化

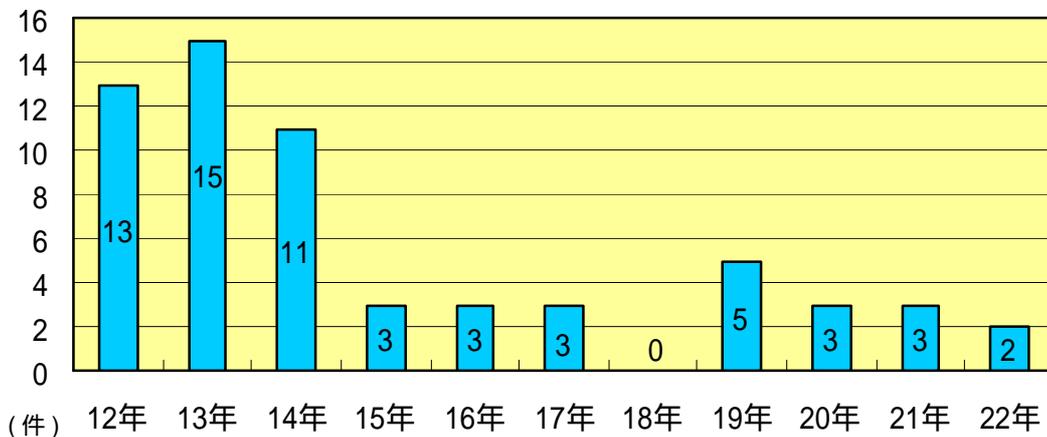
平成17年4月、組織犯罪情報の集約及び効率的活用を目的として刑事部内に組織犯罪対策本部が設置されたことに伴い、薬物銃器対策課が生活安全部から同本部に移管され、銃器及び薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組みを一層強化することとした。

【成 果】

1 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数

平成22年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は2件で、平成15年以降は毎年5件以下で推移している。

【暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数】



《事例》

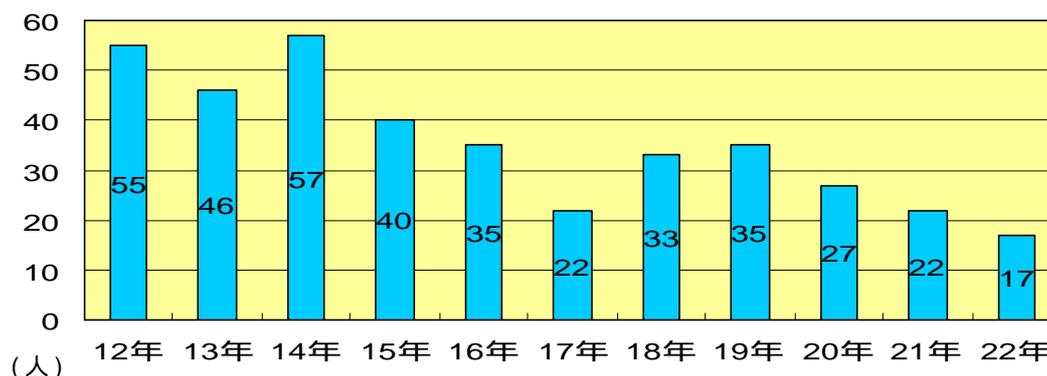
平成22年1月、川崎市内において、稲川会系幹部が兄貴分をけん銃で射殺し、死体をバラバラにして自己車両内に遺棄。

平成22年2月、平塚市内において、稲川会系幹部が女性トラブルから知り合いの男性を射殺し、平塚警察署に出頭。

## 2 けん銃に係る銃刀法違反事件の検挙人員

平成22年中のけん銃に係る銃刀法違反事件の検挙人員は17人で、この10年間は減少傾向で推移している。

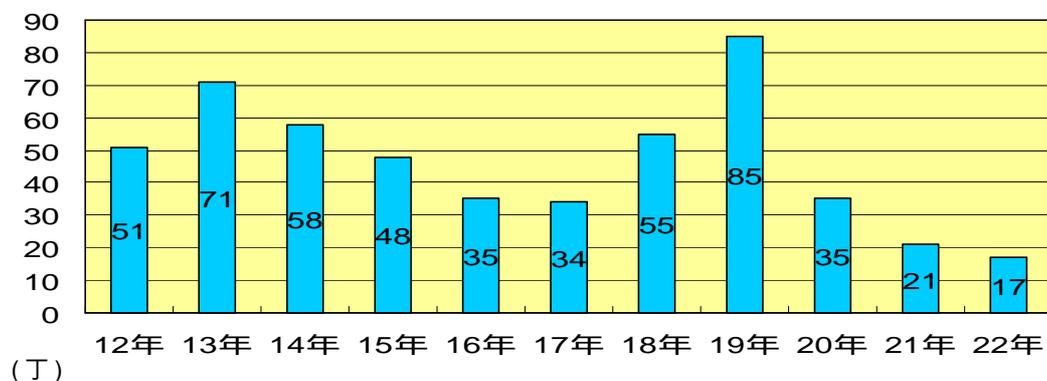
【けん銃に係る銃刀法違反事件の検挙人員】



## 3 けん銃の押収丁数

平成22年中のけん銃の押収丁数は17丁で、平成20年以降減少化傾向にある。

【けん銃の押収丁数】



《事例》

### 無職男性によるけん銃所持事件

平成22年2月、大分県警との共同捜査によりインターネットの2チャンネルにけん銃の画像が掲示されているけん銃所持事案を認知し、画像掲示者宅を捜索し、けん銃1丁を押収して同人を銃砲刀剣類所持等取締法違反（けん銃所持）で検挙した。

### 暴力団組員によるけん銃加重所持事件

平成22年2月、一般民家の天井裏からけん銃1丁と実包13個を発見した旨の届出を受け、所要の捜査を推進して暴力団組員1人を被疑者と特定し、同年4月、同人を銃砲刀剣類所持等取締法違反（けん銃加重所持）で検挙した。

### リサイクル販売業者によるけん銃所持事件

平成22年5月、愛知県警によるサイバーパロールでヤフーのネットオークションにけん銃と認定されているエアソフトガンM29の出展事案を認知し、出展者宅を捜索し、同エアソフトガン1丁を押収して同人を銃砲刀剣類所持等取締法違反（けん銃所持）で検挙した。

## 【定着化・深化の方向性】

### 1 効果

県内における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数については、平成13年以降概ね減少の一途を辿っており、本対策の推進により銃器発砲事件の抑止効果が表れたものと認められる。

### 2 今後の施策展開の方向性

上記のとおり、近年においては銃器発砲事件の発生件数が減少傾向にあるところ、これに比例してけん銃押収丁数も減少しており、特に暴力団関係者からの押収比率が著しく低下している。発砲事件数が減少しているとはいえ、暴力団組織等が依然としてけん銃を所持し、県民の平穏な生活に大きな脅威を与えている事実には変わりはない。

暴力団組織からのけん銃押収が低調となっている原因としては、組織防衛を理由とする対立抗争の減少やけん銃隠匿情報の漏洩防止の徹底、隠匿方法の巧妙化等が考えられるが、今後はこれら組織的なけん銃隠匿事犯や密輸・密売事犯を摘発していくため、関係機関との連携をさらに強化して対策を進めるとともに、通信傍受等の高度な捜査手法を活用した取締りを推進する必要がある。

## 検 証 項 目

## 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

- 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
- (2) 薬物対策の強化

## 政 策 の 内 容

覚せい剤を始めとする薬物は、暴力団等の犯罪組織により組織的に密輸・密売されていることから、密輸・密売等の薬物関係事犯の取締りを強化し犯罪組織に打撃を与える。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 総合的な薬物対策の推進

平成15年7月に薬物乱用対策推進本部が策定した「薬物乱用防止新五か年戦略」及び20年8月に同本部が策定した「第三次薬物乱用防止5か年戦略」に基づき、総合的な薬物対策を推進した。

## 2 取締強化月間の実施

毎年5月、関係機関と連携し、薬物事犯取締活動強化月間を実施している。

## 3 神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進協議会の設立

けん銃や覚せい剤等違法薬物の流入を水際で阻止することを目的に、警察、税関及び港湾関係企業が一体となって設立、活動していた「神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進協議会」(平成3年設立)に、平成13年4月、海上保安庁第三管区海上保安部が参画し、水際での阻止体制の強化を図った。

## 4 麻薬特例法の積極的活用

業として行う薬物の不正輸入等を重く処罰する「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(以下「麻薬特例法」という。)の積極活用を図るとともに、通信傍受技術の向上に向けた訓練の実施、コントロールドデリバリー捜査(以下CDという。)実施に伴う装備品の整備、必要捜査資材の要求、関係機関との連携強化など特殊捜査適用に向けた取り組みを実施した。

## 5 銃器対策部門との統合等

平成16年9月、生活安全部薬物対策課と同銃器対策課が統合され、薬物銃器対策課が発足した。

また、平成17年4月、組織犯罪情報の集約及び効率的活用を目的として刑事部内に組織犯罪対策本部が設置されたことに伴い、薬物銃器対策課が生活安全部から同本部に移管され、薬物及び銃器組織犯罪の壊滅に向けた取り組みを一層強化することとした。

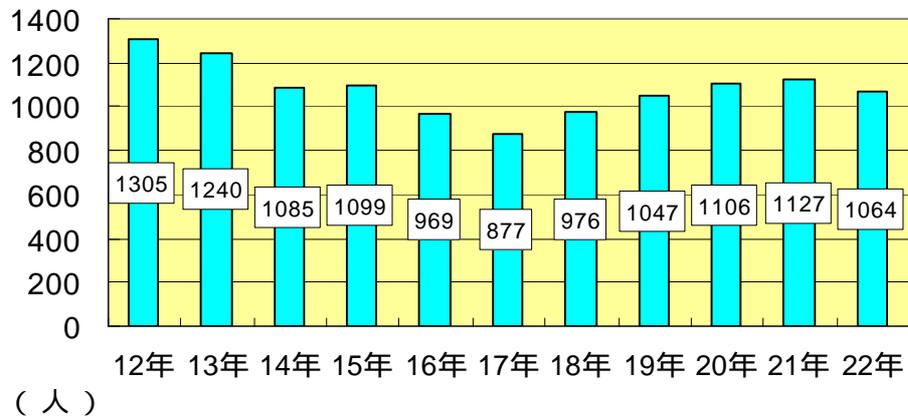
## 7 薬物乱用防止教室の実施

薬物乱用の有害性・危険性についての広報啓発のため、少年部門や民間ボランティア団体等と連携して、中・高校における「薬物乱用防止教室」を実施した。

## 【成 果】

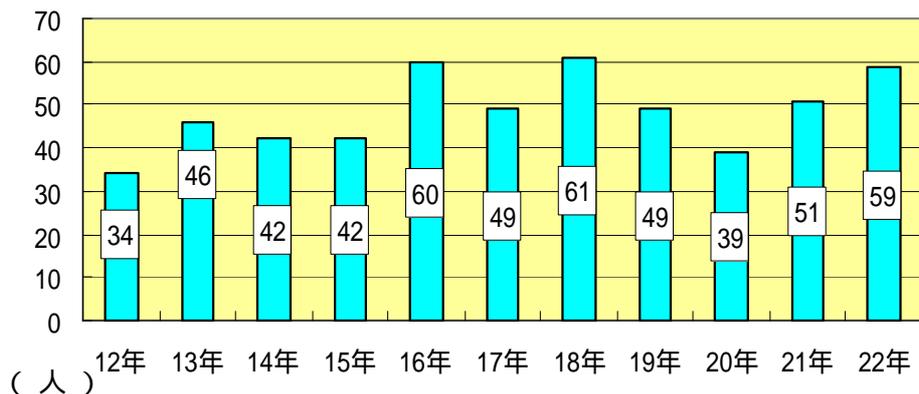
### 1 薬物事犯の検挙人員

#### 【薬物事犯の検挙人員】



### 2 営利目的による薬物事犯の検挙人員

#### 【営利目的による薬物事犯の検挙人員】



#### (事例)

薬物銃器対策課等は、宮城県警察、福岡県警察等関係6県警察と合同捜査本部を設置して、平成20年2月から平成21年2月までの間、「稲川会系暴力団幹部等による宅急便利用の覚せい剤等広域密売事件」を捜査し、25都道府県にわたる覚せい剤密売の実態を解明して同組幹部ら8人を覚せい剤取締法違反等で検挙するとともに、覚せい剤約310グラム、覚せい剤原料約10グラム、乾燥大麻約120グラム、回転式けん銃1丁及び適合実包10個を押収した。

(関係警察署：山手警察署)

薬物銃器対策課等は、警視庁、埼玉県警察、千葉県警察及び横浜税関と連携し、平成21年2月から同年10月までの間、「住吉会系暴力団組員らによる覚せい剤・乾燥大麻密輸事件」を捜査して、同組員2人、中国系カナダ人ら3人計5人を検挙するとともに、覚せい剤約8.5キログラム、乾燥大麻約55.5キログラムを押収した。

(関係警察署：横浜水上警察署)

薬物銃器対策課等は、警視庁及び横浜税関と連携し、「中国ルートによる覚せい剤密輸入事件」で、コントロールド・デリバリーを実施し、平成21年2月、土木作業員(38歳)を覚せい剤取締法違反(営利目的所持等)で検挙し、覚せい剤約480グラムを押収、さらに、同年7月、共犯被疑者2人を同法違反(営利目的密輸入等)を検挙して、覚せい剤約500グラムを押収した。また、中国国内に潜伏中であつた首魁被疑者(40歳)を、中国公安当局の協力を得て、平成22年1月、検挙した。

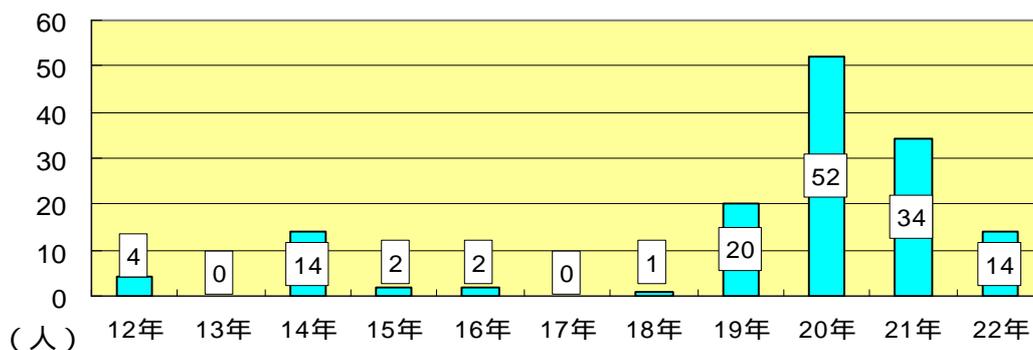
(関係警察署：横浜水上警察署)

薬物銃器対策課等は、埼玉県警察、静岡県警察及び東海北陸厚生局麻薬取締部と連携し、平成21年12月から平成22年9月までの間、「元山口組弘道会幹部らによる宅急便利用の広域覚せい剤密売事件」を捜査し、首魁の元弘道会幹部ら関係者10人を覚せい剤取締法違反で検挙するとともに、覚せい剤約120グラムを押収した。

(関係警察署：中原警察署、横浜水上警察署)

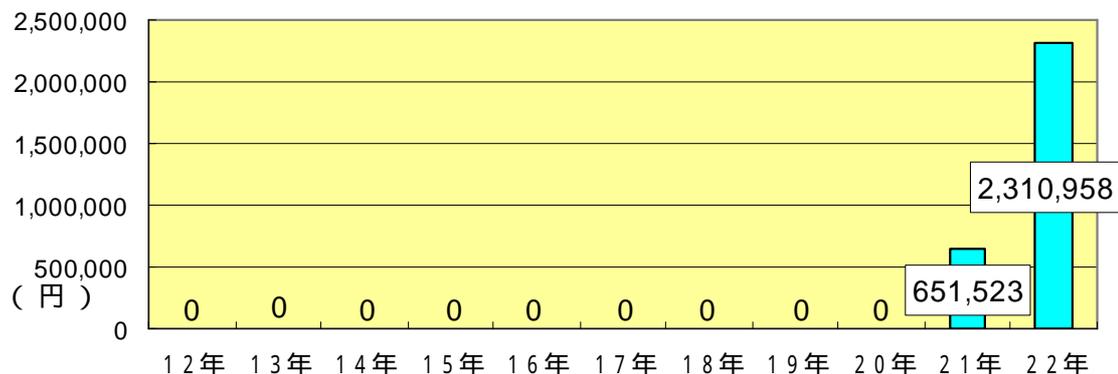
### 3 麻薬特例法適用による薬物事犯検挙人員

【麻薬特例法適用による薬物事犯検挙人員】



### 4 起訴前の没収保全命令による没収保全額

【起訴前の没収保全命令による没収保全額】



### 【定着化・深化の方向性】

これまで、薬物犯罪組織の壊滅と末端乱用者の徹底検挙、薬物乱用防止広報啓発活動の推進等「取締り」と「対策」を両輪とした薬物対策を推進してきたところ、最近の薬物情勢の変化や薬物問題に対する社会の変革等に的確に対処するため、薬物密輸事犯に係る情報収集の強化、サイバー空間における薬物密売事犯の取締り強化及び薬物乱用を拒絶する機運の醸成等に向けた取組み等、平成22年11月に警察庁から示された「薬物対策重点強化プラン」に沿った諸対策をより強力に推進する。

## 検 証 項 目

## 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

- 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
- (3) 密入国対策の強化

## 政 策 の 内 容

入国管理局等関係機関と緊密に連携し、また、密航形態の把握等を通じて、各種水際対策を推進することにより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反事件・集団密航事件を迅速・的確に検挙し、国民の警察に対する信頼の回復を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 水際対策の強化

沿岸を管轄する警察署ごとに、漁業協同組合等を構成員とした「沿岸警戒協力会」を設置し、不審船舶及び不審外国人に関する情報交換通報体制を確立した。また、国際船舶が寄港する川崎港及び横浜港については、管轄警察署ごとに船舶代理店等の港湾関係者を中心とした「密航対策協議会」を設置するなどして、水際対策を強化した。

## 2 東京湾内関係機関との連携強化

東京湾内における密入国・密輸入事案に対処するため、平成15年、同湾の関係各機関による「東京湾保安対策協議会」を組織した。県警察では、同協議会の場において、不審船舶に関する積極的な通報依頼や合同での船内検索を行うなど、関係各機関との連携協力体制を確立するとともに、突発事案発生時における対応、合同保安訓練、広報・PR活動、講習会開催等の各種取組みにも積極的に参加した。

## 3 主要港における連携強化

横浜港、川崎港及び横須賀港の3港において、港湾危機管理メンバー相互の連絡体制を強化したほか、インド・ムンバイ型テロ事件を想定し、民間団体・企業等参加による実践的テロ対策訓練を実施するなど危機管理体制を強化した。さらにAPECに向け、県警察内に港湾関係官庁や民間関係者・団体による「APEC首脳会議協力会港湾部会」を立ち上げ、官民共同での警備体制の強化を図った。

## 4 出入国管理及び難民認定法違反事件の検挙

犯罪に強い社会の実現のための行動計画で示された政府目標（平成16年から5年間で不法滞在外国人を半減させる）に対し、入管との合同摘発を推進するなどして積極的に取り組んだ。

## 5 通訳人の確保

## (1) 通訳センターの発足

外国語を必要とするあらゆる警察事象への対応、通訳要員の総合運用と外国語教養の一元化などを目的に、平成20年4月1日、警務部教養課の附置機関として「神奈川県警察通訳センター（以下「通訳センター」という。）」が発足した。現在、所長（警視）以下27人体制（8言語に対応）で、日中の通訳要員の派遣及び手配、翻訳の実施、各種執務資料の作成などに従事するほか、夜間、休日等には、当直2人体制を敷き、24時間体制で電話通訳等の即時対応や通訳要員等の手配に当たっている。

## (2) 部内通訳体制の育成・強化

県刑事部では、語学力を有する警察官を「国際捜査員」として登録し、外国人犯罪捜査での運用を行って来たところであるが、通訳センターにおいて当該業務を引き継ぎ、各所属からの推薦等を得て「国際捜査員」を拡大、さらに、国際捜査員のうち特に能力の高い者を「指定通訳員」に指定した。

これら「指定通訳員」「国際捜査員」については、自所属事案や、夜間・休日における他所属事案の一時的支援など、個々能力に応じて外国語を活用し、部内通訳運用の活性化を推進中である。

また、警察職員に対する外国語教養を実施して、能力の維持、向上を図った。

(3) 部外通訳人の確保

高水準で推移している来日外国人犯罪対策に対応するため、部内通訳人では対応できない言語を中心に、十分な通訳体制を強化する必要があり、そのため部外通訳人の処置改善を図るなど、優秀な部外通訳人の確保に向けた取組みを推進した。

【成 果】

1 関係機関との連携強化

各種協力会を通じ、関係機関との連携強化に成果を挙げた。

特に、A P E C 首脳会議に伴う港湾部会については、A P E C 警備終了までに3回開催し、官公庁のみならず関係する民間団体との連携強化にも成果を挙げた。

港湾部会開催状況

- ・ 平成21年9月18日 ~ 設立会合、国際テロ情勢について
- ・ 平成22年7月14日 ~ 港湾地区における民間の警戒力の強化について
- ・ 平成22年10月1日 ~ 自主警備実施状況について（事例発表）

2 事件検挙

出入国管理及び難民認定法違反事件の検挙について、以下のとおり成果を挙げた。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
検挙件数	691	799	1,105	978	1,172	1,029	937
検挙人員	518	560	839	766	976	909	852
合同摘発回数	66	77	106	135	253	288	258

3 通訳体制

(1) 通訳センター体制

8言語27人体制

(2) 部内及び部外通訳人体制

部内	通訳職員	5言語21人
	国際捜査員	15言語292人
部外通訳人		45言語222人

【定着化・深化の方向性】

各種協力会について、今後も継続し連携強化に努め、特に、新たに立ち上げたテロ・災害対策神奈川協力会において必要な情報提供を行い、広く連携を強化していくとともに、

また、出入国管理及び難民認定法違反事件の検挙についても、入国管理局との合同摘発などを継続して推進する。

## 検 証 項 目

## 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

- 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
  - (4) マネー・ローンダリング対策の強化

## 政 策 の 内 容

暴力団その他の犯罪組織の弱体化・壊滅を図るためには資金源に打撃を与える対策の徹底が必要不可欠であることから、従来からの資金獲得犯罪の検挙に加え、組織的犯罪処罰法等に定めるマネー・ローンダリング処罰規定を適用し事件検挙を推進するなどして、マネー・ローンダリング対策を強化する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 情報の共有化

各部、各課の垣根を越えた協力体制を構築し、情報入手の段階から組織的犯罪処罰法における犯罪収益の隠匿、収受に指向した事件化を進め、犯罪収益を速やかに特定し、起訴前没収保全請求や課税通報を積極的に行うなど、その指導、教養を徹底するために組織犯罪分析課の捜査員を派遣し、処理を行ってきた。

また、検察庁、国税局とも緊密な連絡体制を確立している。

## 2 資金源対策

犯罪組織の実態解明活動を強化し、その中でも組織で管理する口座や組織の幹部が管理する口座の洗い出しを行い、金の流れの分析に努めている。

## 3 犯罪による収益の剥奪

暴力団、来日外国人犯罪組織等の資金獲得活動が多様化する中で、資金源獲得活動に絡む犯罪の取締り強化し、預貯金口座に対する口座凍結を含め、発見した現金等の財産については、積極的に押収している。

また、預金債権等の財産については、費消、散逸を防止するため、起訴前の没収保全命令を積極的に請求して資金源に打撃を与え、被害者の救済を図っている。

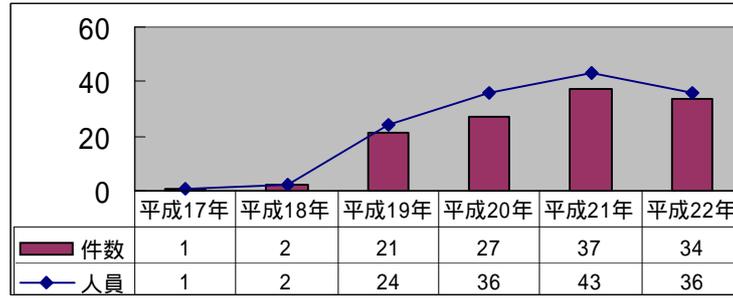
更に、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益の剥奪や、課税通報による犯罪収益の剥奪も積極的に行っている。

## 4 疑わしい取引に関する捜査

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、金融機関等から届出され警察庁から提供を受けた疑わしい取引情報については年々増加傾向にあり、預金口座開設詐欺事件等、平成17年以降現在（平成22年12月末）までに122件、142人を検挙している。

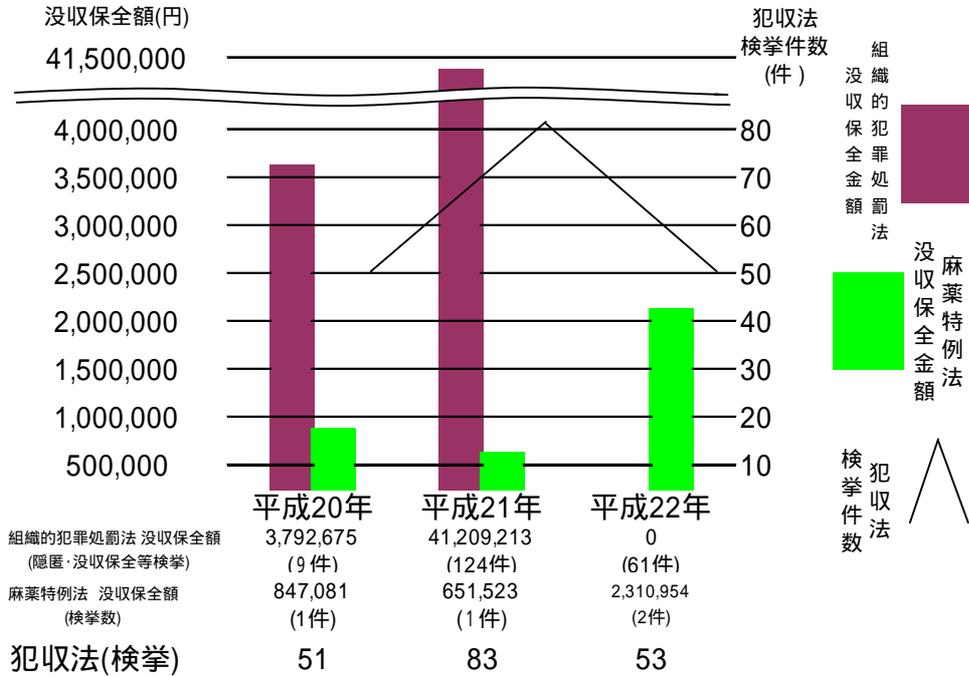
【成 果】

疑取情報からの検挙件数と検挙人員



H17～H22 計122件 142名

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収保全金額・犯収法検挙件数の推移



【定着化・深化の方向性】

- 犯罪収益解明係から各署への情報提供を活発化する。(JAFICからの情報の還元)
- 犯罪収益解明係の保有情報等に関する周知(教養資料等) 捜査を徹底する。
- JAFICとの連携を強化する。(照会等)
- 分析第四係(犯罪収益対策班)と各署との連携を強化する。
- 分析第四係(犯罪収益対策班)の業務内容の周知を図る。
- 犯罪収益の没収等により、犯罪組織に真に打撃を与える捜査手法の指導教養を徹底する。

検 証 項 目

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築  
 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決  
 (5) 執行力強化に向けた組織づくり

政 策 の 内 容

深刻化する暴力団犯罪その他の組織犯罪に的確に対応するための執行力強化に向けた組織整備を行う。

検 証 結 果

【実施事項】

1 組織犯罪対策室の設置

平成14年1月21日、来日外国人、暴力団、暴力団以外の犯罪グループ等が関係する組織犯罪に関する情報の収集、犯罪組織の実態解明、組織犯罪の捜査等を任務とする独立部門として、神奈川県警察組織犯罪対策本部を発足させた。

また、同日付けで組織犯罪対策室を設置し、室長として刑事部参事官を迎えた。

2 組織犯罪分析課の新設と組織改正

平成17年4月1日、組織犯罪対策の中核業務として、組織犯罪に関する情報を一元的に集約・分析し、戦略的な捜査方針の樹立及び総合的な調整を図るため、組織犯罪分析課を新設した。

また、薬物及び銃器対策については、これまで、生活安全部で所掌していたが、暴力団対策及び来日外国人対策と連携した一体的な取組みが不可欠であることから、薬物銃器対策課を生活安全部から刑事部組織犯罪対策本部へ移管した。

更に捜査四課が所掌していた暴力団犯罪の捜査と、暴力団対策課が所掌していた暴力団排除活動を一元化し、捜査第四課及び暴力団対策課を統合した暴力団対策課を設置するとともに、刑事部国際捜査課を刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課に再編した。

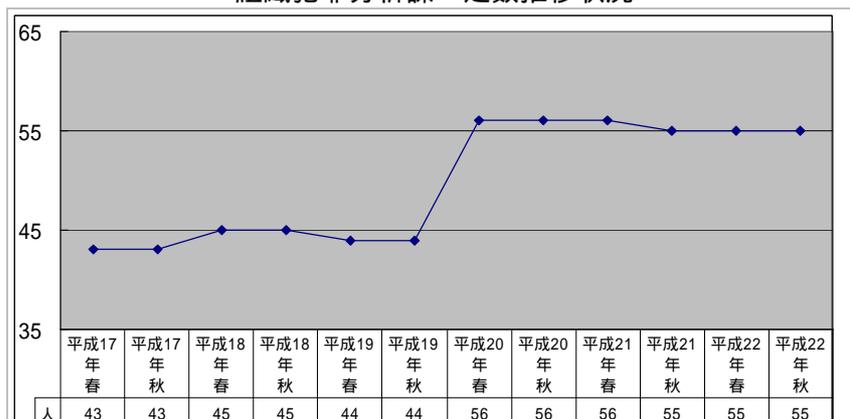
3 定数の変化と実績の推移

分析課の定数の増員と実績の推移

- 平成17年4月1日 組織犯罪分析課新設
- 平成20年4月1日 「組織犯罪特別捜査隊」の新設
- 平成21年10月1日 匿名犯行ツール撲滅対策班設置

【成 果】

組織犯罪分析課 定数推移状況



平成17年春 組織犯罪分析課 新設  
平成20年春 組織犯罪特別捜査隊 設立  
平成21年秋 匿名犯行ツール撲滅対策推進本部 設置（兼務者数入れず）  
平成22年春 分析第五係を犯罪収益解明係に改名  
組織犯罪特別捜査隊を組織犯罪特捜係に改名

**【定着化・深化の方向性】**

今後、犯罪のグローバル化対策のため、匿名犯行ツール撲滅対策本部を発展的に解消して、「犯罪インフラ撲滅対策推進本部」を設立し、各事件主管課から情報の共有化及び集約・一元化を図り、還元していく。

各署、各主管課に対し連絡を密にし、分析課で必要とする内容の濃い情報の提供を求める。（教養資料の発出等）

## 検 証 項 目

## 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

- 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
  - (6) 専門的技術能力の向上のための訓練の充実

## 政 策 の 内 容

平素からの捜査員の専門的技術能力の向上のための訓練を実施することなどにより、組織犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行い被疑者を検挙する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 通達・組対通報の発出による教養の実施

これまでに毎年本部長通達を発出し、各部門の捜査担当者にその重要性和必要性を周知させてきた。

組対通報と題する組対部関係の教養資料を定期的に各署に発出（年間約20件・設立以降平成22年末まで100件発出）し刑事課のみならず他課に対する教養資料として有効に活用するよう指導している。

## 2 専科教養の実施

組織犯罪対策の意義、重要性を踏まえた各捜査員の役割と心構え、組織犯罪情勢とその対策、暴力団、薬物等の密輸・密売組織、来日外国人犯罪組織等の犯罪組織の実態解明に向けて関心を持つべき情報の種類、情報収集の方法、犯罪収益の剥奪に資する捜査要領等を習熟させるため、年1回の組織犯罪捜査専科を実施している。

## 3 情報連絡会・情報官会議の開催

情報連絡会・情報官会議を開催し、これまで各課・各部署ごとの限られた範囲で保有していた情報を一元化することによって、部門間の垣根を越えた横断的な情報の交換・共有化がなされた。

## 4 組織犯罪対策ブロック別検討会等の実施

各警察署の組織犯罪部門を担当する警部補をブロックごとに招致し、「組織的犯罪処罰法を適用したマネー・ローンダリング犯罪の立件及び犯罪収益等の剥奪」等を議題として、法解釈の教養・事例研究を実施し、実務で同法を積極的に適用することができるよう実践的な教養を実施した。

更に、各署幹部会議や招集日に分析課の各補佐を派遣して、組織犯罪情報・マネロン対策等に関する巡回教養を実施した。

## 5 犯罪収益対策班による指導教養

分析課内に、犯罪収益対策班を設置し、各署に対する個別指導体制を確立するとともに、所管法令の研究や対象事件の把握に努め、犯罪収益への対処の一層強化を図っている。

## 【成 果】

指導教養を実施した事により、捜査員に意識付けができ、これまで全くなかった収益対策に関する相談件数が増加した。

## 【定着化・深化の方向性】

組織的犯罪処罰法等に関する法解釈の教養・事例研究の徹底。

ブロック別検討会の開催と専科教養の充実により、捜査員の意識及び能力の向上を図る。各事件主幹課との情報の共有化により、漏れのない捜査を展開する。

検 証 項 目

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築  
 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決  
 (7) 内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

政 策 の 内 容

入国管理局、海上保安庁、税関等国内関係機関及び海外関係機関との連携を強化することにより、国際組織犯罪の検挙、テロ等の未然防止に向けた対策及び重大テロ等発生時の対処体制の強化を推進する。

検 証 結 果

【実施事項】

1 外国捜査機関との連携・協力

犯罪のグローバル化が著しく進行し、犯罪が国境を越えて敢行されるようになった現在、関係国の警察機関が情報の交換、必要な証拠の収集・提供等、捜査に関し、相互に協力を行う国際捜査共助は極めて重要な不可欠の捜査手法の一つとなっている。

2 被疑者の国外逃亡防止

被疑者が国外に逃亡するとその所在の確認、身柄の確保・国内送還など極めて煩雑な手続きが必要であり、また、被疑者が外国人の場合、その身柄を引き受けることが不可能になるなど捜査に大きな負担となる。よって被疑者の国外逃亡防止措置について警察庁を經由して、全国の国際海空港を管轄する都道府県警察及び入国管理局に手配を行うなど、全国の警察及び関係機関が連携して被疑者の国外逃亡について監視を行っている。

3 国内関係機関との連携

県民の平穏な生活に重大な脅威となっている来日外国人による組織的な犯罪などの防圧検挙のため、警察、入国管理局、税関、海上保安本部の4機関が緊密な連携のもと、連絡、共同取締体制を確立して、これら犯罪の防圧検挙を図り、県民の安全で平穏な生活を確保することを目的とした「神奈川県国際組織犯罪対策協議会」を、平成9年7月9日に設立し、現在に至っている。

【成 果】

1 外国捜査機関との連携・協力

外国捜査機関との連携・協力については下図のとおり、過去4年間は県下各所属から概ね30件程度の捜査協力要請があり、犯罪の捜査手法としてほぼ定着してきた感がある。

外交ルートによる捜査共助については手続きが煩雑で結果の入手に長期間を要するなどの問題があり、要請件数は低迷していたが、最近、米国・韓国・中国・香港・欧州連合との捜査共助条約の締結により共助の確実化・迅速化が図られ、徐々に普及してきている。最近の傾向として犯罪に携帯電話・電子メールなどが使用されるようになってきているが、世界的な個人情報保護の傾向からこれらの情報については差押などの強制捜査が必要となっていることを考慮すると、今後は要請件数が飛躍的に増加する可能性がある。

また警察庁を介した最近の当県と外国捜査機関との連携としては

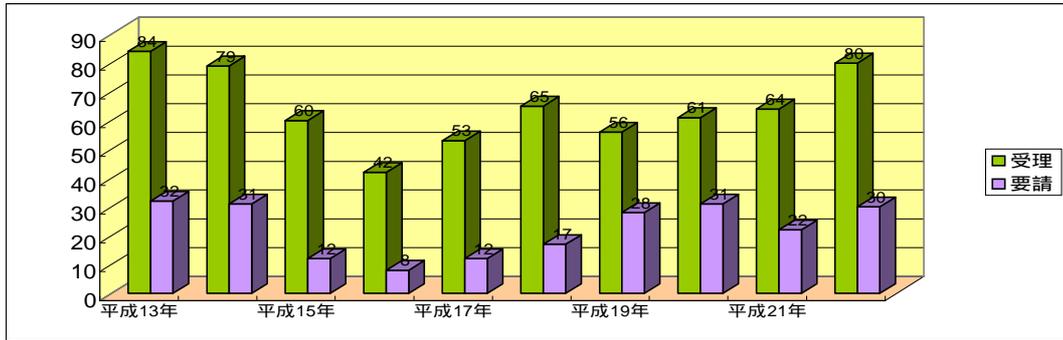
韓国警察に対し、韓国国内における密航斡旋ブローカーに関する情報を提供したことにより、平成22年5月までに韓国警察当局が密航ブローカー及び関連被疑者を検挙。

韓国警察に対し、韓国国内に潜伏していると推認された旅券法違反被疑者に関する情報を提供したところ、平成22年9月、韓国警察当局が被疑者を検挙。

などがある。

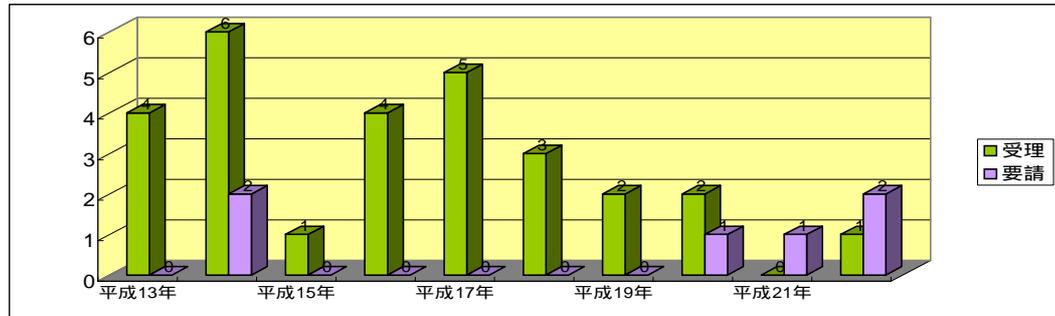
### ICPルートによる捜査協力

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受理	84	79	60	42	53	65	56	61	64	80
要請	32	31	12	8	12	17	28	31	22	30



### 外交ルートによる捜査共助

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受理	4	6	1	4	5	3	2	2	0	1
要請	0	2	0	0	0	0	0	1	1	2



## 2 被疑者の国外逃亡防止

全国の国際空港等、水際における被疑者の国外逃亡防止については、平成22年末で、日本人10名を含む46名の手配を行っている。

また、すでに国外に逃亡した被疑者については警察庁、外務省などを介して関係国の捜査機関と連携して被疑者の発見や身柄の確保・手配国への送還などについて相互に援助している。

主なものとしては

平成20年9月：中国警察当局と連携した中国に潜伏中の強盗・逮捕監禁被疑者の身柄引受け

平成20年11月：中国捜査当局からの要請にかかる中国人強盗殺人被疑者の身柄引渡し

平成21年11月：中国警察当局と連携した中国に逃亡していた強盗事件被疑者の身柄引受け

平成22年2月：タイ捜査当局と連携したタイ王国バンコック市内に潜伏中の殺人事件被疑者の身柄引受け

などがある。

## 3 国内関係機関との連携・協力

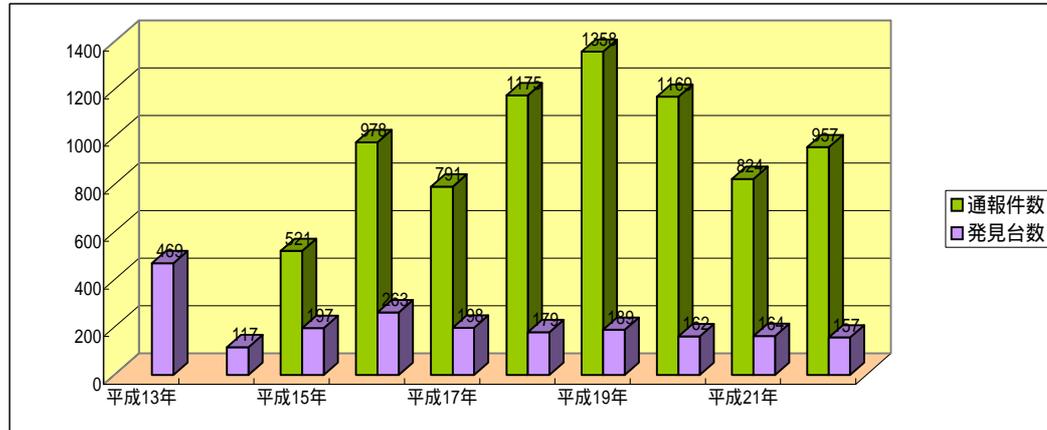
各機関の長が参加して行われる「神奈川県国際組織犯罪対策協議会総会」は平成10年より12回を開催し、平成23年2月に第13回総会を開催予定であるなど国内関係各機関との連携・協力は定着している。

また、平成13年7月26日、警察本部に警察本部長を長とする「盗難自動車不正輸出取締り特別対策本部」を設置、港湾を管轄する各警察署と連携して横浜税関と盗難車両の海外流出防止対策を推進しており、税関から年間約1,000件前後の通報を受けて捜査を行い、150台以上の盗難自動車、二輪車、建設機械を発見・押収して被害者等に還付し、また、自動車窃盗・不正輸

出組織の捜査を行っている。  
盗難車両不正輸出防止にかかる港対策

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
通報件数			521	978	791	1175	1358	1169	824	957
発見台数	469	117	197	263	198	179	189	162	164	157

港対策による盗難車両発見台数



平成13・14年は全件通報(平成13年:60,549件・平成14年:16,616件)

## 【定着化・深化の方向性】

### 1 外国捜査機関との連携・協力

交通手段・通信手段の発達などにより今後も犯罪は更にグローバル化の様相を深めていくことが確実視されることから外国捜査機関との連携・協力の必要性は益々高まっていくものと思われる。従って、今後も警察庁と連携した迅速・確実な国際捜査共助の実施を推進していくとともに現場捜査員に対する指導・教養など必要な周知を徹底していく。

### 2 被疑者の国外逃亡防止

入国管理局との連携による被疑者の国外逃亡防止については過去10年間に100名以上の被疑者を水際で検挙するなど大きな成果を挙げていることから、今後も警察庁を介しての入国管理局との連携・協力の緊密化を図っていく。

また、すでに国外に逃亡した被疑者についても警察庁を通じて外国捜査機関との情報交換・身柄の発見・確保など各種対策を強化していく。

### 3 国内関係機関との連携・協力

入国管理局、税関、海上保安本部など国内関係機関との連携・協力は、捜査協力・情報交換・人事交流などが活発に行われているので、今後もこれらの国内関係機関との良好な関係を維持・発展させていく。

検 証 項 目

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

- (1) 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編
- (2) 監視・緊急対処体制の整備強化

政 策 の 内 容

サイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編を行うとともに、サイバー犯罪及びサイバーテロに対処するため、技術的見地からの支援を含めた体制を整備強化し、サイバー犯罪対策及びサイバーテロ対策を的確に推進する。

検 証 結 果

**【実施事項】**

1 サイバー犯罪対策の体制整備

(1) 体制整備

サイバー犯罪対策センターは、平成10年11月にハイテク犯罪対策室として発足後、情報通信に関する技術的見地からの捜査支援体制を整備した。

(2) 任務

ア コンピュータ等差押え・解析等の捜査支援

各警察署が行う犯罪捜査において、捜索差押現場におけるコンピュータ、電磁的記録媒体等の差押えや押収品の解析等の捜査支援を実施している。

イ 広報啓発活動の推進

国民がサイバー犯罪の被害に遭わないよう、サイバー犯罪の最新の手口を踏まえた情報提供のほか、行政機関、教育関係者、NPO 法人等と連携して、各種イベント、様々なメディアを活用した広報啓発活動を推進している。

2 監視・緊急対処体制の整備強化

(1) サイバー犯罪対策・サイバーテロ対策プロジェクトの設置

高度化、多様化するサイバー犯罪に的確に対応するため、平成16年から、総務部、生活安全部、刑事部、警備部及び情報通信部の所属から編成された「サイバー犯罪対策プロジェクト」及び「サイバーテロ対策プロジェクト」を設置し、平素から関係所属が連携を図り、諸対策を推進している。

(2) 重大サイバー犯罪・サイバーテロ発生時の体制整備

国民生活又は社会経済活動に影響を及ぼすおそれのある重大なサイバー犯罪が発生した際は、警察本部に「神奈川県警察重大サイバー犯罪対処連絡室」を設置し、「サイバー犯罪対策プロジェクト」が主導し、初動措置、捜査その他必要な措置を講ずる体制を定めている。

また、サイバーテロが発生した際は、「神奈川県警察サイバーテロ対処本部」を設置し、「サイバーテロ対策プロジェクト」が主導し、初動措置、捜査、警察庁及び関東管区警察局サイバーテロ対処本部との連絡調整その他必要な措置を講ずる体制を定めている。

(3) サイバーテロ対策の推進

重要インフラ事業者等への個別訪問については、四半期ごとに1回、セキュリティ向上のための情報提供や事案発生時の警察の捜査への迅速な協力要請等を行った。また、適宜サイバーテロ対策セミナーやサイバーテロ対処訓練を開催し、実機による具体的な情報提供を行った。

(4) A P E C 警備を通じた支援・協力体制の深化

A P E C 警備に際しサイバーテロの脅威に対処するため、平成22年3月26日、警備部長を長とするサイバーテロ対策本部を設置し、支援・協力体制を構築した。

【成 果】

1 捜査支援件数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
捜査支援件数	90	111	143	191	184	173	186	175	149	189	228

2 広報啓発実施件数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
広報啓発件数	0	30	65	76	97	155	199	256	253	214	184

3 重大サイバー犯罪等の未然防止

「サイバー犯罪対策プロジェクト」、「サイバーテロ対策プロジェクト」及び各警察署が連携し、サイバー犯罪の取締り、広報啓発活動、重要インフラ事業者に対する管理者対策等を推進し、重大サイバー犯罪及びサイバーテロの未然防止に努めた。

4 A P E C 警備における成果

平成22年のA P E C 警備に際して設置したサイバーテロ対策本部が中心となり、

- ・ 重要インフラ事業者に対する個別訪問
- ・ 重要インフラ事業者等に対するセキュリティセミナーの開催
- ・ A P E C 関係事業者、警察部内におけるサイバーテロ緊急対処訓練

等を実施し、対策本部を構成する各部との連携深化による成果を挙げた。

【定着化・深化の方向性】

1 体制の更なる強化

サイバー犯罪対策センターの体制を強化するため、平成23年3月以降、「専従捜査班」を設置し、「全国協働捜査方式」によりインターネットホットラインセンターから通知される違法情報に重点を指向した積極的な取締りを実施していく。

2 捜査員の育成

捜査支援時における現場教養や専科教養等を通じて、捜査員の情報通信に関する知識・技能の向上を図り、高度化・悪質化・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応していく。

3 官民一体によるサイバー犯罪抑止活動

WEBサイト管理者、プロバイダ、重要インフラ事業者等との連携、様々なメディアを活用した広報啓発活動等を展開し、官民一体となったサイバー犯罪抑止活動を推進していく。

## 検 証 項 目

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築  
 3 広域犯罪への的確な対応  
 広域捜査支援システムの整備

## 政 策 の 内 容

広域犯罪に的確に対応するために、管区警察局に広域調整部を設置し広域犯罪の捜査等の警察活動に係る調整機能を強化するとともに、広域捜査支援システムの整備により、広域犯罪の迅速・的確な捜査を行い、被疑者の検挙を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 捜査支援システムの整備

国の「自動車ナンバー自動読取システム」については設置基準が厳格なため、必ずしも犯罪多発地域における設置状況が十分とは言えなかったことから、同様の機能を持つ県独自の「捜査支援システム」を構築し、平成16年から5か年の第1次整備計画により平成20年までに50か所、更に平成21年からも計画的に増設を実施し、平成22年までに30か所を整備し、計80か所が稼働中である。

## 2 情報分析支援システム(CIS-CATS)の活用促進

情報分析支援システム(警察本部及び各警察署に261台整備)について県下全警察署に対する巡回教養や専科教養等を利用した研修時教養を実施したほか、効果的な分析による検挙好事例や操作要領等の教養資料を発出し、同システムの活用促進を図った。

## 【成 果】

## 1 捜査支援システムの効果

捜査支援システムを増強整備しネットワーク化を図ることにより、よりきめ細やかな盗難車両等の動向が把握出来ることから、自動車盗をはじめとする自動車利用犯罪の早期検挙が図れるとともに、緊急配備時には、同システムの設置場所を勘案した警察官の効果的な運用が実現され、重大事件の早期検挙に成果を上げた。

## 2 情報分析支援システム(CIS-CATS)の活用促進による効果

情報分析支援システムは、国費システムとして既に稼働していた犯罪手口、被疑者写真、犯罪統計業務に加え、地図情報を使用した事件分析機能が搭載され、連続犯をはじめとする事件捜査や、犯罪の予防において有力なツールとなっているが、上記のとおり活用促進に努めた結果、同システム利用による被疑者検挙事例があり、検挙活動に成果を上げた。

更に、生活安全部と連携し、同部が保有する防犯カメラの位置情報を同システムの地図情報を継続的に取り込むなど、初動捜査の高度化に寄与している。

## 【定着化・深化の方向性】

## 1 捜査支援システムの継続した整備

捜査支援システムは、犯罪の広域化・スピード化による捜査の困難化が進む中、犯罪と犯人を結び付ける情報を早期にかつ正確に収集する手段として、強力な武器となっている。同システムの効果を最大限に発揮するためには、県内の道路網に隙間無く配置し、犯罪追跡可能性の拡充を図ることが必須であることから、継続した整備を推進する。

## 2 情報分析支援システムの更なる活用の促進と高度化

同システムを活用し、第一線の捜査に対する積極的な捜査支援を実施するとともに、警察署におけるシステムの活用を更に定着化させ、県警全体の捜査の高度化を図っていく。

## 検 証 項 目

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築  
 4 安全かつ快適な交通の確保  
 (1) 道路交通の IT化、バリアフリー化の推進

## 政 策 の 内 容

道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通の安全と円滑の確保、環境負荷の低減を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

道路交通のIT化は、特定交通安全施設等整備事業として、交通安全施設等整備事業七箇年計画（平成8年度～14年度）、第一次社会資本整備重点計画（平成15年度～19年度）及び第二次社会資本整備重点計画（平成20年度～24年度）＜継続中＞により、信号機の集中制御化や半感応化といった信号機の高度化整備により、死傷事故の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量抑止といった効果を上げるとともに、現在も整備推進中である。

バリアフリー化は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき、基本構想を策定した14市1町45駅の主要な生活関連経路上の横断箇所において、バリアフリー化を実施した。

## 【成 果】

## 1 特定交通安全施設等整備事業の効果

平成12年度から平成22年度において実施した特定交通安全施設等整備事業による各種整備効果については、以下に示す抑止効果等が認められる。

死傷事故発生件数の抑止効果・・・約4,500 [件]

交差点等の通過時間の短縮（円滑化）・・・約39,000 [千人時間/年]

通過時間の短縮による二酸化炭素排出量抑止効果・・・約77,000[t-CO2]

## 2 バリアフリー化の推移

平成22年までに策定した主要な生活関連経路上のバリアフリー化率が100%になるなど、歩行空間のバリアフリー化は着実に推進されている。

主要な生活関連経路における信号機のバリアフリー化率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年
経路上の信号機数(基)	9	58	216	298	316	340	346	346
バリアフリー化済数(基)	6	20	134	198	228	303	336	346
バリアフリー化率(%)	66.7	34.5	62.0	66.2	72.2	89.1	97.1	100

主要な生活関連経路の横断箇所における信号機等のバリアフリー化率の推移

	20年度	21年度	22年
横断箇所数	1,132	1,145	1,145
バリアフリー化済箇所数	1,095	1,135	1,145
バリアフリー化率(%)	96.7	99.1	100

## 【定着化・深化の方向性】

交通を取り巻く情勢は依然として深刻であることから、死傷事故の抑止や交通の円滑化等を図るため、今後とも、社会資本整備重点計画に沿って、道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進する。

## 検 証 項 目

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築  
 4 安全かつ快適な交通の確保  
 (2) 凶悪化する暴走族に対する対策の強化

## 政 策 の 内 容

暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、暴走族に対する国民の取締り要望も踏まえ、各部門が連携した暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、国民生活の平穏と安全を確保する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 暴走族追放条例の施行

平成16年4月1日、暴走族のいないまちづくりを目的とした「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」が施行されたことに伴い、条例違反検挙をはじめ、暴走族への加入防止施策、暴走族を許さない社会環境づくり等の総合的な暴走族対策を実施した。

## 2 暴走族追放促進モデル地区の指定

前記条例施行に伴い、暴走族追放に向けた諸対策の必要性が高い地区を「暴走族追放促進モデル地区」に指定し、地域社会が一体となった暴走族追放活動を展開した。

## 3 暴走族相談員を活用した各種活動の実施

前記条例施行に伴い、暴走族対策室に暴走族相談員を3人配置し、条例施行後の平成16年から平成22年までに、暴走族相談員による暴走族加入防止教室を769回開催、暴走族離脱相談の受理・対応51件、暴走族追放キャンペーンの参加875回など、暴走族相談員を活用した各種活動を実施した。

## 4 特別取締りの実施

県内の暴走族情報等を分析し、不定期な取締りを月4回から5回実施したほか、暴走族の出没が予測される年末年始には「年末年始暴走族対策（旧称初日の出暴走族対策）」、ゴールデンウィーク期間中には「ゴールデンウィーク対策」、暴走族の活動が活発になる時期の前である6月については「暴走族取締強化月間」とし、それぞれ取締りを強化するなど諸対策を実施した。

## 5 旧車會に対する取締りの強化

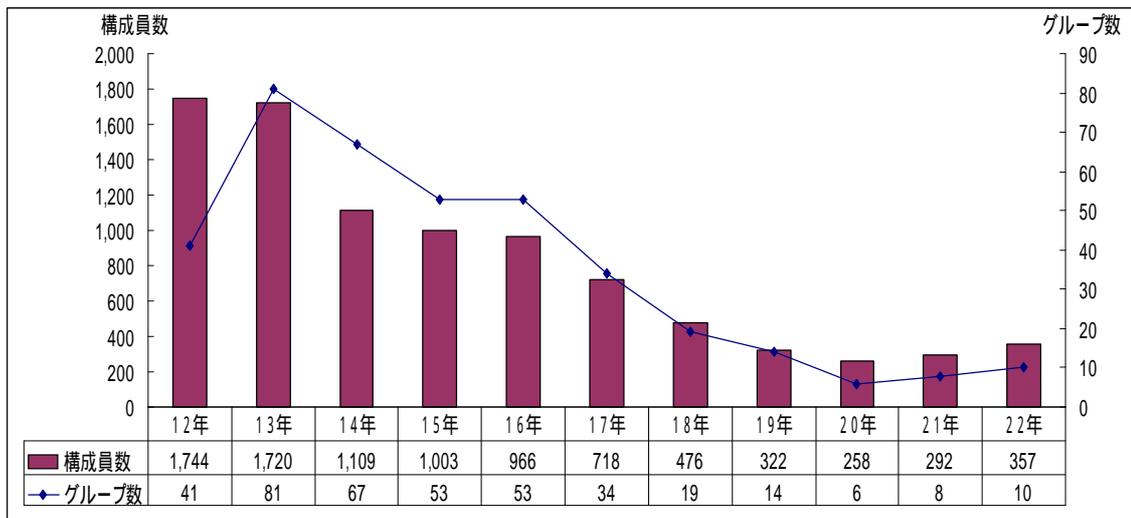
近年、元暴走族や素行不良者で構成され、昼夜を問わず集団で爆音を轟かせて幹線道路を走行する旧車會に対し、ヘリコプターや白バイ等の機動力を生かした取締りの他、関東運輸局などの関係機関と連携した取締りを実施し、騒音に関する違反を中心に、旧車會に対する取締りを強化した。

## 6 暴走族関係施策教養の実施

暴走族総合対策推進要綱に基づき各警察署で指定されている暴走族担当者に対し、暴走族対策を効果的に推進すべく、暴走族の取締りや業務処理要領等の研修を、毎年1回実施した。

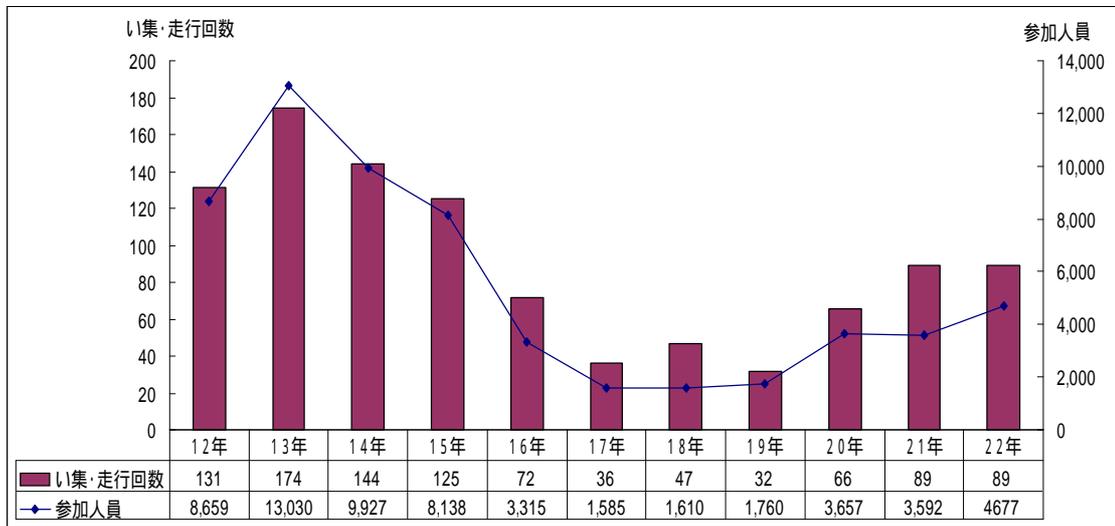
## 【成 果】

### 1 暴走族構成員数とグループ数の推移（平成12年から平成22年まで）



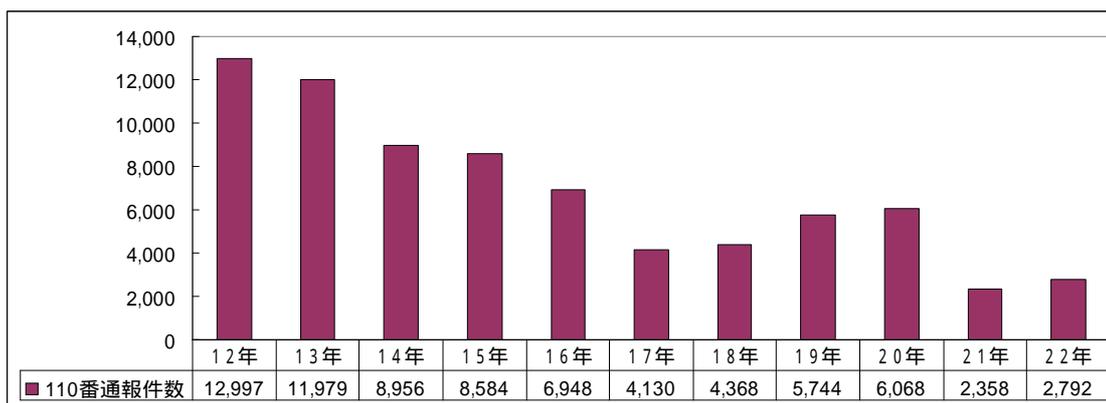
構成員数は直近2年は増加に転じるも、平成12年に比べグループ数が大幅に減少し、構成員数についても、平成12年の5分の1程度まで減少している。

### 2 い集・走行回数の推移（平成12年から平成22年まで）



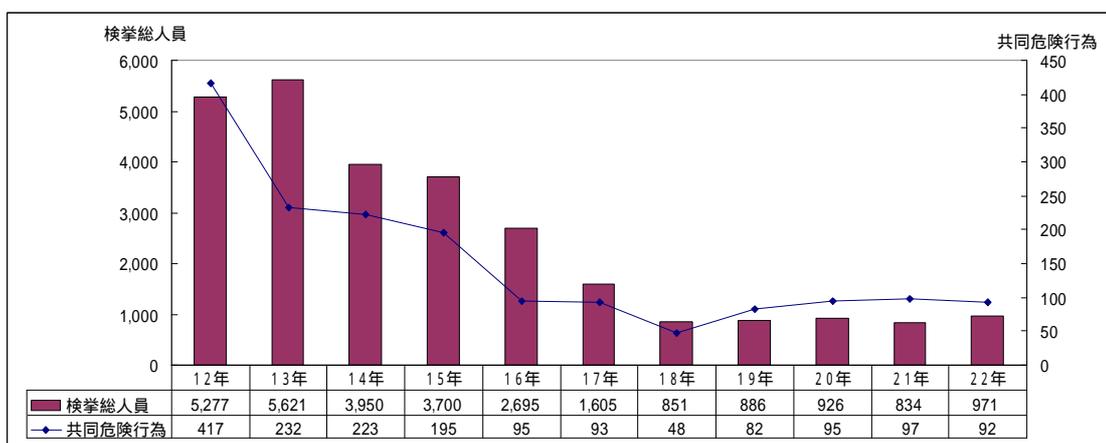
暴走族等のい集・走行回数について、過去11年間においては平成13年の174回をピークに減少傾向が見られ、平成22年の89回は、平成13年と比べ大きく減少している。

### 3 110番通報件数の推移（平成12年から平成22年まで）



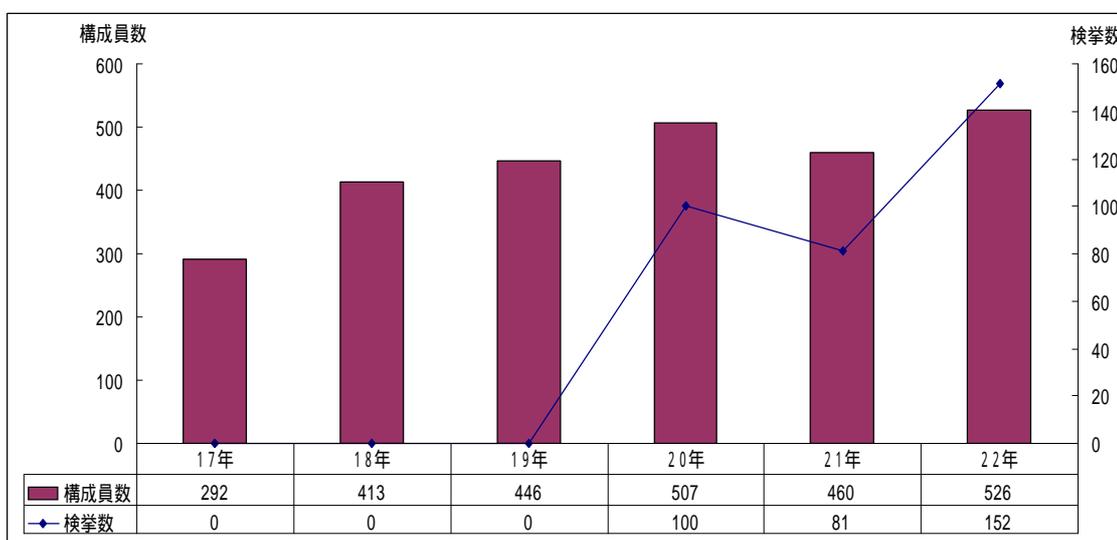
暴走族関連の110番通報件数については、平成12年の12,997件をピークに減少し続けており、平成22年は若干前年を上回ったものの、平成12年の5分の1程度まで減少している。

### 4 暴走族等検挙人員の推移（平成12年から平成22年まで）



暴走族等の検挙人員については、平成12年の5,277件をピークに、構成員数の減少と共に減少傾向であるが、直近5年間の検挙数は、微増傾向で推移している。

### 5 旧車會構成員数と検挙数の推移

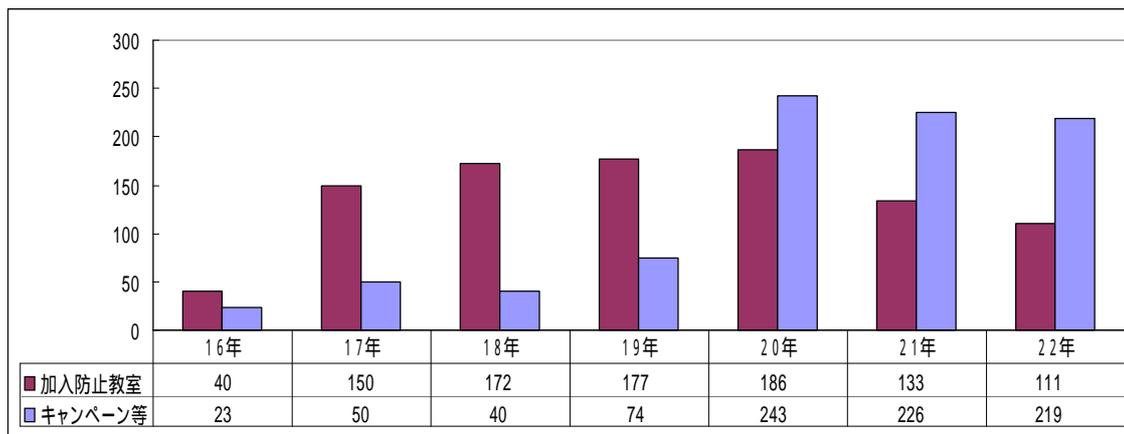


旧車會の構成員に関する統計は平成17年、検挙数については平成20年からそれぞれ統計化している。

旧車會構成員の統計を統計開始以来、毎年構成員が微増傾向にあるため、旧車會對する取締りを強化させている。

## 6 暴走族追放条例施行後の暴走族加入防止教室、キャンペーン等の実施状況

(平成16年から平成22年まで)



平成16年に条例が施行となってから、暴走族加入防止教室については年間100校以上実施している。

暴走族のいないまちづくりを目指して実施している暴走族追放キャンペーン、道路改良等についても条例施行後7年目となり、各署に定着していることがうかがえる。

### 【定着化・深化の方向性】

#### 1 総合的な暴走族対策の推進

暴走族追放条例の違反検挙などの取締りをはじめ、暴走族相談員を積極的に活用した暴走族への加入防止施策、自治体等関係機関・団体と一体になった暴走族を許さない社会環境づくり等、総合的な暴走族対策を継続していく。

#### 2 暴走族追放モデル地区の拡張

暴走族のいない街づくりを継続して進めるために、暴走族追放条例施行後から18地区21警察署において実施した暴走族追放モデル地区の指定について、今後も指定地区を拡張し、県下全域に暴走族追放の活動を展開していく。

#### 3 暴走族取締りの強化

小集団化し、ゲリラ的に活動する暴走族や、グループに属さず場当り的な暴走を行う集団に対し、現場検挙を主体とした取締りや積極的な採証を行って事件化を図るなど、今後とも取締りの強化を継続し、暴走族の壊滅を目指していく。

#### 4 旧車會対策の強化

近年、微増傾向にある違法旧車會を壊滅すべく、旧車會の走行実態を十分に把握し、先制的な取締りを行うことで、騒音関係違反をはじめとした不正改造に係る違反の重点的な取締りを継続していく。

## 検 証 項 目

## 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

## 4 安全かつ快適な交通の確保

## (3) 手続の簡素化による国民の負担軽減

## 政 策 の 内 容

運転免許証の更新手続を簡素化することにより国民の負担を軽減し、その要請に応える。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 更新申請書への写真添付を要さない場合の規定化

更新申請時には、従来写真を添付することとしていたが、平成13年4月1日の道路交通法施行規則改正に伴い、神奈川県道路交通法施行細則の改正を行い、写真添付を要さない場合について規定化し、運転免許本部において更新申請する場合には、写真添付を不要とした。

更に、運転免許証の即日交付を実施している警察署(以下「即日交付署」という。)は平成22年末現在4署あるが、同署においても、更新申請時の写真添付を不要とした。

## 2 運転免許証の警察署における即日交付(即日交付署)の実施

運転免許本部以外での更新免許証の交付は、従来後日行っていたが、優良運転者講習及び高齢者講習該当者に限り、更新免許証の即日交付を県内6ブロック(川崎、相模原、県央、県西、湘南、横須賀)に分けて、警察署においても実施することとした。

このうち川崎ブロック(川崎署)は平成15年4月1日から、県西ブロック(小田原署)は平成16年4月1日から、県央ブロック(海老名署)は平成17年4月1日から、相模原ブロック(相模原北署)は平成18年4月3日からそれぞれ即日交付を実施している。

同時に、ブロック内の各警察署の居住者は、優良運転者講習及び高齢者講習の該当者であれば、ブロックの即日交付署において更新手続を可能とした。

## 3 経由更新の実施

平成14年6月1日の改正道路交通法の施行により、優良運転者については住所地以外の公安委員会を經由して更新申請を行うこと(以下「経由更新」という。)を可能としたことから、運転免許本部において経由更新を実施することとした。

## 【成 果】

## 1 写真添付を要さない更新申請数の推移

平成22年中の写真添付を要さない更新申請の割合は全体の48.3%となっており、県民の負担軽減が図られている。

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
写 真 添 付 不 要 の 申 請 数	運 転 免 許 本 部	475,761	439,743	456,083	473,731	486,673	499,258
	川 崎 署	22,155	21,581	23,118	24,460	28,748	29,108
	小 田 原 署	38,649	34,770	33,739	31,908	38,442	40,720
	海 老 名 署	16,619	23,599	23,354	23,116	27,938	29,937
	相 模 原 北 署	-	18,626	24,635	23,955	28,681	28,546
	小 計	553,184	538,319	560,929	577,170	610,482	627,569
全 更 新 申 請 数		1,263,459	1,166,586	1,162,227	1,146,920	1,248,670	1,299,312
写真添付不要の申請率(%)		43.8	46.1	48.3	50.3	48.9	48.3

## 2 即日交付等の実施状況

### (1) 即日交付の実施状況

平成22年中の更新免許証の即日交付は全体の46.3%であり、更新申請者の負担軽減及び利便性の向上が図られている。

### (2) ブロック内居住者の即日交付署の利用状況

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
即日 交付 署	川崎署	17,691	17,317	18,695	19,845	24,301	25,001
	小田原署	24,263	22,307	20,874	18,773	25,106	27,576
	海老名署	13,398	19,516	19,402	18,989	20,611	25,970
	相模原北署	-	14,988	19,780	18,768	23,343	23,651
	小計	55,352	74,128	78,751	76,375	93,361	102,198
運転免許本部		475,761	439,743	456,083	473,731	486,673	499,258
全更新申請件数		1,263,459	1,166,586	1,162,227	1,146,920	1,248,670	1,299,312
即日交付実施率(%)		42.0	44.0	46.0	48.0	46.5	46.3

即日交付対象者：即日交付署は優良運転者及び高齢運転者、運転免許本部は全更新者

平成22年中のブロック内居住者(即日交付署管内居住者を除く。)が即日交付署を利用して更新を行った即日交付署の利用状況は、4ブロック平均で23.5%となっており、ブロック内の優良運転者及び高齢運転者に該当する更新申請者の利便性向上が図られている。

#### 即日交付実施4ブロックでの即日交付署利用状況(運転免許本部利用者を除く。)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
即日交付署利用者	24,557	33,762	39,455	40,621	49,197	54,428
即日交付署以外 (管轄署)利用者	154,126	171,385	152,258	136,075	159,959	177,211
合計	178,683	205,147	191,713	176,696	209,156	231,639
即日交付署利用率(%)	13.7	16.5	20.6	23.0	23.5	23.5

## 3 経由更新の実施状況

経由更新者数は年々増加傾向にあり、優良運転者である更新申請者の利便性向上が図られている。

年 別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受理数(人)	248	265	322	324	369	379

### 【定着化・深化の方向性】

#### 1 即日交付警察署の拡大

現在4ブロックで実施の運転免許証の即日交付の実施を、未実施の2ブロック(湘南、横須賀ブロック)についても警察署庁舎の移転・新設時に即日交付署として運用し、県民の利便性向上を図るとともに、更新申請書への写真添付を不要として負担軽減を図る。

#### 2 県民の更なる負担の軽減

更新手続については、法令等により基準が示されており、県単独で施策を講ずることは困難であるが、国の方針を見定めて、今後もより一層、県民の負担軽減及び利便性向上を図る。

## 検 証 項 目

## 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

## 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

## (1) 教育の充実

## 政 策 の 内 容

教育の充実を図ることにより、精強な執行力を確保するとともに、警察職員一人一人の資質を向上し、強力かつ的確な職務執行を可能とする。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 第1 実戦的教育の強化

## 1 伝承教養の実施

大量退職期に入り、ベテラン警察職員の豊富な経験により蓄積された高い知識、技能を若手警察職員等に伝承していくため、各所属において、技能指導官、伝承官等を活用した伝承教養を実施している。

## (1) 技能指導官等の活用

技能指導官については、平成6年4月14日付例規第29号「神奈川県警察指定特別技能指導官等の指定及び活用に関する要綱」が制定され、以後一部改正を含み、平成12年8月30日付例規第32号で規定されている。

要綱には、警察職員の中で卓越した専門的な知識若しくは技能又は特殊技術、資格等を取得している警察職員を「特別指導官」又は「プロフェッショナルリーダー」に指定し、その職員を効果的に活用することにより、職場教養の組織的な推進を図ることを目的としている。

## (2) 実戦塾・弟子入り制度等の推進

実戦塾は、平成18年3月、三崎警察署において「三崎実戦塾要綱」として若手警察官を対象とした指導教養項目を定めて実施したことから、若手に対する実戦的な指導の好施策として各所属へ紹介し、その後40警察署において推進している。

弟子入り制度は、指導教養を受けた専務係の巡查部長等を「師匠」とし、自主性を重んじて、若手警察官がいわゆる「弟子入り」し、非番、週休日等業務以外の時間を活用して実務能力の向上を図ろうとするもので、平成16年、川崎警察署の「弟子入り制度」宮前警察署の「修行制度」等を総称して「弟子入り制度」と呼び各所属で推進している。

## 2 実戦的総合訓練の推進

幹部の指揮能力の向上と若手警察官の早期戦力化のため、第一線現場での取扱い状況や教訓とすべき事案等を題材とした想定に基づき、届出の受理（事案の認知）、現場臨場、職務質問、擬律判断、制圧・逮捕、捜査書類の作成等の一連の警察活動をロールプレイング方式により実施又は指揮する訓練を実施している。

そのため、平成20年9月以降、毎年「実戦的総合訓練の推進について（通達）」を發出しており、一昨年は、当直指揮訓練、総合術科訓練について訓練要領を定め、昨年も、当該通達「実戦的総合訓練の推進について（通達）」（平成22年12月1日付け神教発第1154号）を發出する他、「実戦的総合訓練の具体的推進要領について（連絡）」（平成22年12月1日付け神教発第1155号）も發出して、具体的に実施要領を示して、当該施策を推進している。

さらに、平成22年5月28日、さらなる推進を図るため、教養課内に企画担当代理を指導責任者とする「教養課実戦的総合訓練指導班」を設置して、各警察署への訓練指導等を行っている。

また、各警察署で行っている実戦的総合訓練の実施状況や好施策を執務資料として紹介し、意識付けとするとともに、更なる推進を図っている。

### 3 拳銃使用判断能力向上のための訓練の充実

#### (1) 訓練要綱の制定、使用判断訓練機器の導入

平成14年5月、拳銃訓練要綱を制定、訓練内容を見直し、現場に即した拳銃使用判断訓練や、より実戦的な応用射撃訓練を重点的に推進した。翌15年1月、警察庁から「演技式相対訓練想定」の配信を受け、当年実施の拳銃指導員研修から「演技式相対訓練実施要領」を導入するとともに、同要領の浸透化を図るための巡回教養を実施した。また、警察本部射撃場に映像射撃訓練装置（1台）、4箇所の警察署射撃場に映像射撃シミュレーター（4台）を導入し、拳銃使用判断能力、射撃能力の向上を図り、併せて、映像射撃シミュレーターについては警察署等に貸出し所属の使用判断訓練の推進に努めた。警察本部射撃場の他、4箇所の警察署射撃場が整備されたことから訓練場所の振り分けを行い、訓練員個々に対し重点的かつ、きめ細かい指導を行った。この結果、拳銃を使用する可能性の高い職務に従事する重点訓練対象者の平成21年度中の実射訓練実施率は111.4%となるなど、拳銃訓練の充実が図られた。

#### (2) 神奈川県警察拳銃射撃競技大会における対策、使用判断競技の実施

平成17年、18年の大会で教養課の拳銃実射訓練指導員による「演技式相対訓練の実演」をデモンストレーションとして披露し、大会参加者等に対し使用判断訓練実施の必要性をアピールした。また、18年、19年の大会において、若手警察官（採用後4年未満）を対象に映像射撃シミュレーター装置を使用した使用判断競技の部を設け、警察署（54署）から代表者1人を選出して競技を実施した。21年の大会では全女性警察官に対する拳銃貸与が終了したことから、女性警察官による、公開競技として「腰撃ち」を実施、所属における拳銃訓練の推進が図られた。

#### (3) 女性警察官に対する特別訓練

一部の特定の女性警察官には、既に拳銃貸与が行われていたが、平成21年4月から全女性警察官に対し貸与されたことから、新たに貸与された773人の女性警察官に対し、射撃場における1日及び半日集中の使用判断訓練を含めた特別訓練を実施した。また、21年の上記大会では当初、警察署の女性警察官による映像射撃シミュレーター装置による使用判断競技を計画したことから、所属における映像射撃訓練ビデオを用いた使用判断訓練が積極的に行われた。

#### (4) 警察本部所属に対する拳銃使用判断訓練、警察署への巡回教養

大型警備実施に備え、平成22年9月、警察本部35所属250人を対象とした映像射撃シミュレーター装置を用いた使用判断訓練を5日間連続で実施、更には、選抜した10警察署277人に対し、7日間に渡り同装置を持ち込んで巡回教養（訓練）を行うなど使用判断訓練の重要性について強力に推進した。

### 4 交番・駐在所員に対する実戦的逮捕術訓練の強化

平成21年より、教養課巡回指導担当師範が警察署の交番を随時巡回訪問し、交番において、身近にある物や装備資機材を活用した、被疑者の捕捉制圧要領及び受傷事故防止の観点からの交番内における来訪者対応要領等を指導した。

### 5 総合術科訓練の推進

平成21年10月、警察官が職務を執行するに当たって被疑者等から攻撃等を受けた場合を想定し、警棒、警じょう、大楯、刺股等の装備資機材を活用した逮捕術と拳銃使用を連動させた総合的な術科技能により、これらの攻撃等に対する防御及び被疑者の制圧・逮捕を行う「総合術科訓練の実施要領について」を策定し、効果的な訓練の推進を図ったところである。さらに、平成22年12月には継続実施させるための通達を發出して、更なる推進を図っている。

## 第2 基礎体力の維持向上

### 1 「短時間逮捕術訓練要領」に基づく訓練及び体力練成の実施

逮捕術訓練は、反復継続することが重要であることから、継続して訓練を推進していたが、平成20年、現場執行力を強化するため、若手のみならず、ベテラン警察官や専務警察官も簡単かつ活用頻度の高い技と基礎体力の向上を反復継続させることを目的に、「短時間逮捕術訓練要綱」を策定した。

時間、場所を選ばずに実施できることから、教養課巡回指導担当師範や警察署術科指導員が地域警察官の交番配置前等において実施し、術科に対する意識の高揚や基礎体力の向上を図った。

### 2 体力検定及び体力テストの実施

警察官の執行力の基盤をなす基礎体力の維持向上を図るため、平成15年に神奈川県警察体力検定等実施要領を制定、各所属の体育指導員に体力検定の要領を習得させ、年1回、各所属における体力テスト等の実施を指導した。特に、警察本部所属は実施場所・機会がないことから、教養課が主体となり、実施日・場所を設けて行っている。

平成17年度から平成21年度までの体力テスト等の実施率は、平均74パーセントである。

平成21年度における体力テスト（握力、上体起こし等5種目）合計得点（体力の総合評価の指標）において、受検した警察官の平均得点は、すべての年代で国民の平均得点より高い水準を示した。

### 3 所属における基礎体力維持向上

署情や年齢等に応じて、朝の警察体操、武道訓練前の走訓練、登山、ハイキング、散歩等を積極的に推進し、警務部業務監察の推進項目として実施状況を確認、評価している。

### 4 神奈川県警察ロードレース大会の開催

職員の基礎体力の維持向上に向けた施策として、平成19年から県警職員のロードレース大会を開催しており、将来の県警を担う若手警察官を中心に、ベテラン警察官や女性警察官も積極的に参加している。（本年度はAPEC開催に伴う警備情勢のため中止とした。）

### 5 関東警察駅伝・ロードレース競走大会への参加

県警職員のロードレース大会は関東警察駅伝・ロードレース競走大会の選手選考会を兼ねていることから、成績上位者を集め、特別訓練を実施した後、県警の代表選手を選出して参加している。同競走大会で優れた成績を修めた者を表彰するなど、職員の自主的な体力錬成の成果を評価し士気の向上を図っている。

## 第3 警察改革の精神を風化させない取組み

### 1 原点回帰（初心に戻る）教養

#### (1) 警察署における拳銃貸与式の実施

全国的に拳銃の暴発事故、不適切な取扱い事案が散見されるという背景から、再発防止と拳銃事故の絶無を期すべく「拳銃の重み」を実感し、さらに職責を再確認するための施策として、平成20年以降「拳銃貸与式」を各署で取り入れ推進を図った結果、平成22年までの3年間で全ての警察署において実施するに至った。

#### (2) 教養ビデオの作成と活用

教養課において、初任科生（警察学校生徒）の卒業式を題材とした「教養ビデオ」を作成し、平成22年の総合実務専科より視聴覚教材として活用している。

### 2 教養ノートの活用

平成20年1月1日から、教養の浸透状況を確認する一つの手法として、全警察職員に「教養ノート」（A4版2冊）を配布し、各自が受講した教養等を記載することとした。

### 3 一般職員に対する学校教育（研修会）等

昇任後の主任主事職にある一般職員に対し、その職に必要な知識の習得と警察職員としての資質の向上を図るため、「新任主任主事研修会」（1日）を平成19年から実施している。

### 4 総合実務専科の実施

5年以上の長期にわたり学校教育を受けていない警部補以下の警察官あるいは副主幹級以下の一般職員（以下「長期未入校者」という。）に対し、平成14年度から「長期未入校者教養実施要領の制定について」（平成14年8月23日付け警察庁丙人発第259号）に基づき、総合実務専科の名称で専科教養を行っている。

本専科では職務倫理の基本等を再認識させるとともに、現在の警察活動における重要課題等に関する教養を行っている。

#### (1) 学校教育計画に基づく計画的な入校

長期未入校者が在籍している所属に対し、極力未入校期間の長い者から順に入校者として選出させていること及び専科教養実施回数を毎年度10回程度確保することで、長期未入校者の計画的な減少を図っている。

#### (2) 入校生の階級構成に応じた教養

警部補  
警部補及び巡査部長  
巡査部長、巡査長及び巡査  
副主幹又は主査

の階級に応じた期を設け、入校させることで、それぞれの階級に応じた教養内容となるよう図っている。

#### (3) 時宜に応じた教養

その時々で課題となっているものを教養課題として授業科目に取り込み、その時期に応じたものとすることで教養効果の向上を図っている。

## 【成 果】

### 第1 実戦的教育の強化

#### 1 伝承教養

##### (1) 技能指導官等の活用

警察部内において極めて卓越した専門的な技能又は知識を有する警察職員として警察庁が指定する「警察庁指定広域技能指導官」については、平成22年12月末現在5人指定されている。

また、本県警察が指定する「神奈川県警察指定特別技能指導官」については、12人（警察庁指定広域技能指導官5人を含む）、「プロフェッショナルリーダー」については30人を指定している。

平成22年は「警察庁指定広域技能指導官」2人「プロフェッショナルリーダー」1人を新規指定している。警察庁指定広域技能指導官に新規指定された職員に対しては、その功労と今後の活動を奨励するため、賞揚措置として「本部長賞詞」を授与し、同人らの伝承意欲の高揚に努めた。

また、神奈川県警察指定特別技能指導官及びプロフェッショナルリーダーとして指定した警察職員については、年度毎に活動状況、実績等を総合的に判断して見直しを図り、真に実力のある者に厳選し、教養効果の向上に努めている。

年度別技能指導官指定状況

単位 = 人

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
警察庁指定広域技能指導官	5	5	5	5	4
県指定特別技能指導官	8(5)	7(5)	8(5)	11(5)	13(4)
プロフェッショナルリーダー	35	30	29	40	32

( )は広域を兼ねる者

(2) 実戦塾・弟子入り制度等の活用

実戦塾・弟子入り制度については、例示的な好施策であり、書類作成能力が向上する等各所属における若手警察官の早期育成上有効な手法の一つとして推進を図っている。

実施状況について 単位 = 警察署

	20年	21年	22年
実 戦 塾	46	54	40
弟子入り制度	3	27	19

2 実戦的総合訓練

(1) 実戦的総合訓練の実施結果

	実戦的総合訓練	当直指揮訓練	合 計
平成 20年	23回 775人		23回 775人
平成 21年	38回 1,567人	1回 10人	39回 1,577人
平成 22年	167回 4,187人	46回 489人	213回 4,676人

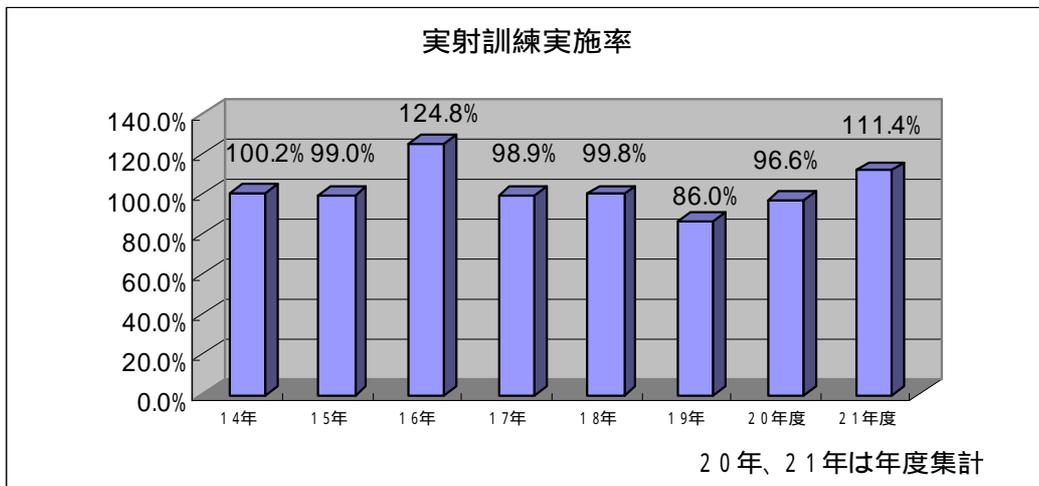
(2) 教養課実戦的総合訓練指導班巡回結果

平成	42回
22年	1,456人

(4) 神奈川県警察実戦的総合訓練競技会の開催

各警察署の実戦的総合訓練の推進状況を検証するため、教養課主催により、第1回目となる全警察署対抗による「平成21年神奈川県警察実戦的総合訓練競技会」を平成21年4月16日開催している。

3 拳銃使用判断能力向上のための訓練



#### 4 巡回指導

○ 巡回指導の体制

	平成20年	平成21年	平成22年
柔道師範	4人	4人	4人
剣道師範	6人	6人	6人

○ 巡回指導数

	巡回数(回)	訓練対象者(人)
平成21年	1233	17,169
平成22年	1152	15,323

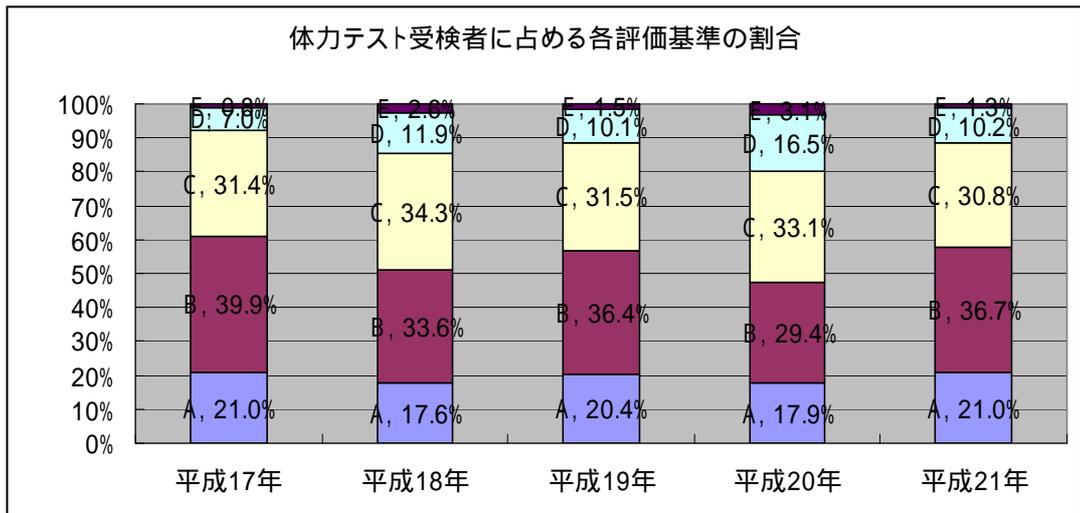
○ 交番指導数

	対象警察官(人)	対象交番数(箇所)
平成21年	1,087	337
平成22年	914	349

### 第2 基礎体力の維持向上

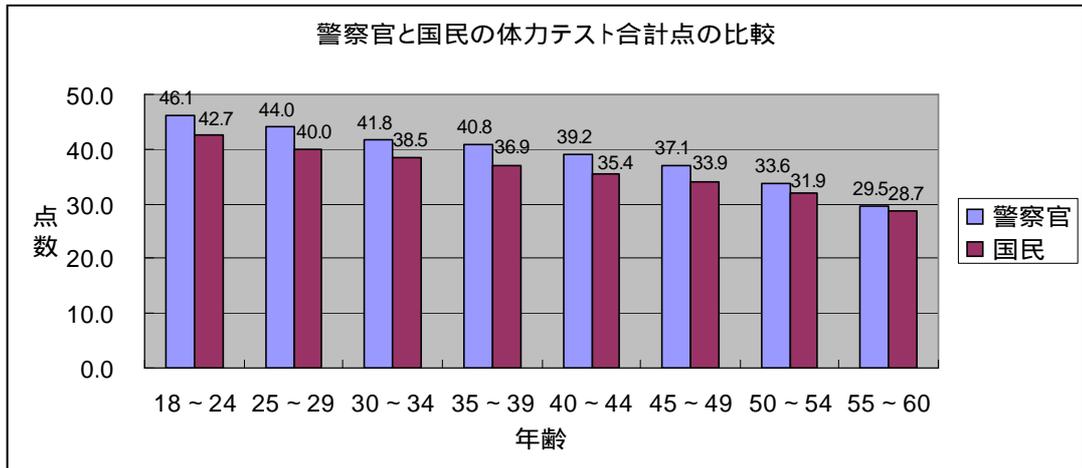
#### 1 体力テストの結果について

体力テストのそれぞれの評価基準ランクが全体に占める割合について、平成17年度と平成21年度を比較すると、ほぼ横ばいであった。



#### 2 国民との体力比較について

当県警察官と国民の体力テストの合計点数を年齢別に比較した結果、当県警察官の体力は全ての年代において国民よりも高いことが判明した。



### 第3 警察改革の精神を風化させない取組み

#### 1 原点回帰（初心に戻る）教養

(1) 警察署及び執行隊における拳銃貸与式の実施状況

実施所属数	単位 = 所属		
	20年	21年	22年
実施所属(延べ数)	142	166	87

(2) 教養ビデオの作成と活用

自作の「教養ビデオ」を活用した視聴覚教養について、平成22年から総合実務専科教養のカリキュラムとして導入を図り推進しているが、受講生には原点回帰の効果があり、好評であることから、各所属における倫理教養及び各種研修において積極的な活用を図っていく。

#### 2 教養ノートを活用

教養ノートは、教養の浸透状況を確認する一つの手法として、使用開始から3年が経過し、その間、適宜記載事項等の見直しを実施したことから、現在では自己啓発の手段としても定着化している。

#### 3 一般職員に対する学校教育（研修会）等

平成19年以降、昇任後間もない主任主事職にある一般職員を対象に、その職に必要な知識の習得、警察職員としての資質向上を図る目的で研修を実施している。

研修者数		単位 = 人 ( ) 内は女性数	
19年	20年	21年	22年
26(14)	16(8)	24(15)	21(13)

カリキュラムについては、研修開催の都度見直しを図っているが、平成22年の研修から、

- ・「警察実務」(警務課)
- ・「メンタルヘルス」(厚生課)

をカリキュラムに新規導入し、倫理観の醸成に努めている。

#### 4 総合実務専科の実施結果（既入校生数）

	警部補	巡查部長	巡查長	巡 査	一般職員	合 計
14年度	86	94	384	0	0	564
15年度	98	140	316	0	0	554
16年度	39	187	183	0	0	409
17年度	39	141	258	0	0	438
18年度	32	157	192	0	0	381
19年度	55	120	131	1	0	307
20年度	9	146	123	0	63	341
21年度	144	85	49	1	29	308
22年度	114	55	40	0	31	240
合 計	616	1.125	1.676	2	123	3.542

22年度は、23年2月に更に1回実施する。

### 【定着化・深化の方向性】

#### 第1 実戦的教育の強化

##### 1 伝承教養

(1) 伝承教育については、部門、所属を超え一層の連携強化を図り、情勢に応じて必要とされる効果的な実戦的教育をさらに浸透させるため、指導する者の好施策・好事例の紹介等を積極的に推進し、若手警察官を中心とした警察職員個々の資質向上に努めていく。

- (2) プロフェッショナルリーダーについては、その活動状況を的確に把握し、活動低調者、異動等で取得技能を活かせない職員は、年度ごとの見直しを徹底する。  
さらに、顕著な活動が認められ、技能・技術の向上が見込まれる職員については、県指定特別技能指導官へランクアップさせることにより、本人の伝承意欲の高揚を図る。

## 2 実戦的総合訓練

- (1) 教養課実戦的総合訓練指導班の巡回指導の強化  
「教養課実戦的総合訓練指導班」の巡回を引続き実施し、各警察署における訓練指導等の強化を図る。
- (2) 神奈川県警察実戦的総合訓練競技会の開催  
各警察署の実戦的総合訓練の推進状況を検証するため、教養課主催による、全警察署対抗による「神奈川県警察実戦的総合訓練競技会を」継続開催していく。
- (3) 通達の作成  
「実戦的総合訓練の推進について」の通達を作成する際、その都度時代に合った内容になるよう見直しを行い、真に身につくものにしていく。
- (4) 執務資料の発行  
他県や、本県各警察署で実施している実戦的総合訓練のうち、好施策や実施状況等を執務資料として作成し、各警察署に紹介することで、訓練の更なる推進を図っていく。

## 3 拳銃使用判断能力向上のための訓練の充実

- (1) 射撃場での実射訓練では、映像射撃訓練装置等の機器を使用した使用判断訓練を併用しており、「使用判断能力」と「射撃技術」の両方を体得することにより、現場にて迅速・適正な使用ができることから、マニュアル化している。
- (2) 毎年4月、5日間に渡り全所属からけん銃指導者を招致して、「けん銃指導員研修」を行い、映像射撃シミュレーター装置の操作方法や使用判断指導要領を習得させ、所属訓練に還元させている。  
また、同装置を所属に貸出し等を行い、所属訓練の推進、更には教養課の拳銃実射訓練指導員による恒常的な巡回教養（訓練）を行っている。
- (3) 訓練員個々の訓練状況を把握するため、「けん銃管理システム（仮称）」を構築中であり、本年4月から運用を開始し、効果的な訓練、業務の効率化を推進する。

## 4 交番・駐在所員に対する実戦的逮捕術訓練の強化

交番における基本的な実戦的訓練を実施するほか、実際の事件を基にした訓練内容を適宜想定し、どんな現場においても相手も自分も受傷しない技術の向上に努めさせる。

## 5 総合術科訓練の更なる推進

現在推進している「実戦的総合訓練」に併せて、「総合術科訓練」を訓練内容に取り入れ、各警察署に合った想定に基づいた、真に訓練員の実となる内容とするなど、創意工夫を凝らした訓練の推進を図っていく。

## 第2 基礎体力の維持向上

### 1 「短時間逮捕術訓練要領」に基づく訓練及び体力練成の実施

現在、警察署においては、武道訓練を週3回行っているが、併せて「短時間逮捕術訓練」を週1回程度実施し、県民の期待に応えられる気力・体力の向上に努めるとともに、道場における訓練のみならず、交番での訓練等場所を選ばず反復訓練を実施しており、いずれの現場でも的確に対応できるような応用訓練を推進していく。

### 2 基礎体力の維持向上

- (1) 警察官の執行力の基盤をなす基礎体力の向上のためには、職員が自らの体力現状に合った取り組みを行う必要がある。よって、年1回の体力テスト等の実施率の向上を図り、より多くの職員に自己の体力現状を認識させていく。

- (2) 毎年開催する県警職員のロードレース大会の更なる充実を図るとともに、より多くの職員が参加できる競技種目を検討するなど、普段からの自主的な体力練成が発揮できる大会にするとともに、優秀者に対しては表彰等して評価していく。また、部外の駅伝、ロードレース大会を周知し、積極的に参加を促していく。
- (3) 引き続き警務部業務監察の項目に基礎体力維持向上を組み入れ、所属が行っている施策について、評価していく。
- (4) 体力のある若手警察官が、業務多忙や不規則な勤務体系等でその体力を低下させ、或いは健康を害することのないような環境をつくり、年配警察官にあっては生活習慣病の予防等健康管理を含めた、体力の向上のための正しい知識を身につけるような、取り組みを検討していく。

### **第3 警察改革の精神を風化させない取組み**

#### **1 心に響く各種施策の推進**

原点回帰教養の施策として「拳銃貸与式」を取り上げて、各所属で推進中であるが、その他にも署独自の施策及び所属長が先頭に立った好施策を推進し、「心に響く各種施策」が図られるよう、情報の提供に努める。

#### **2 教養ノートの活用**

教養ノートについては、記載事項等の見直しを実施後、記載方法等を明記した連絡文を发出し、新規ノートを配布しており、所属において統一した使用方法となるよう図っている。今後も、倫理教養に最も効果的な活用方法を検討しながら、一層の活用に努る。

#### **3 一般職員に対する学校教養（研修会）等**

教養課の主管する一般職員に対する教養は、「新任主任主事研修」を開催しているが、今後も専門部門での研修の他、警察職員としての誇りと使命感を持たせる、時代に応じたカリキュラムを設定し、レベルの高い教養を推進していく。

#### **4 倫理教養の充実**

##### **(1) 原点回帰教養の実施**

初任科拝命当時の清新な気持ちと呼び起こさせるため、初任科授業の見学、卒業式の映像放映等の授業を平成21年度から導入し、平成22年度からは更に教養効果を高める趣旨から初任科生との意見交換会を実施している。

これにより警察官としての原点に回帰させ、倫理観の再醸成を図っている。

##### **(2) 教育参与による講話**

教育参与（元高校校長）により、一般社会人から見た警察官に求められる倫理観についての教養を行なうことで、倫理教養に多面性を持たせている。

#### **5 総合実務専科**

##### **(1) 年間での実施回数確保**

長期末入校者の減少を図る観点から、毎年度で一定回数以上を確保し、実施していく。

##### **(2) 授業科目の見直しの継続**

授業科目を固定化することなく、その時々課題となっている事項に関連する授業科目を取り入れることで、より教養効果の高いものとなるよう努めていく。

## 検 証 項 目

## 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

- 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
- (2) 職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

## 政 策 の 内 容

職務執行の中核たる警部補の在り方を見直し、指揮命令系統を明確化して業務の円滑な遂行を確保することにより、十分な執行力を確保する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 指揮命令系統の明確化

## 1 総括係長制度の実施

警部補間における指揮命令系統を明確にし、業務運営の円滑化を図ることにより、組織力を強化することを目的として、平成14年4月1日から総括係長制度の運用を開始し、定期人事異動後、初めて総括係長に指定された者に対しては、総括係長としての責務を自覚させ、指揮命令能力の向上を図るため、研修会を開催した。

## 2 専門官制度の見直し

総括係長制度の導入後、警部補は4種の職（専門官、総括係長、係長、警部補）となり、専門官は、神奈川県警察の組織に関する規則において「上司の命を受け特定の事項に関する研究及び指導に従事する」ことを任務として規定し、公安職5級（警部相当）の給与が支給されるなど、警部に準ずる職責を果たすことが期待されていることから、平成19年6月、専門官制度の見直しを行い、専門官の位置付け、役割を明確にするとともに、その選考方法を整備した。

## 3 総括係長制度の廃止

総括係長制度の問題点として、

- ・ 警察署の係における警部補の職が専門官、総括係長、係長、警部補の4種に分かれ複雑になっていること
- ・ 警部補の幹部機能強化を目的にしながら、制度の導入が警察署のみにとどまり、警察本部で行われていないこと

が認められたことから、平成20年9月、係長補職の基準を明確にすること、同一系の警部補に対する指揮命令権は、神奈川県警察の組織に関する規則に定める「系の事務を掌理する」という職務の中に当然に含まれるものと解釈できることから、総括係長制度を廃止した。

## 【成 果】

## 係長の指揮命令権の発揮

係長が、その責任において、他の警部補に対し指揮命令をすることで、警部補同士のもたれ合いを防ぎ、業務の円滑な遂行を確保できている。

## 【定着化・深化の方向性】

## 係長の指定

今後も、係長として適正がある警部補を係長に指定し、指揮命令系統を明確化する。

## 検 証 項 目

## 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

## 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質向上

## (3) 優秀かつ多様な人材の確保と活用

## 政 策 の 内 容

真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めることにより、十分な執行力を確保する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

警察官の大量増員と大量退職期が重なる中で、現場の強力な執行力確保には優秀な人材の採用が必要であり、それには多くの受験者を確保して、その中から優秀な人材を採用することが必要となる。多くの受験者を集めるため、募集勧奨活動を推進する中で、平成17年6月の「真に警察官たるにふさわしい者を採用するための警察官採用試験の改善等に関する要綱」に基づく各施策等の導入とともに、採用試験制度の見直し、改善を図り、優秀な人材の確保に努めている。

## 1 警察官の採用状況と採用試験競争倍率

平成13年度から警察官の多量増員が開始され、本県でも同年度から平成22年度までの間に計2,121人が増員となった。この間、増員分も含め計7,426人を新規採用したほか、平成20年度から再任用計104人を採用していることから、合計7,530人を採用している。

なお、現在団塊世代職員の大量退職期となっており、今後5年間は、増員がない場合でも毎年700人～600人の採用が必要となっている。

県内採用試験全体での競争倍率は、大量採用開始時から17年度までは10倍前後であったが、15年度から一桁台となり、19年度に4.4倍と過去最低となったが、20年度以降は6倍前後で推移している。  
(成果:1参照)

## 2 一次試験合格者数の対採用公示数比率の4倍以上の確保

平成17年6月の「真に警察官たるにふさわしい者を採用するための警察官採用試験の改善等に関する要綱」において、一次試験合格者が採用予定者数の4倍以上と努めるよう求められている。本県では、県内採用試験では平成13年度当時から全体での一次試験合格者数は採用予定者数の4倍以上を確保していたが、要綱制定後の平成19年度に、受験者減少の中で合格者数が増加したため4倍を割り込んだものの、以降は4倍以上を確保している。

なお、平成19年度採用試験から、一次試験合格者を多数確保するため県人事委員会に要請し、県人事委員会が定める県職員採用試験の一次試験最低合格基準を、警察官採用試験では緩和する暫定措置を実施して、一次試験合格者の拡大を図っており、現在も緩和措置を継続している。  
(成果:2参照)

## 3 女性警察官の体格基準緩和

女性の雇用拡大等に対応するため、平成19年度から女性警察官採用数の増加に合わせ、女性警察官の体格基準(身長)を緩和した。

なお、平成23年度試験から女性警察官の採用数を更に増やすとともに、身長、体重の大幅な再緩和を行い、女性の採用拡大とともに優秀な人材確保を期する。

#### 4 資格加点制度の導入

武道経験者で気力体力に優れた者の採用方策として、平成19年度試験から警察術科の柔剣道の二段以上を持つ者を対象に、一次試験に一定加点する資格加点制度を導入した。

その結果、資格加点者の最終合格率は、全受験者中の一次試験受験割合よりほぼ高くなっており、特に、女性については全試験、全区分で最終合格率は高く、制度導入は気力体力に優れた者の採用拡大に繋がっていると認められる。  
(成果:3参照)

#### 5 面接試験官の人選と面接官会議等の開催等

本県の採用試験面接官は、県人事委員会職員と警察官各1人の2人組で行っているが、任命権者として警察側の目で適格者を見極めるべく、面接官となる人事委員会事務局職員を対象として、毎年4月に面接官会議を開催して警察として必要人物像等について説明をしているほか、警察側としても、面接試験官は警務部内及び警察学校の警部以上の警察官とし、毎試験ごとに試験官となる者を招集して試験官会議を開催し、評定項目、尺度や質問内容、要領等について標準化を図る教養を実施している。

また、平成22年3月に面接試験官となりうる警部以上の者を主対象として、部外講師を招いて面接講習会を開催し、面接技術の向上を図ったが、今後も企画していく。

なお、体格検査には、警務課員のほか厚生課員及び警察学校教官を検査員として配置し、採用後の警察学校での教育、訓練を見据えた検査となるよう配慮している。

#### 6 新適性検査の導入

警察官採用試験で警察官としてよりふさわしい者を採用するため、警察官の適性判断力に優れた新たな採用時適性検査を導入するため、平成14年4月に臨床心理士の資格を持つ者を心理判定員として採用し、警察官の採用に適合した適性検査として独自に開発を進めた警察官採用時適性検査(通称 KPPI)が、心理学会での発表や外部有識者からの評価を獲得したことにより、県人事委員会の承認も得て、平成19年度試験から、これまで使用していた「YG 性格検査」に代えて採用した。

以来、面接試験で受験者の性格判断資料として活用しているが、継続したデータ収集、分析を経て、更に判別精度を向上させ性格傾向を細分化した「Ver. 2」を、平成22年度試験から導入している。

#### 7 色覚基準の緩和

全国的な採用試験での色覚基準の緩和の中で、本県でも平成21年度採用試験から色覚基準を、「正常であること」から「業務に支障のないこと」に緩和したところ、2次試験受験者中の色覚異状による不合格者は、平成20年度試験までの2%台から1%前後となり、僅かではあるが採用拡大に繋がっていると認める。  
(成果:4参照)

#### 8 積極的な募集勧奨活動の推進

本県県内採用試験の全体の競争倍率は、平成10年度で20倍以上あり、大量増員の始まった平成13年度、14年度で10倍程度であったが、以降競争倍率は低下し、採用試験受験者の減少とともに平成19年度には過去最低となる4.4倍まで低下した。

増員に伴う採用数の増加に反比例して受験者が減少していることから、多くの受験者を確保するべく主催採用説明会の開催、大学等訪問活動の活発化、リクルーター活動の活発化等と合わせ、平成19年度から合同企業説明会への参入、平成20年度から警察業務の体験、見学や捜査員等との懇談とあわせて採用説明を行う業務体験体感型募集・勧奨活動を積極的に推進している。

平成20年度に受験者増に転じたが、翌21年度はこれまで年度3回実施の試験を2回実施としたため、総受験者減により競争倍率が若干低下したものの、22年度は前年度比24%の受験者増となっており、募集・勧奨活動推進の効果が認められる。

#### 9 採用試験の全面委任に向けた人事委員会との協議の継続

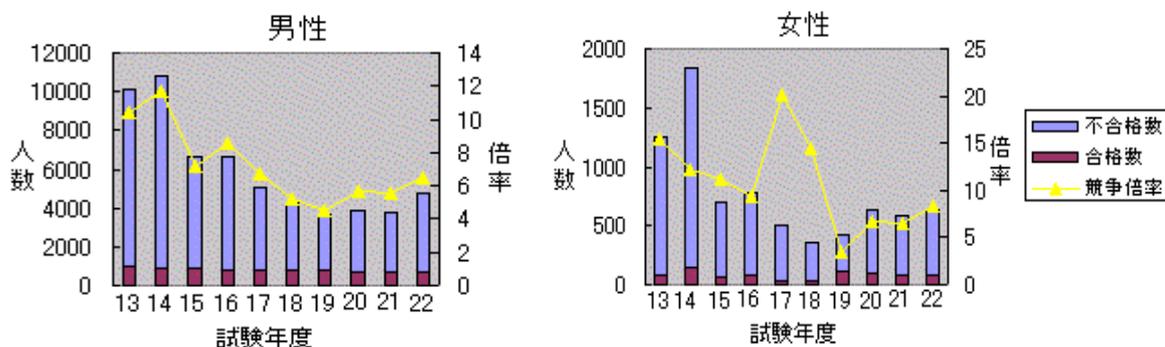
当県では、平成2年度試験から警察官及び事務職員採用試験の2次試験について、人事委員会から委任を受けて実施している。

以降、現在まで機会あるごとに人事委員会に警察官採用試験の全面委任について申し入れを行っているが、未だ全面委任には至っていない。

警察官の適性を有する人材を効果的に採用するために全面委任は極めて有効であり、全面委任獲得に向けて人事委員会との協議を継続していく。

## 【成 果】

### 1 平成13年度以降の警察官採用試験(県内試験)の受験者・合格者数及び競争倍率と採用数



年 度	平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
受験者数	10,101	1,259	10,818	1,836	6,622	698	6,682	774	5,071	503	4,221	362	3,634	419	3,884	628	3,733	585	4,723	633
合格者数	971	81	927	151	922	63	783	82	750	25	804	25	802	119	689	93	670	89	734	76
競争倍率	10.4	15.5	11.7	12.2	7.2	11.1	8.5	9.4	6.8	20.1	5.3	14.5	4.5	3.5	5.6	6.8	5.6	6.6	6.4	8.3
採用数	577	28	744	80	875	80	774	51	751	58	681	20	722	48	638	79	585	66	628	65
総数	605		824		955		825		809		701		770		717		631		693	

各年度の採用数は、県内試験合格者のほか、県外共同試験合格者、再任用(平成20年度から)数を含んでおり、また、新卒合格者は翌年度採用となるため、同年度の合格者数とは一致しない。

### 2 県内採用試験一次合格者数の対採用公示数比率の4倍以上の確保

年 度	区 分	採用予定公示数	一次受験者数	一次合格者数	一次試験合格者の対公示数比率	最終合格者数	競争倍率
22年	男性	626	4,723	3,142	5.0	734	6.4
	女性	50	633	258	5.2	76	8.3
	合計	676	5,356	3,400	5.0	810	6.6
21年	男性	587	3,733	2,602	4.4	670	5.6
	女性	60	585	336	5.6	89	6.6
	合計	647	4,318	2,938	4.5	759	5.7
20年	男性	590	3,884	2,695	4.6	689	5.6
	女性	60	628	302	5.0	93	6.8
	合計	650	4,512	2,997	4.6	782	5.8
19年	男性	720	3,634	2,518	3.5	802	4.5
	女性	60	419	291	4.9	119	3.5
	合計	780	4,053	2,809	3.6	921	4.4
18年	男性	670	4,221	2,643	3.9	804	5.3
	女性	20	362	119	6.0	25	14.5
	合計	690	4,583	2,762	4.0	829	5.5
17年	男性	640	5,071	2,549	4.0	750	6.8
	女性	20	503	110	5.5	25	20.1
	合計	660	5,574	2,659	4.0	775	7.2
16年	男性	640	6,682	2,946	4.6	783	8.5
	女性	50	774	260	5.2	82	9.4
	合計	690	7,456	3,206	4.6	865	8.6
15年	男性	745	6,622	3,266	4.4	922	7.2
	女性	35	698	183	5.2	63	11.1
	合計	780	7,320	3,449	4.4	985	7.4
14年	男性	670	7,693	3,504	5.2	927	8.3
	女性	80	1,836	463	5.8	151	12.2
	合計	750	9,529	3,967	5.3	1,078	8.8
13年	男性	710	6,364	3,517	5.0	966	6.6
	女性	50	1,259	272	5.4	81	15.5
	合計	760	7,623	3,789	5.0	1,047	7.3

### 3 資格加点者の受験・合格状況

年度	試験区分		1次受験者数			合格者数		
			全体	資格加点者	割合	全体	資格加点者	割合
22年	第1回	A	2103	255	12.1%	463	62	13.4%
		B	661	45	6.8%	54	10	18.5%
		FA	404	52	12.9%	49	12	24.5%
	第2回	A	1061	105	9.9%	68	11	16.2%
		B	892	58	6.5%	146	13	8.9%
		FB	229	30	13.1%	27	6	22.2%
21年	第1回	A	1711	185	10.8%	347	45	13.0%
		B	402	24	6.0%	32	4	12.5%
		FA	388	51	13.1%	56	9	16.1%
	第2回	A	829	84	10.1%	121	9	7.4%
		B	783	62	7.9%	166	17	10.2%
		FB	197	23	11.7%	33	8	24.2%
20年	第1回	A	1486	180	12.1%	379	46	12.1%
		FA	399	44	11.0%	55	12	21.8%
	第2回	A	659	80	12.1%	83	9	10.8%
		B	863	71	8.2%	164	22	13.4%
		FB	229	23	10.0%	38	5	13.2%
19年	第1回	A	1251	191	15.3%	405	37	9.1%
		FA	208	21	10.1%	71	9	12.7%
	第2回	A	483	55	11.4%	93	13	14.0%
		B	1005	88	8.8%	248	28	11.3%
		FB	211	22	10.4%	48	11	22.9%

### 4 各試験の色覚否割合

年度	試験区分		各区分			全体		
			2次受験者	色覚否	割合	2次受験者	色覚否	割合
22年	第1回	A	1,510	20	1.3%	3,163	35	1.1%
		B	349	1	0.3%			
		FA	132	0	0.0%			
	第2回	A	414	3	0.7%			
		B	647	11	1.7%			
		FB	111	0	0.0%			
21年	第1回	A	1,233	12	1.0%	2,691	20	0.7%
		B	147	2	1.4%			
		FA	211	0	0.0%			
	第2回	A	444	2	0.5%			
		B	539	4	0.7%			
		FB	117	0	0.0%			
20年	第1回	A	1,106	31	2.8%	2,475	56	2.3%
		FA	179	1	0.6%			
	第2回	A	448	10	2.2%			
		B	626	14	2.2%			
		FB	116	0	0.0%			
19年	第1回	A	930	19	2.0%	2,317	50	2.2%
		FA	157	0	0.0%			
	第2回	A	376	13	3.5%			
		B	737	18	2.4%			
		FB	117	0	0.0%			
18年	第1回	A	1,187	27	2.3%	2,286	52	2.3%
		FA	52	0	0.0%			
	第2回	A	364	7	1.9%			
		B	627	18	2.9%			
		FB	56	0	0.0%			

## 【定着化・深化の方向性】

### 1 募集勸奨活動の継続推進と効果的な勸奨施策等の研究

県警察職員全員に厳しい採用情勢を認識させ、県警察全体で危機感を持ち募集勸奨活動を積極かつ強力に推進していくとともに、効果的な募集・勸奨施策のほか、採用辞退を防止策を研究、実施して、優秀な人材の採用のため数多くの受験者を確保を図るとともに、併せて合格者の辞退防止に努めていく。

### 2 採用試験制度の見直し、改善の推進と面接官の技術向上

警察官としての適格性を有する受験者を数多くめ、また、効果的に採用していくため、試験制度の見直し、改善を人事委員会と連携して推進するとともに、面接試験官となる者を対象に定期的な教養のほか部外講師による講習会開催等により、面接技術の向上、意識の標準化を図り、優秀な人材の採用に繋げていく。

### 3 警察官採用試験の全面委任に向けた人事委員会との協議の継続

効果的な採用試験実施に全面委任は極めて有効であり、全面委任獲得に向けて警察側の体制作りの推進とともに、人事委員会との協議を継続する。

検 証 項 目

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化  
 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上  
 (4) 女性警察官の積極的な活用

政 策 の 内 容

女性警察官の能力や特性を効果的に活用し、ストーカー事案等の新たな治安上の課題に的確に対処することにより十分な執行力を確保し、国民の信頼回復を図る。

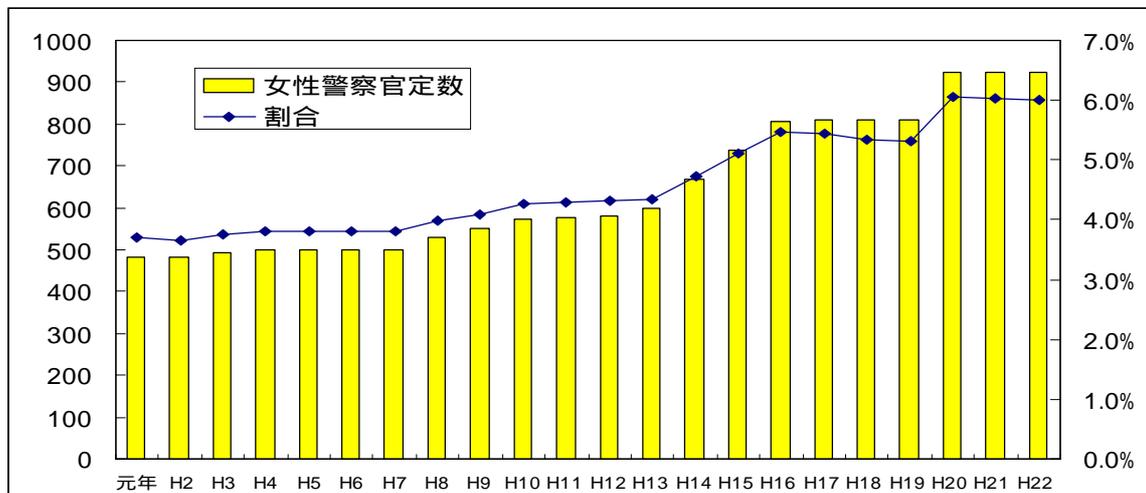
検 証 結 果

【実施事項】

- 1 女性警察官の積極的採用・登用と職域拡大  
 少子化による採用者の質の低下を防止し、男女共同参画社会の基本理念や男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、総務、警務部門といったデスク部門に限らず、生活安全、地域、刑事、交通、警備部門といった全ての部門に配置した。
- 2 女性警察官の働きやすい職場環境づくり  
 女性警察官の処遇改善を図るべく、仕事と育児の両立支援策の推進や女性専用施設の整備と改善を実施すべく、合理化等検討委員会などにおいて改善策を検討し、段階的な改善を図った。

【成 果】

1 女性警察官定数の推移



2 女性警察官部門別配置状況

	総・警務部	生活安全部	地域部	刑事部	交通部	警備部	初任科生	調整	合計
H12	72	96	47	37	272	22	20	14	580
H22	178	121	116	124	293	41	50	2	925

【定着化・深化の方向性】

女性警察官の積極的採用とその職域拡大により、ストーカー行為、配偶者からの暴力、児童虐待等への取組体制や性犯罪等に係る被害者支援の充実が図られたことから、これを定着させる必要がある。

今後についても、男女共同参画社会の基本的理念や男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、女性警察官の積極的な活用を更に進めて深化を図る必要がある。

## 検 証 項 目

## 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

## 2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

- (1) 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し  
 (2) 効率性の追求 (IT による業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作成等の合理化による過重な負担の解消等)

## 政 策 の 内 容

厳しい治安情勢に的確に対処し、国民が真に求めている安全と安心を確保するための体制を確立するために、IT による業務処理方法の見直し、捜査書類作成等の合理化の推進等により、捜査員の過重な負担を解消するなど、徹底的な合理化を前提として地方警察官の計画的増員を行う。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 管理部門・デスク部門の削減

管理・デスク部門における配置の見直しを徹底して行い、捻出した人員を警察署などの実働部門へ再配置した。

## 2 業務のあり方、必要性にまで踏み込んだ業務の見直し

業務及びその必要性を徹底して見直し、業務委託等を含めた業務の合理化を図った。

## 3 効率的な業務運営に資する組織の見直し

本部及び警察署における課・係の統合や新設を図り、効率的な組織としての見直しを図った。

## 4 人員の効率的運用

本部各部の執行隊の運用方法や体制の見直しを図り、効率的な運用を図った。

## 5 犯罪事件情報管理業務システムによる適正捜査及び業務の効率化の推進

神奈川県警察においては、裁判員裁判制度を始めとする一連の司法制度改革に的確に対処し、合わせて、部門を越えた情報の共有化を強固に推進するために、ち密で効率性の高い業務環境を平成21年、平成22年の2ヵ年で整備した。

- ・ 業務管理

事件の認知から送致に至るまでの捜査書類を管理することにより、被害届の引継状況、捜査進捗、令状執行状況等を把握することができる。

- ・ 取調べ状況の管理

取調べの可視化に対処するため、呼出簿、被留置者出入簿、取調べ状況報告書を登録し、取調べ予定・結果を一元的に把握することができる。

- ・ 証拠品等管理

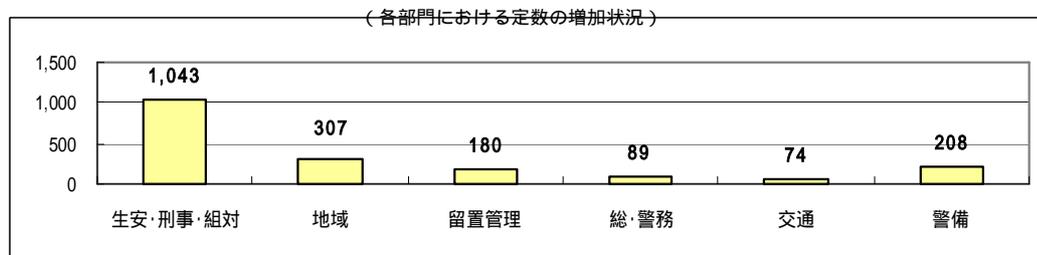
証拠品等の入出庫登録、保管状況管理について、省力化と正確性を確保する目的から証拠品等情報を登録し、バーコード票を出力して証拠品等に貼付し、その後の出し入れ状況をバーコードを介することにより把握することができる。

## 【成 果】

### 1 本県における管理デスク部門と実働部門の推移（平成12年～平成22年）

（管理デスク部門と実働部門の増減状況）

	管理デスク	実働	その他
増減	145	1,756	108



### 2 犯罪事件情報管理業務システムによる適正捜査及び業務の効率化

#### (1) 業務管理の合理化

捜査書類を管理することにより、幹部は業務管理上必要な情報を常に把握できるため、適正な指示、指導が可能となった。

#### (2) 分析の高度化

任意のキーワードによる全文検索のほか、発生場所や警察署などを指定して検索する項目検索を行うことにより、同種事件の割り出し等、高度な分析を行うことが可能となった。

#### (3) 取調べの適正化に寄与

取調べ監督制度にも高度に適応し、呼出簿、被留置者出入簿及び取調べ状況報告書の情報、巡察の状況についても、担当部署による掌握が可能となるなど、取調べの適正化を担保する効果的な仕組みを実現した。

#### (4) 証拠品等の適正管理

証拠品等の管理は、バーコードにより行われており、移動に際してはバーコードリーダーで読み取ることで保管・管理の徹底を行っている。

また、時効送致等の期限を知らせるトラップ通知をすることにより、ヒューマンエラーを解消するとともに、迅速かつ正確な管理が可能となった。

## 【定着化・深化の方向性】

### 1 徹底的な合理化の推進

行政改革等により公務員の削減を求められている中で、治安対策の基盤となる警察官の増員を引き続き要求していくための徹底的な合理化の定着を図る必要がある。

また、効果的な治安対策を更に推進するため、徹底した合理化による人員配置、運用方法の見直しを行い、犯罪情勢や時代の変化に的確に対応するための深化を図り、継続していく必要がある。

### 2 犯罪発生分析の更なる高度化

事件の捜査においては、犯罪事件受理簿が必要となるが、当該簿冊はシステムにより作成されることから、運用の定着化は確実なものとなっている。

今後は、「犯罪が起きにくい社会」を実現するためにも、事件に至らない事案等を含む犯罪発生状況の更なる把握・分析を可能とする仕組み作りを推進する。

## 検 証 項 目

## 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

## 2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

(3) 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

## 政 策 の 内 容

厳しい治安情勢に的確に対処し、国民が真に求めている安全と安心を確保するための体制を確立するために、徹底的な合理化を前提として地方警察官の計画的増員を行う。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 徹底した合理化による人員の捻出

増員効果による効果を最大限に活かすため、管理部門・デスク部門の削減、業務の見直し、効率的な組織の見直し、人員の効率的運用により人員を捻出し、実働部門への再配置を実施した。

## 2 警察官の計画的増員

徹底した合理化により捻出した人員を、体制が不十分な部署に再配置してもなお不足する人員について増員を図った。

## 【成 果】

## 1 本県における地方警察官の増員状況（平成13年～平成22年）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H21	H22
増員数	360	360	320	240	240	240	240	55	66

## 2 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率の増減状況（平成12年～平成21年）

項目	平成12年度	平成21年度	増 減
刑法犯認知件数	169,968 件	98,216 件	- 71.752 件
検挙件数	41,611 件	40,380 件	- 1,231 件
検挙率	24.5 %	41.1 %	+ 16.6 %

## 【定着化・深化の方向性】

これまでに増員された人員による治安維持体制を確固たるものとするため、増員効果によって改善された刑法犯の認知件数等、増員による効果の定着化を図る必要がある。

さらに、深化を図るべく、本県警察官の負担人口を約500人程度にすることを目標に、徹底的な合理化を図ることを前提として、真に人員の手当てを必要とする部門への再配置を行うとともに、緊急に手当てが必要であり、かつ、警察官の増員によらなければ対処しがたい治安課題については、更なる増員による体制強化を図り人的基盤の強化に努める必要がある。

## 検 証 項 目

## 第 4 警察活動を支える人的基盤の整備

## 3 活力を生む組織運営

## (1) 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

## 政 策 の 内 容

厳しい治安情勢の下、職務に精励している警察職員の苦勞に報いる適正な給与処遇を実現して活力を生む組織運営を行うことにより、強力かつ的確な職務執行を確保する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 第 1 適正な給与処遇

## 1 給料表の改善

平成18年度の給与構造改革において、公安職給料表は、階級を職務段階とする従前の職務・職責評価を維持した従来どおりの8級制とし、枠外者の在職状況を踏まえ、階級制度の特殊性を配慮して改善を図った。

また、職務の級3級（巡査部長）及び4級（警部補）については、その職務・職責を考慮して給料月額を改善を図った。

## 2 査定昇給制度の導入及び勤勉手当への実績反映

## (1) 査定昇給制度

平成18年度から、従前の特別昇給と普通昇給を査定昇給に一本化して、人事上の評価と連動させるため、昇給の時期を毎年1月1日の1回とし、特定職員（管理職手当受給職員）は平成19年1月1日から、その他の職員については平成21年1月1日から、昇給区分AからEまでの5段階評価による査定昇給制度に完全移行した。

（管理職層の職員）

	昇 給 区 分	昇 給 号 給 数
A	極めて良好	8号給
B	特に良好	6号給
C	良好	3号給
D	やや良好でない	2号給又は1号給
E	良好でない	昇給しない

（管理職層以外の職員）

	昇 給 区 分	昇 給 号 給 数
A	極めて良好	8号給又は6号給
B	特に良好	5号給
C	良好	4号給
D	やや良好でない	3号給、2号給、1号給
E	良好でない	昇給しない

## (2) 勤勉手当

勤務成績に応じた成績率に基づき支給するなど、勤務成績を反映させる取組みを拡大し、平成18年度以降の勤勉手当は特定幹部職員（管理職手当区分2種・3種）、警視及び同相当職の職員、警部以下の警察官及び同相当職の職員の3グループに分けて勤務成績の評定を行い、成績区分に応じた加算措置を講じている。

勤務成績が極めて優秀な職員に対しては、知事部局を上回る加算率を可能とする一方で、

勤務成績が劣る職員や懲戒処分等を受けた職員には、標準となる勤務成績が良好な職員の支給率から減率する措置を講じている。

【平成22年度の例】

(特定幹部職員)

成績区分		加減率	人員率
A	特に優秀	25%加算	5%
B	優秀	12.5%加算	30%
C	良好	標準	
D	やや劣る(欠勤等)	5%減率	
E	劣る(注意・訓戒等)	10%減率	
F	懲戒	戒告	19%減率
G		減給	37%減率
H		停職	54%減率
I	特に低い評価	~82%減率	

(警視及び同相当職の職員)

成績区分		加減率	人員率
A	特に優秀	25%加算	5%
B	優秀	12.5%加算	30%
C	良好	標準	
D	やや劣る(欠勤等)	5%減率	
E	劣る(注意・訓戒等)	10%減率	
F	懲戒	戒告	16%減率
G		減給	26%減率
H		停職	36%減率
I	特に低い評価	~62%減率	

(警部以下の警察官及び同相当職の職員)

成績区分		加減率	人員率
A	極めて優秀	20%加算	5%
B1	特に優秀	13%加算	10%
B2	優秀	6.5%加算	25%
C	良好	標準	
D	やや劣る(欠勤等)	5%減率	
E	劣る(注意・訓戒等)	10%減率	
F	懲戒	戒告	16%減率
G		減給	26%減率
H		停職	36%減率
I	特に低い評価	~63.5%減率	

### 3 特殊勤務手当

(1) 手当の日額化、手当額の改善

全ての月額支給を、本来日々の実績に応じて支給すべき手当であるとの趣旨を踏まえて日額支給とし、「主として私服員の従事する犯罪予防」、「交通指導取締り又は交通事故処理の業務」、「地域警察官の従事する警戒・警ら業務」及び「死体処理の業務(損傷の著しい死体の検死等の業務)」について手当額を引き上げたほか、警衛警護手当の支給対象業務を拡大した。

(2) 支給対象業務の新設と廃止

犯罪カウンセラーが行う「犯罪被害者及びその家族又は遺族の相談業務」の著しい困難性を考慮し、新たに警察業務手当の支給対象業務とする一方、業務委託の状況を踏まえて「特殊機械保守業務」を廃止した。

## 第2 健康管理対策の推進

### 1 ヘルスアップ運動の実施

健康管理指示区分該当者の減少を目的に、平成15年から継続実施しているヘルスアップ運動（定期健康診断・運動指導・メンタルヘルスセミナー等の実施）を通じて、職員の健康状態は上向き傾向を示すも、近年精神疾患による長期療養者が増加傾向にある。

### 2 定期健康診断(人間ドック・巡回健診)の受診及び再検査の受診率の向上

定期健康診断と再検査の受診を徹底することは、健康管理対策上有効な手段であることから、当該施策について業務監察時の指導項目に設定するなどして、その意識付けを図っている。

### 3 過重労働対策の推進

過重労働による健康障害の防止策として、例規通達に基づき医師による面接指導を義務化し職員の心身の健康の維持に努めている。

## 【成 果】

### 第1 適正な給与処遇

#### 1 査定昇給及び勤勉手当への実績反映

査定昇給、勤勉手当への実績反映により、勤務成績と給与処遇を連動させて適正な給与処遇を実現し、士気の高揚が図られることとなった。

#### 2 特殊勤務手当

月額支給であった特殊勤務手当を日額支給に変更し、従事した実績がより厳密に反映して支給されることとなった。

### 第2 健康管理対策の推進

	H19		H20		H21		H22		H23		
	指示区分		指示区分		指示区分		指示区分		指示区分		
		精神疾患									
A(要休養)	68	13	64	25	95	31	87	41	84	43	
B(要軽業)	108	13	111	16	110	23	118	28	125	34	
C(要注意)	455	25	375	28	376	28	370	37	338	39	
D(要節制)	D1	3,319	4	3,301	7	3,164	8	2,927	6	2,853	11
	D2	2,712	2	2,828	1	2,674	2	2,672	4	2,630	3
指示区分率		39.9%		39.6%		37.9%		36.5%		35.8%	

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
71.8%	64.0%	66.0%	77.5%	87.0%

	H19	H20	H21	H22
過重労働該当	4,010	3,653	2,530	1,882
面接対象者	133	97	31	60

## 【定着化・深化の方向性】

### 第1 適正な給与処遇

#### 1 査定昇給及び勤勉手当

能力・実績に応じた査定昇給、勤勉手当への実績反映は、職員の士気高揚を図り、活力を生む組織運営に重要な役割を果たすことから、今後も査定昇給制度、成績主義に則ったメリハリのある成績率の適用を維持する。

#### 2 特殊勤務手当

特殊勤務手当は著しい特殊性のある業務に従事したときに支給するものであるとの本来の趣旨を踏まえながら、見直しと改善に取り組む。

- 警察業務手当のうち、「死体処理業務」、「私服員の犯罪捜査等業務」等の、国の容認した地財単価に満たない8業務について、単価引き上げ要求を継続的に行う。
- 支給対象に馴染まない業務については、各県の動向(廃止)を踏まえて見直し対象として検討する。

## 第2 健康管理対策の推進

健康管理対策は、職員本人はもとよりその家族のための福利厚生施策であるとともに、人的基盤の整備という観点から治安対策の一翼を担うものであることを再認識し、組織的な健康管理対策の継続実施を図る。

検 証 項 目

第4 警察活動を支える人的基盤の強化  
 3 活力を生む組織運営  
 (2) 表彰・報奨制度の充実

政 策 の 内 容

警察職員が努力をすれば報われ、誇りと使命感を持って仕事ができるような環境を実現するため、表彰・報奨制度を充実させる。

検 証 結 果

【実施事項】

- 1 警察庁指定広域技能指導官等に対する表彰上申の推進  
 警察庁指定広域技能指導官、神奈川県警察指定特別技能指導官、プロフェッショナルリーダー、特別捜査官及び専門職の指定を受けた職員について全国優秀・優良警察職員表彰及び関東管区警察局優秀警察職員表彰等への積極的表彰上申を実施した。
- 2 神奈川県警察表彰取扱規程の改正及び神奈川県警察表彰取扱要領の制定  
 平成17年3月、規程改正し、表彰制度の合理化と関係通達の整理統合を図るとともに、部署の課、係等の表彰が行える取扱要領を制定した。
- 3 表彰基準等の見直し  
 (1) 団体表彰においては、平成17年に表彰基準を見直すとともに、22年には年間功労に対する「最優秀警察署表彰」を新設した。  
 (2) 個人表彰においては、従来から実施している「地道な活動に対する表彰」において、平成13年、18年に表彰種別・人員等の枠拡大を行った。また、平成18年4月には、タイミングの良い表彰を推進すべく「本部長即賞」を新設した。

【成 果】

- 1 警察庁指定技能指導官等の表彰受賞状況  
 警察庁指定技能指導官等の全国・管区における受賞状況は次のとおりである。

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
表彰者数	0	0	2	1

- 2 表彰制度の合理化に伴う士気高揚  
 従来の所属長賞を部長賞、警察学校長賞、警察署長賞及び隊長賞に区分するとともに、本部長賞、部長賞についての授与範囲を、課、係等に拡大したことで、事案功労により受賞区分が異なるため、職員が上位表彰を目指して努力するなどの士気高揚が図られた。

- 3 表彰基準等の見直し

- (1) 団体表彰  
 平成17年の表彰基準見直しに伴い表彰基準を示し、目標に向けた努力及び使命感を持った仕事のできる環境を充実させた。また、22年から新設した「最優秀警察署表彰」を受賞すべく、拳署一体となるなど士気高揚が図られた。

- (2) 個人表彰

地道な活動に対する表彰

H13年	賞 2 級の表彰人員を100人増の300人とした
H18年	賞 1 級枠（30人）を新設するとともに、許可事務担当者等を表彰対象者に追加をした。

本部長即賞

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
表彰者数	157	190	151	73	70

**【定着化・深化の方向性】**

職員の士気高揚及び精強な第一線執行力の構築を図るため、事案功労に対するタイミングの良い表彰に努めるとともに、地道な活動に精励している職員に対しても適正かつ積極的な表彰を行うこととしている。

## 検 証 項 目

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化  
 3 活力を生む組織運営  
 (3) 能力・実績に応じた昇進・給与

## 政 策 の 内 容

職員の努力を適正に評価し、能力・実績に応じた昇進・給与が図られることにより、活力を生む組織運営を確保する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 第1 昇進

## 1 勤務評定結果の昇任試験への反映

勤務評定結果については、特に第一線警察の要となる警部の昇任試験において特に高い配点としており、警部補及び巡査部長昇任試験についても、専門試験（二部試験）において高い配点とするなど、階級ごとに勤務評定結果の配点を弾力的に運用している。

## 2 勤務成績不良職員に対する厳正な対応

勤務成績が優秀な職員に対しては昇進・給与面について優遇する反面、勤務成績が不良な職員に対しては、神奈川県警察勤務成績不良職員指導・教養実施要綱に基づき、組織的かつ計画的な指導・教養を実施する等、厳正な対応をし、その結果、勤務成績に是正が認められない場合は分限等の必要な措置を検討している。

## 第2 給与

## 1 査定昇給

- (1) 昇給は、平成18年度から従前の特別昇給と普通昇給を査定昇給に一本化して、人事上の評価と連動させるため、昇給の時期を毎年1月1日の1回とした。  
 (2) 昇給区分（A～Eの5段階）に応じた昇給は、管理職層の職員については平成19年1月1日昇給から実施し、その他の職員は平成21年1月1日昇給から実施した。

## 2 勤勉手当

- (1) 平成18年度の制度改正により勤勉手当における成績加算原資の枠が広がったことから、加算対象人員とともに加算率も拡大させて、成績主義に則り、メリハリのある勤勉手当制度を適用している。  
 (2) 平成18年度以後の勤勉手当は、特定幹部職員（管理職手当区分2種・3種受給職員）、警視及び同相当職の職員、警部以下の警察官及び警部以下に相当する一般職員の3グループに分けて勤務成績の評定を行い、成績区分に応じた加算措置を講じた。  
 (3) 勤務成績が極めて優秀な職員に対しては、知事部局を上回る加算率を可能とする一方で、勤務成績が劣る職員や懲戒処分等を受けた職員には、標準となる勤務成績が良好な職員の支給率から減率する措置を講じている。

## 【成 果】

## 第1 昇進

## 1 昇進状況

勤務評定結果を昇任試験の合否に反映させることにより、努力した者や実績を上げた者が昇任しやすい制度となっている。

## 2 勤務成績不良職員に対する指導・教養状況

平成16年度～平成22年度（制度開始から現在まで）

指定総数 23名

（内訳）

分限免職 2名

退職 5名

解除 15名

継続中 1名

### 第2 給与

勤務成績を査定昇給、勤勉手当に反映させ、個々の職員の勤務成績を成果主義や信賞必罰の下で公平・公正に評価することにより、職務上の成果を挙げた職員や公務への貢献があった職員が適正な処遇を受け、その反面、職務怠慢、非違非行等により勤務成績が不良となる職員については昇給幅の抑制又は昇給させない措置、勤勉手当支給率の減率措置を講じるなど、勤務成績と給与処遇を連動させることが鮮明になり、士気の高揚が図られた。

### 【定着化・深化の方向性】

#### 第1 昇進

##### 1 適正な評価と処遇への反映の継続

今後も、職員の勤務評定を適正に実施し、昇進・給与の処遇への反映を継続する。

##### 2 勤務成績不良職員に対する厳正な対応の継続

今後も、勤務成績不良の職員に対して厳正な対応を継続し、努力する者とししない者の処遇に明確な格差を与える。

#### 第2 給与

能力・実績に応じた査定昇給、勤勉手当への実績反映は、職員の士気高揚を図り、活力を生む組織運営に重要な役割を果たすことから、今後も査定昇給制度、成績主義に則ったメリハリのある成績率の適用を維持する。

検 証 項 目

第5 治安の回復（警察改革の持続的断行）  
 <街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進>

政 策 の 内 容

国民が身近に不安を感じる街頭犯罪・侵入犯罪について、その発生を抑止するための諸対策を総合的に推進する。

検 証 結 果

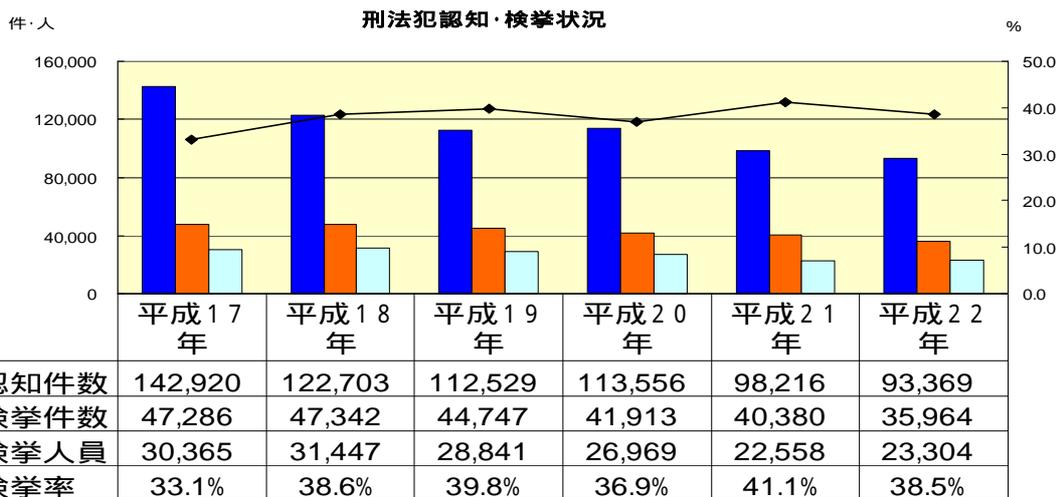
【実施事項】

- 平成14年11月11日警察庁次長依命通達「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について」の発出を受け、県警察では、既存の組織枠を超えた横断的な体制を構築し、警察本部内に警察本部長を長とした「神奈川県警察街頭犯罪等抑止総合対策本部」を設置し、平成15年1月1日より「街頭犯罪等抑止総合対策（平成19年に「街頭犯罪及び侵入犯罪等抑止・検挙総合対策」に改称）」を開始し、以降毎年警察本部長通達を発出して継続実施中である。
- 街頭活動の強化、効果的な情報発信及び自治体・地域住民・防犯ボランティア等との連携の強化により、警察本部指定罪種・各警察署指定罪種を重点に抑止・検挙総合対策を推進している。

【成 果】

1 刑法犯の認知及び検挙の状況

平成22年の刑法犯認知件数は9万3,369件と、17年に比べ4万9,551件（34.7%）減少している。また、22年の刑法犯の検挙件数及び検挙人員は、3万5,964件、2万3,304人と、17年に比べ、それぞれ1万1,322件（23.9%）、7,061人（23.3%）減少したほか、22年の検挙率は38.5%と、17年に比べ5.4ポイント上昇した。



2 警察本部指定10罪種中9罪種の認知及び検挙の状況

平成22年の警察本部指定10罪種中振り込め詐欺（助長犯罪を含む。）を除く9罪種は、4万5,583件と、17年に比べ1万8,669件（29.1%）減少している。また、22年の同9罪種の検挙件数及び検挙人員は、9,733件、2,675人と、17年に比べ、それぞれ4,325件（30.8%）、1,085人（28.9%）減少したほか、22年の同検挙率は21.4%と、17年に比べ0.5ポイント下降した。

警察本部指定10罪種とは、路上強盗、強姦、強制わいせつ、空き巣、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、振り込め詐欺（助長犯罪を含む。）をいう。

罪 種	認 知 件 数			検 挙 件 数			検 挙 率		検 挙 人 員		
	H22年	H17年比	増減率 (%)	H22年	H17年比	増減率 (%)	H22年 (%)	H17年比 (P)	H22年	H17年比	増減率 (%)
路 上 強 盗	105	-100	-48.8	33	-43	-56.6	31.4	-5.7	33	-61	-64.9
強 姦	95	-75	-44.1	71	-37	-34.3	74.7	+11.2	46	-39	-45.9
強 制 わ い せ つ	355	-188	-34.6	234	-13	-5.3	65.9	+20.4	165	-10	-5.7
空 き 巢	3,875	-7,149	-64.8	1,783	-1,884	-51.4	46.0	+12.7	122	-102	-45.5
ひ っ た く り	1,785	-1,785	-50.0	561	-443	-44.1	31.4	+3.3	96	-41	-29.9
自 動 車 盗	1,925	-1,396	-42.0	820	-362	-30.6	42.6	+7.0	64	-85	-57.0
オ ー ト バ イ 盗	7,344	-1,565	-17.6	774	-562	-42.1	10.5	-4.5	523	-220	-29.6
自 転 車 盗	25,711	+591	+2.4	2,753	-518	-15.8	10.7	-2.3	1,512	-514	-25.4
車 上 ね ら い	4,388	-7,002	-61.5	2,704	-463	-14.6	61.6	+33.8	114	-13	-10.2
指 定 9 罪 種 合 計	45,583	-18,669	-29.1	9,733	-4,325	-30.8	21.4	-0.5	2,675	-1,085	-28.9

### 【定着化・深化の方向性】

平成22年の刑法犯認知件数は、9万3,369件と前年に続いての9万件台となり、これは比較的治安が良いとされた平成初期の水準であるが、治安指数で改善が見られる一方、強盗や性犯罪等の重要犯罪、侵入盗やひったくり等の重要窃盗犯、県民に大きな被害を与えている振り込め詐欺等の発生は、県民の不安を掻き立てており、治安の改善はいまだ道半ばにある。

このような状況の下、街頭犯罪及び侵入犯罪等抑止・検挙総合対策を継続して推進するとともに、犯罪の起きにくい社会づくりに向け、日常生活や社会活動において犯罪被害に遭う不安を感じている県民に対して、警察から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供し、事件等発生の際はいち早い通報を受けることができる双方向の重層的な防犯ネットワーク「セーフティメッシュかながわ」の拡充と効果的な活用を図るとともに、防犯ボランティア等に対する支援を通じ、自主防犯活動の拡充と活性化を図っていく。また、軽い気持ちで手を染めてしまう小さな違反、犯罪に対する感銘力のある取締り、サイバー空間における取締りの強化とマナー向上のための広報啓発活動、公共空間等の安全を見守るため、自治体等における防犯カメラの設置拡充等を推進するなどして、社会の規範意識の向上と絆の強化を図っていく。

検 証 項 目

第5 治安の回復（警察改革の持続的断行）  
 < 重要犯罪に係わる捜査の強化 >

政 策 の 内 容

「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪（注1）の検挙に向けた取組みを推進する。  
 注1：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ

検 証 結 果

【実施事項】

1 捜査体制の強化

(1) 捜査員の増員に伴う重要犯罪の検挙・抑止

平成17年には、1415件の重要犯罪の認知件数があったが、現場捜査員の増員要求により、同年と比較し約1.2割増員されたことで、重要犯罪の検挙・抑止活動を強力に推進した結果、平成22年には、重要犯罪の認知件数を863件まで減少させた。

(2) 性犯罪検挙対策室の設置

増加傾向にあった性犯罪の検挙に向け、統一的な指揮を行うことを趣旨とし、平成21年11月捜査第一課に「性犯罪検挙対策室」を設置し、事件の早期解決と連続犯行の抑止に取り組んでいる。

(3) 検視体制の強化

ア 検視官の増員

検視官は、平成17年から平成19年までは5人（警視2人、警部3人）体制であった。平成22年には警視3人、警部6人の体制となり、日勤制と4交替制勤務により、複数の検視官を配置し、警察署からの報告を専門的な知識を有する検視官が受理できる体制に整備し、積極的な現場臨場を推進している。

イ 検視補助官の増員

検視補助官は、平成17年は6人（警部補4人、巡查部長2人）体制であった。平成22年には警部補、巡查部長を合わせて17人体制となり、管区警察学校における検視実務専科を受講させるなどし、検視官に準じた知識に基づく所要の指示が行えるようにしている。

2 捜査員の効果的運用

(1) 性犯罪対策専従捜査員の運用

県内の警察署を第一方面から第六方面に区分し、各方面ごとを担当する性犯罪事件指導班を導入して、警察本部と署が一体となった捜査活動を展開するとともに、方面別検討会を定期的に実施し、犯罪情報交換と被疑者の早期検挙に向けた情報の共有化を図っている。

(2) 連合捜査の積極的推進

広域にわたる事件については、早期に他の都県警察との共同（合同）捜査を実施するとともに、警察署相互間における連合捜査を積極的に推進し、捜査員の効果的運用を図った。

3 DNA型鑑定の促進

(1) 積極的なDNA型資料の採取と資料化

性犯罪被疑者に限らず、各事件被疑者のDNA型を積極的に採取資料化した結果、多くの未解決事件を検挙した。

(2) DNA型鑑定の積極的活用

平成18年より現在のDNA型15座位を検出するSTR型検査法が導入され、極めて高い精度での個人識別が可能となった。DNA型鑑定に関わる鑑定基盤の強化を図り、平成22年4月に「神奈川県警察DNAセンター」を設置し、重要犯罪をはじめとする様々な罪種においてDNA型鑑定の積極的かつ有効活用を推進した。

(3) DNA型データベースの積極活用

DNA型データベースへの登録件数が、被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録を合わせ累計で12,240件に達し、登録件数の増加に伴い被疑者の特定、余罪の判明、同一犯人による犯行の判明に効果を発揮した。

4 適正な検視業務を推進するための取組み

(1) 検視業務に携わる警察官に対する研修及び各種教養の充実

ア 県検視実務専科の受講者拡大

平成19年から「県検視実務専科」を実施している。当初30人に対して実施したが、平成20年からは専科受講生枠を40人に拡大して実施している。

イ 県検視実務専科講師の拡大

平成19年から県検視実務専科講師は、北里大学医学部法医学教室、聖マリアンナ医科大学法医学教室、東海大学医学部基盤診療学系法医学、横浜市立大学大学院医学研究科、神奈川県立大学社会歯科学講座法医学分野の教授等8人の協力を得て実施した。平成21年には横浜薬科大学臨床薬学科病態生理学研究室教授を加え、順次、法医学の准教授、助教ら複数を加わえるなど、毎年講義内容を検討し内容の充実を図っている。

ウ 検視顧問（非常勤職員）による巡回教養の充実

検視顧問が、年間を通じて警察署に赴き、態様別の観察点などの教養を実施している。

エ 警察職員に対する検視関連教養資料の発出

検視関連教養資料「検視だより」を毎月発出し、現場観察要領、死体現象、報告要領・書類作成要領、適切な遺族対応に関するものなど、全警察職員への浸透を図っている。

(2) 解剖率の向上

犯罪死体に加え、外因死の疑いがある死体、外表所見や既往歴からは死因不詳の死体等については、積極的に解剖を検討することにより、解剖率は高い水準を維持している。

(3) 歯牙鑑定による身元特定の高度化

平成21年9月から予算執行が可能となった歯牙鑑定謝金を積極的に活用し、高度腐敗死体等の身元特定に、歯牙鑑定依頼を積極的に実施している。

(4) 装備資機材の整備

ア デジタルカメラの整備

平成20年に検視用デジタルカメラを整備し、各警察署から死体や現場状況の画像を電子メール報告させている。

イ 感染予防資器材の整備

毎年マスク、ゴム手袋、消毒液等を整備し、捜査員に対する感染防止に努めている。

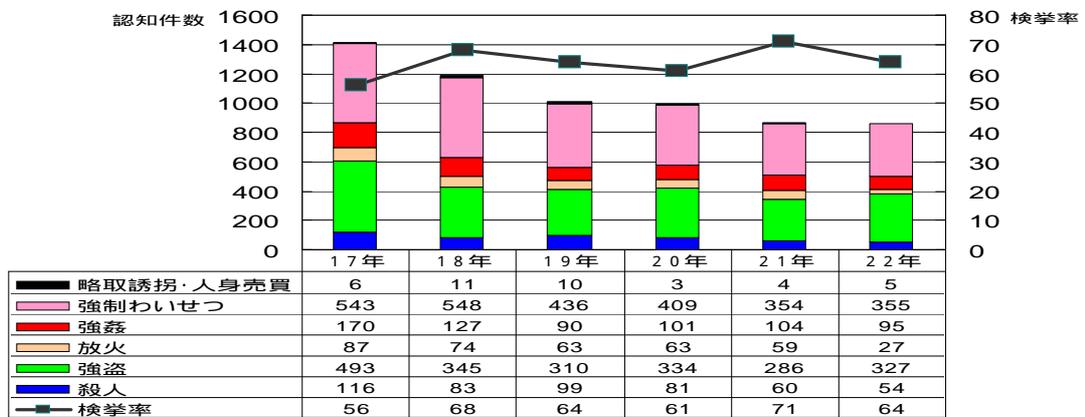
ウ 犯罪死見逃し防止に資する整備

平成19年から、簡易薬物検査キットを整備し積極的に活用している。

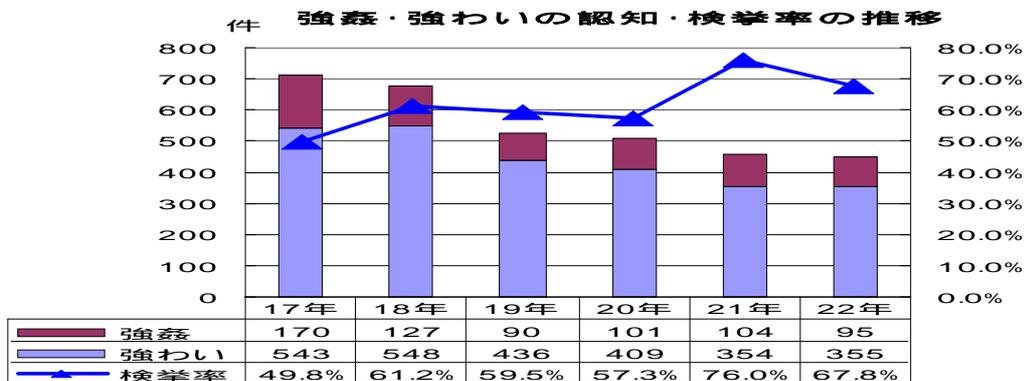
【成 果】

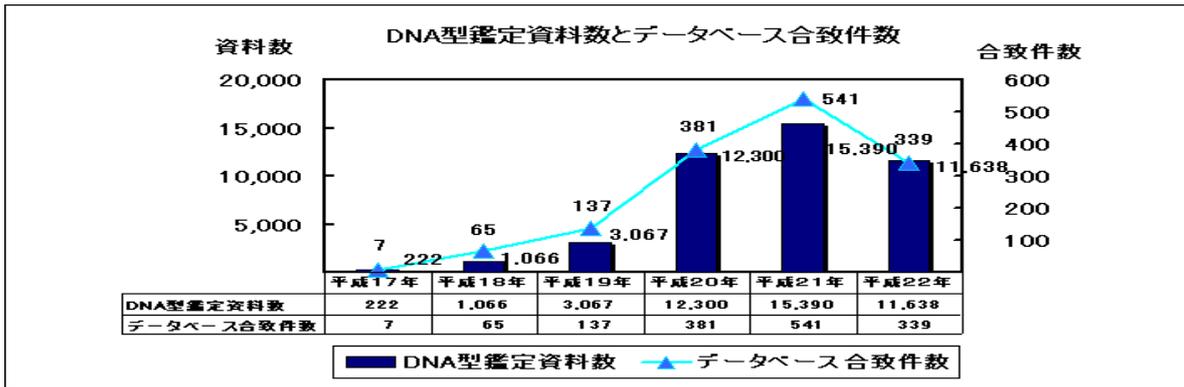
【重要犯罪認知件数・検挙率】

重要犯罪認知件数・検挙率推移表



【強姦・強制わいせつの認知・検挙率】





**【現場臨場率の向上】**

平成21年8.6パーセント、平成22年11.4パーセントと臨場率は向上している。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
異状死体取扱総数	11042	11269	11640	12245	12154	12936
検視官臨場数	1115	824	717	712	1041	1476
検視官臨場率	10.1%	7.3%	6.2%	5.8%	8.6%	11.4%

**【検視業務に携わる警察官に対する研修及び各種教養の充実】**

県検視実務専科の受講者の拡大

平成21年には、女性警察官の職域拡大の観点から、女性警察官10人を受講させた。本専科については、今後も40人の専科受講生で継続実施する。

県検視実務専科講師の拡大と内容の充実

各大学の教授に講義の依頼を行っているが、さらに、各大学の後継者たる准教授、講師、助教らを加え、死後画像診断などの新たな分野をまじえた講義を依頼している。

検視顧問（非常勤職員）による巡回教養の充実

毎年平均して約2,000人強が受講し好評を得ている。

**【解剖率の向上】**

異状死体取扱総数の増加とともに、解剖率も増加している。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
異状死体取扱総数	11042	11269	11640	12245	12154	12936
司法解剖数	204	337	356	303	310	359
行政解剖数	3036	3182	2919	3278	3377	4104
解剖総数	3240	3519	3275	3581	3687	4463
解剖率	29.3%	31.2%	28.1%	29.2%	30.3%	34.5%

**【身元不明死体に対する歯牙鑑定】**

歯牙鑑定実施件数は、平成21年7件、平成22年104件であり、異状死体の身元を特定し、死体の取違い防止に役立っている。

**【装備資機材の整備】**

デジタルカメラ画像の報告により、検視官臨場の判断、報告時間の短縮を図り、適正な異状死体取り扱いの一助としている。

**【定着化・深化の方向性】**

**1 人員の確保**

現在の性犯罪検挙対策室員は、他業務との兼務者がその半数以上を占めており、今後継続的に人員要求をして専従員を確保し、組織力を強化する必要がある。

**2 被害者の精神的負担の軽減を目的とした捜査活動の強化**

裁判員裁判を見据え、性犯罪被害者の精神的負担の軽減により配慮した捜査を推進するために、ダミー人形の活用や公費負担の充実等の充実を目指して取り組んでいく。

**3 DNA型鑑定基盤の更なる強化**

客観的証拠が一層重視される現状を踏まえ鑑定基盤の更なる強化を図り、DNA型鑑定の積極的活用と鑑定結果の適正捜査への還元を推進する。

**4 DNA型データベースの充実**

遺留DNA型資料、被疑者DNA型資料の積極的採取を推進し、適正、正確な鑑定によりDNA型データベースの充実と信頼性の確保、積極活用を図っていく。

**5 検視指導室の設置と増員**

平成23年春には、検視官2人(警視)と、検視補助官(警部補等)4人を増員する予定であり、現行の検視係から検視指導室を立ち上げる予定である。これにより、24時間対応の当直検視官体制を増強し現場臨場率を向上させる。

**6 装備資器材の増強**

検視支援装置、死体保管庫、死体搬送車両等の全警察署整備を目指し、財政当局に必要性を継続的に訴えていく。

所 管 課	生活安全部生活安全総務課・刑事部捜査第二課
検 証 項 目	
第5 治安の回復（警察改革の持続的断行） < 振り込め詐欺対策の強化 >	
政 策 の 内 容	
振り込め詐欺事件に対する取締活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。	
検 証 結 果	
<b>【実施事項】</b> <b>1 体制の強化</b> (1) 検挙活動と抑止活動の連携を強化し、総合的な対策を推進するため、平成20年に警察本部長を長とする「振り込め詐欺撲滅対策推進本部」を設置し、刑事部参事官兼刑事総務課長兼生活安全部参事官が「司令塔」として情報の一元化と部門間の調整を行っている。 また、県下54警察署においても警察署長を長とする「警察署振り込め詐欺撲滅対策推進本部」を設置し、副署長を司令塔と位置付け、検挙・抑止体制の強化を図った。 (2) 平成22年3月、司令塔を補佐する特命理事官を新たに設置し、警察本部振り込め詐欺撲滅対策推進本部の体制強化を図った。	
<b>2 抑止活動の強化</b> (1) 高齢者に対する直接的・個別的な被害防止対策 ア 情報ネットワークの構築 民生委員児童委員を始めとする関係機関・団体との情報ネットワークを構築し、タイムリーな情報提供に努めた。 イ 民生委員児童委員による注意喚起 民生委員児童委員に対して、各支援者宅への訪問時や会合等の機会における注意喚起を依頼し、高齢者に直接訴えかける広報啓発活動を促進した。	
(2) 水際における被害阻止対策 ア 金融機関職員を対象とした声かけ訓練の実施 金融機関職員を対象としたロール・プレイング方式による声かけ訓練を実施し、職員によるより実効のある声かけ活動を促進した。 イ 振込手続等金融機関に対する防犯指導の徹底 金融機関店舗における振り込み、払出し等による被害を認知した際は、速やかに当該店舗に対する防犯指導を実施し、被害防止対策を強化した。 ウ A T M設置箇所等における警戒強化 年金支給日における県内一斉A T M集中警戒のほか、各警察署において、A T M設置箇所に対する立寄り等警戒活動を強化した。	
(3) 緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した被害防止対策 ア 神奈川安全・安心パトロール隊業務 民間警備会社に業務委託し、「神奈川安全・安心パトロール隊（通称 <sup>カッ</sup> K A P）」を編成、発生が多い警察署を中心に警備員を派遣し、戸別訪問、防犯チラシポスティング等を実施した。 イ 振り込め詐欺被害防止コールセンター業務 民間会社に業務委託し、振り込め詐欺被害防止コールセンターを開設、同コールセンター電話オペレーターが県内居住者（電話帳登録者）に注意事項等を架電した。	
(4) 犯行ツール無力化対策の推進 県民から寄せられた情報を活用し、犯行に利用された口座については金融機関に対する口	

座凍結依頼、携帯電話については警察官による警告電話や携帯電話事業者に対する契約者確認の求めなど匿名犯行ツールの無力化対策を推進し、先制的な抑止対策を実施した。

### 3 検挙活動の強化

- (1) 犯行グループの検挙を徹底するとともに、振り込め詐欺助長犯罪の検挙を徹底するため、平成18年に振り込め詐欺捜査に専従する広域知能犯係を設置し、平成20年に振り込め詐欺助長犯罪検挙班を設置して検挙活動を強化した。
- (2) 全国的にも先進的な取組みである「騙されたふり作戦」や「誘き出し捜査」により、振り込め詐欺被疑者及び助長犯罪被疑者の検挙に努めた。

### 4 振り込め詐欺撲滅対策推進強化月間の実施

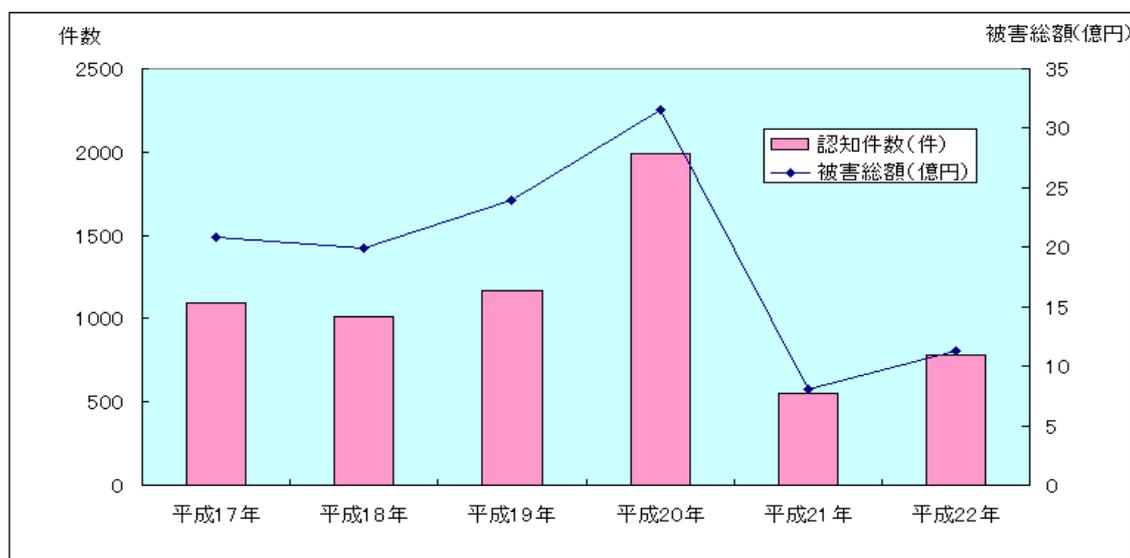
平成20年10月、21年2月及び10月、22年2月及び9月に「振り込め詐欺撲滅対策推進強化月間」を設定して、県警察の総力を挙げた集中的な検挙活動と官民一体となった抑止活動を展開した。

### 5 オレオレ詐欺抑止緊急対策

平成22年12月、同年11月末までの振り込め詐欺の認知件数が前年同期に比べ約4割も増加し、とりわけオレオレ詐欺が前年同期に比べ約8割も増加したことから、オレオレ詐欺抑止緊急対策を実施した。

## 【成 果】

「振り込め詐欺撲滅対策推進本部」を設置した平成20年以降、県警察の総力を挙げた検挙活動と官民一体となった抑止活動を強化した結果、平成21年には、統計開始以降最少の被害となる大幅な減少となった。

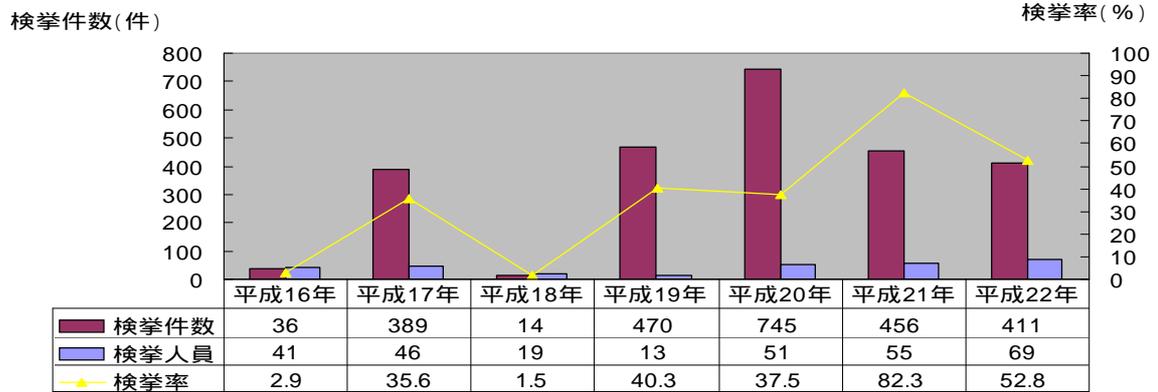


	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
認知件数 (件)	1,094	1,008	1,166	1,988	554	780
被害総額 (億円)	20.88	19.92	23.91	31.57	8.11	11.23

被害総額の単位は億円(少数点第2位未満(100万円未満)を四捨五入)

平成22年は速報値

神奈川県内における振り込め詐欺検挙状況



**【定着化・深化の方向性】**

平成21年には、被害を大幅に減少させるに至ったが、平成22年には一転増加し、いまだ多くの県民の方が被害に遭い、更に増加することも懸念されることから、県警の総力を挙げた検挙活動及び抑止活動を強化推進するとともに、官民一体となった抑止活動を定着化させるなど、これまでに推進してきた各種取組みについても検証を重ねながら持続的に推進することとする。

検 証 項 目

第5 治安の回復（警察改革の持続的断行）  
 < 新たな治安事象への対応 >

政 策 の 内 容

県民が治安の回復を実感できるよう、  
 ・ 児童ポルノ対策  
 ・ 生活経済事犯対策  
 ・ インターネット上の違法・有害情報対策  
 といった新たな治安事象に対応した的確な措置を講ずる。

検 証 結 果

【実施事項】

1 児童ポルノ対策（再掲）

- (1) 児童ポルノ公然陳列違反の取締りを強化するとともに、署員に対する実践的な指導・教養を行うことにより、捜査能力の向上を図っている。
- (2) かながわ青少年育成指針に、児童ポルノは絶対に許さないという社会気運の醸成を図るための施策を盛り込み、関係機関連携による取組みを強化することとした。
- (3) 県警ホームページに、インターネットホットラインセンターの周知と児童ポルノの悲惨さを訴える啓発資料を掲載するとともに、パネル展を実施して広報・啓発活動を実施した。
- (4) 少年相談・保護センターにおいて、福祉犯罪による被害児童の立ち直り支援を実施している。

2 生活経済事犯対策

県民生活を脅かす「ヤミ金融事犯」、「悪質商法事犯」、「食の安全に係る事犯」、「環境事犯」等の生活経済事犯に対する取締りを推進するとともに、被害の拡大防止、安全で平穏な生活の確保等に資する諸対策を推進している。

3 インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット上に氾濫する違法情報や、悪質・巧妙化するサイバー犯罪の取締りを強化し、インターネット空間の浄化に努める。わいせつ物公然陳列、児童ポルノ公然陳列、出会い系サイト規制法の禁止誘引行為等の違法情報に対する取締りを実施している。

【成 果】

1 児童ポルノ対策

児童ポルノ事件の送致件数、送致人員及び被害児童数はここ数年増加している。

【児童ポルノ事件の送致件数及び送致人員】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
送致件数	14	7	5	31	10	32	79	44	60	105	134
うちインターネット利用に係るもの	2	4	3	8	0	8	14	6	15	24	80
送致人員	29	5	8	38	7	21	30	27	46	85	90
うちインターネット利用に係るもの	2	4	3	8	13	13	6	6	16	16	14

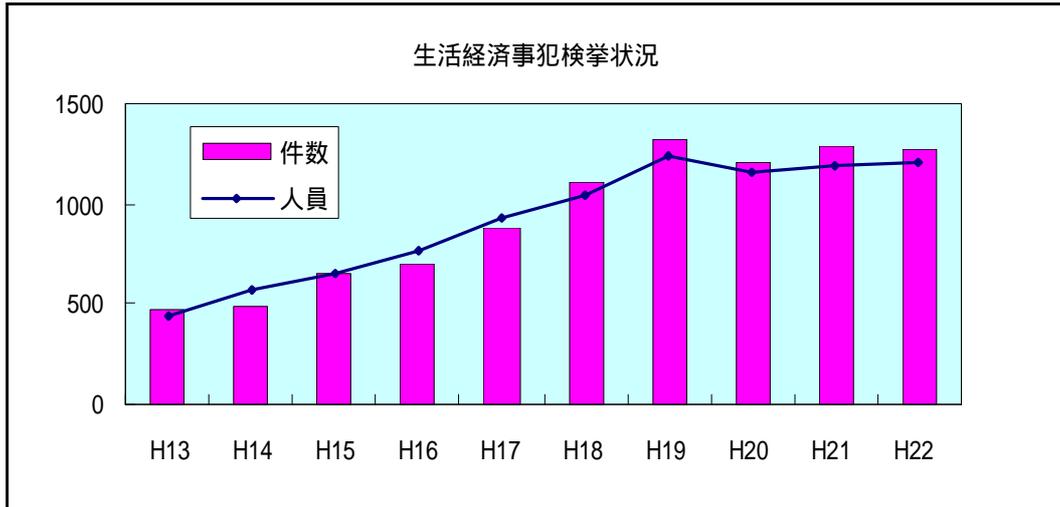
【児童ポルノ事件の被害児童数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
被害児童数	8	4	3	3	8	25	53	18	22	34	23

2 生活経済事犯対策

【生活経済事犯検挙状況】

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	479	497	649	700	882	1,104	1,318	1,201	1,280	1,270
人員	436	568	655	774	933	1,047	1,242	1,165	1,192	1,208



3 インターネット上の違法・有害情報対策

【サイバー犯罪検挙件数】

(件)

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
不正アクセス禁止法違反		2	0	1	3	3	2	2	1	3	0	12	
電 磁 的 記 録	電子計算機使用詐欺	0	2	0	0	1	1	0	4	0	4	7	
	電磁的記録不正作出・毀棄	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
	電子計算機損壊等業務妨害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
ネ ッ ト ワ ー ク 利 用	わいせつ物頒布等	5	15	13	17	5	8	29	33	15	36	33	
	名誉毀損	0	0	0	1	3	1	4	3	1	0	5	
	脅迫	1	2	2	2	1	1	0	0	4	1	1	
	詐欺	3	14	19	4	28	36	44	7	7	57	40	
	出会い系サイト規制法違反				2	2	0	0	22	135	118	107	
	児童買春児童 ポルノ法違反	児童買春	0	1	11	42	59	62	55	106	123	102	95
		児童ポルノ	2	4	3	8	0	8	14	6	15	62	80
	児童福祉法違反		0	0	0	1	3	2	3	1	1	13	21
	青少年保護育成条例違反		0	0	1	13	35	50	18	5	0	10	14
	著作権法違反		1	0	0	0	2	3	0	2	4	4	8
	商標法		0	7	0	1	1	1	0	3	6	3	9
その他		4	2	3	4	2	10	9	12	17	12	13	
合計		18	47	53	105	145	185	175	205	331	422	445	

## 【定着化・深化の方向性】

### 1 児童ポルノ対策

「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づいて総合的な児童ポルノ対策を推進し、児童ポルノを許さない社会気運の醸成を図る。

### 2 生活経済事犯対策

県民の日常生活における安全と安心に大きな脅威を与える生活経済事犯については、引き続き関係機関・団体と連携しつつ、被害の未然防止・拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、広報啓発、被害回復の援助等の施策を推進することにより、県民の日常生活における安全と安心の確保を図っていくこととする。

### 3 インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット・ホットラインセンター並びに警察庁及び各都道府県警察と連携し、インターネット上の違法情報に重点を指向した取締りを行う。

## 検 証 項 目

第5 治安の回復  
総合的な交通事故防止対策の推進

## 政 策 の 内 容

高齢者・自転車利用者の交通事故防止に重点を置いた交通安全教育の推進、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの推進、交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進等の総合的な交通事故防止対策を行い、交通事故の抑止を図る。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

本県警察では、交通事故の発生件数、死者数、負傷者数の連続減少を目指すため、県内交通事故発生状況の特徴から定めた「5つの重点課題」に対する対策と、過去5年間の交通事故発生状況の分析結果に基づく「発生予測5日間対策」及び交通死亡事故の連続発生を防ぐための「交通死亡事故発生時対策」の特別対策を実施し、それまで個別に推進していた重点施策を一本化した「交通事故防止総合対策」を平成19年に策定し、総合的かつ先行的な交通事故防止対策を継続して推進している。

## 1 「5つの重点課題に対する対策」の推進

## (1) 二輪車事故防止対策

二輪車乗車中の交通事故死者数が全国と比べ高い構成率で推移していることから、二輪車事故多発路線における交通指導取締りの強化や、二輪運転者に対する交通安全教育等の推進、交通安全施設等の整備、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進した。

また、二輪車事故の発生状況に合わせ、事故多発路線に白バイを集中投入する「かながわセーフティロード対策」や「セーフティライダー作戦」のほか、週末における二輪車に対する街頭指導を強化する「二輪車週末対策」等を推進した。

また、二輪車事故の抑止には、白バイによる交通指導取締りが最も有効であることから、平成19年から、警察署配置の白バイを中心に順次増強配置している。

## (2) 高齢者事故防止対策

高齢者の交通事故死者構成率は、増加傾向にあり、平成22年中には全死者数の39.6%となった。高齢運転者による事故も増加傾向にあることから、参加・体験・実践型交通安全教育の推進や、戸別訪問による交通安全教育等の強化、高齢者運転免許自主返納制度の促進と周知徹底など高齢者に対する対策を実施したほか、他の年齢層に対しても高齢者の特性を理解させるための交通安全教育の実施や、高齢者が事故に遭いやすい交差点関連違反の取締り強化、交通安全施設の整備等を推進した。

また、平成21年に導入された、高齢運転者等専用駐車区間制度の周知と適正な運用を推進しているほか、交通安全教育推進運動「スタートかながわ」の一環として、高校生が高齢者を対象として行なう交通安全活動への支援・協力や、高齢歩行者向け交通事故防止のためのエアロビック「トラビック」の開発、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した調査員「安心歩行サポーター」による交通危険箇所聞き取り調査など、新たな施策にも取り組んでいる。

## (3) 自転車事故防止対策

自転車乗用中の交通事故死者は、約1割であるが、今後、エコブームなどによる自転車利用者の増加が予想され、また、自転車利用者のルール無視やマナー違反が認められることから、交通違反警告カードを活用した指導、警告の強化や、年齢層に応じ、自転車シミュレーターやスケアードストレイト(交通事故疑似体験による交通安全教育)を取り入れた交通安全教育、道路管理者と連携した自転車の通行環境の整備、関係機関・団体と連携した広報啓発活動などを推進した。

#### (4) 飲酒運転根絶対策

飲酒運転に起因する交通事故は、法改正による厳罰化などにより減少していたが、平成22年には死者が増加している。飲酒運転は死亡ひき逃げ事故など重大事故へ発展する可能性が大きいことから、検問場所や時節に応じた飲酒運転の取締りの強化や、危険運転致死傷罪や背後責任を視野に入れた適正な捜査を徹底するとともに、関係機関・団体と連携したハンドルキーパー運動など飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進した。

#### (5) 生活道路対策

生活道路における事故件数は減少しているものの、身近に感じる交通安全対策として不可欠であることから、「人優先」の視点に立ち、分離対策、明示対策、優先関係の明確化、速度抑制対策及び通過交通抑制のための交通規制の5つの観点を基本に、生活道路モデル地区の選定による交通安全施設の整備や、通学路対策、一事故一対策など交通安全施設の整備を道路管理者等と連携して推進した。

## 2 特別対策の推進

### (1) 交通死亡事故抑止特別対策

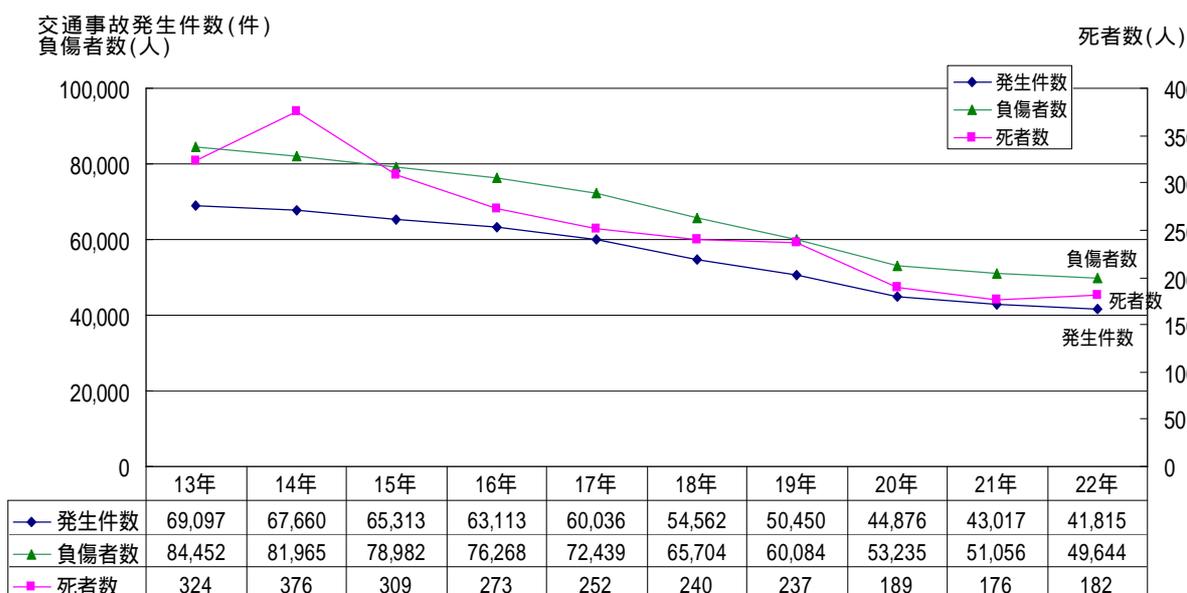
平成3年以降、交通死亡事故の多発、又は多発する兆候があった場合に、短期間、重点的に対策を強化する「短期間交通事故防止特別対策」を実施していたが、平成16年からは「交通死亡事故抑止短期特別対策」として、一定期間に死亡事故が連続発生した場合等に、各種対策を強化する新たな実施要領を定め、実施した。

平成22年からは、交通死亡事故の連続発生を抑止し、交通事故死者数の一層の減少を図るため、交通死亡事故が発生した場合、速やかに5日間の特別対策を行なう「交通死亡事故発生時対策」として実施している。

### (2) 発生予測5日間対策

平成20年から、交通死亡事故の発生予測に基づく先行対策を「発生予測5日間対策」とし、過去5年間の交通死亡事故の分析に基づき、月ごとに発生が最も集中する5日間を交通事故要注意期間として指定し、交通指導取締りや街角アドバイス、レッド警戒の強化など「見える・見せる・呼びかける」対策を実施している。

## 【成 果】



平成13年から22年にかけて、交通事故発生件数及び負傷者数は10年連続で減少した。死者数についても、平成15年から21年まで7年連続して減少しており、総合的な交通事故防止対策の効果が表れていると考えられる。

### 【定着化・深化の方向性】

総合的な交通事故防止対策を推進した結果、平成22年中の死者数は182人で、8年ぶりに前年比で増加となったが、統計の残る昭和23年以降、2番目に少なく、死亡事故の減少傾向の定着化が図られた。

これまで推進してきた「5つの重点課題」に対する対策は、本県の交通事故の特徴を捉えた対策であることから、引き続き推進するが、特に高齢歩行者と二輪車乗車中の死者の構成率が高いことから、今後は高齢者対策と二輪車対策を一層強化していくこととしている。

また、平成22年中は、幹線道路での死亡事故が増加したことから、平成23年からは、幹線道路における交通死亡事故の増加を抑止するため、生活道路対策に幹線道路対策を加えた「路線対策」へと見直しを行なった。

このほか、高齢社会の進展やエコブームによる自転車、電気自動車の増加など、交通情勢等の変化に対応した各種施策を推進していき、交通事故減少傾向の一層の定着化を図っていく。

## 検 証 項 目

課題5 治安の回復（警察改革の持続的断行）  
総合的な国際テロ対策の推進

## 政 策 の 内 容

世界各地で国際テロの発生が後を絶たない状況にあることを踏まえ、各種テロ対策を総合的に推進し、我が国における国際テロの発生を未然に防止する。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

- 1 警戒警備の強化  
厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、重要防護施設や公共交通機関等の警戒警備を強化した。
- 2 事件化の推進  
各種事件化により、大量破壊兵器拡散抑止や国際テロ組織の資金源対策等を推進した。
- 3 A P E C 警備における各種テロ対策の推進  
A P E C 警備を控え、爆発物を使用したテロやサイバーテロの発生が懸念されたことから、それぞれの対策を統括する特命理事官を配置して諸対策を推進した。
- 4 日本型テロ対策の推進  
A P E C 警備に際し、「A P E C 首脳会議対策協力会」を設置して、関係機関、団体、県民の協力による「日本型テロ対策」を推進した。

## 【成 果】

- 1 警戒警備の強化  
各種対象に対し、情勢に応じた警戒警備を推進した。特にA P E C 警備期間中は、公共交通機関はもちろん、大規模集客施設等に対する警戒警備についても的確に推進し、不法事案の発生を防止した。
- 2 事件化の推進  
出入国管理及び難民認定法被疑者の検挙活動を計画的に推進するとともに、台湾経由による北朝鮮向け真空ポンプ等不正輸出事件の被疑者を検挙するなど、成果を挙げた。
- 3 A P E C 警備における各種テロ対策の推進  
爆発物原料対策本部、サイバーテロ対策本部をそれぞれ設置し、関係各部と連携した諸対策を推進した。特に爆発物原料対策については、危険物対策の観点から横浜市消防の職員を併任するなど、部外との協力体制も構築して成果を挙げた。
- 4 日本型テロ対策の推進  
A P E C 首脳会議対策協力会を通じ、各種情報発信、合同訓練、パトロールを行い、成果を挙げた。

## 【定着化・深化の方向性】

今後も、情勢に応じた警戒警備を推進するとともに、各種事件化を推進し、対策と事件化の両面からテロ対策を推進する。

特に、県警察における今後の「日本型テロ対策」の中心とするため、平成23年1月にA P E C 首脳会議対策協力会の後継組織として「テロ・災害対策神奈川協力会」を立ち上げ、テロ対策の万全を図っていく。

## 検 証 項 目

第 6 幹部を始めとする職員の意識改革  
幹部を始めとする職員の意識改革

## 政 策 の 内 容

警察改革の精神を徹底するため、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、幹部を始めとする職員の意識改革を行う。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

## 1 倫理研修班活動

## (1) 倫理研修班活動（討議）の実施

警察職員の職務倫理教養については、グループ活動要綱の制定（昭和57年8月11日例規第31号）その他の警察教養関係規定に基づき実施してきたが、警察改革の持続的断行の観点から、倫理研修班活動要綱（平成12年9月8日例規第34号）を制定、さらに良識ある警察職員を育成し、融和団結意識の高揚を図り、警察組織内外の幅広い問題を素材として、自ら考え、実践する倫理研修班活動を推進するため、平成14年「倫理研修班活動要綱」の一部改正が行われ、現在に至っている。

## (2) 倫理研修班活動（討議以外）の実施

討議以外の幅広い活動・視点から倫理観の涵養を図る目的で、自主的に活動内容を選定し、実施している。

活動は、原則3ヶ月に一度実施することとしているが、この期間に囚われることなく、情勢、時期、時節等に照らし合わせて活動している。

## (3) 倫理教養支援班の活動

職務倫理教養の推進及び倫理研修班活動の活性化を目的として、平成19年2月、教養課内に倫理班を設置し、警察署に対する巡回を実施してきたところであるが、更なる活動の活性化を図るため、平成20年4月1日、教養課長以下20人体制の「教養課倫理教養支援班」を新たに設置した。

現在は、平成22年9月8日秋の異動に伴い、教養課長以下12人の支援体制に移行し、他所属の好施策等を提供するとともに、警察署等の倫理研修班活動に参加する等して、支援活動を推進している。

## 2 部外講師の活用による意識改革

各所属においては、招集日等を活用し、警察職員として幅広い知識、見識を養うため、部内による教養にとどまらず、あらゆる分野の部外講師による「倫理講話」を主とした倫理教養を実施し、より多くの職員に対し倫理観の涵養に努めている。

## 【成 果】

## 1 倫理研修班活動

## (1) 倫理研修班活動（討議）の実施

良識ある警察職員を育成し、融和団結意識の高揚を図り、警察組織内外の幅広い問題を素材として、自ら考え、実践する倫理研修班活動を推進するためと警察改革の持続的断行の観点から、平成14年「倫理研修班活動要綱」の一部改正を行った。

班編成については、警部補を責任者に、おおむね10人単位で編成し、年2回の異動期に編成の見直しを行い、基本の班構成を行っている。また、適宜の班編成（若手、高齢者、男女

別等) も行い、毎月1回以上の討議活動を実施している。そして、実施結果については、毎月10日締めで報告を受けている。

実施状況

	20年	21年	22年
基本の班編制数	108所属・1,610班	109所属・1624班	110所属・1602班
実施数(延べ人数)	19,145回(176,450人)	19,422回(184,985人)	17,923回(167,098人)

(2) 倫理研修班活動(討議以外)の実施

討議活動以外の活動として、幅広く

- ・ 部外有識者、各種体験者による講演の聴講
- ・ 教養課教育参与等の講演の聴取
- ・ 地域住民との触れ合い、意見交換会の開催
- ・ 倫理教養ビデオの視聴
- ・ 3分間スピーチの実施
- ・ 企業、他機関等視察、見学
- ・ 清掃活動(ボランティア参加)

等を通じ、倫理観の涵養を図っている。なお、討議以外の活動の実施結果については、実施の都度報告を受けている。

実施状況

	20年	21年	22年
実施数(実施班)	108所属・4,739班	109所属・4,975班	110所属・5,029班
実施者(延べ人数)	58,252人	52,147人	51,867人

(3) 倫理教養支援班の活動状況

倫理教養の支援活動は、支援班が各所属を巡回し、他県他所属の好事例的な研修班活動結果の紹介、或いは所属(班員等)からの各種要望事項を吸い上げ、倫理研修班活動の形骸化を防ぎ、さらに活性化につなげることが目的であり、既に研修班活動としては、確実に定期開催されている状況である。支援を実施した結果については、支援を行った担当者が総括責任者である教養課長に報告している。

	20年	21年	22年
実施数(延べ数)	248回	86回	19回

2 部外講師の活動状況

活動状況

(平成22年の主な講話)

- |                  |         |        |
|------------------|---------|--------|
| ・ 厳しい10年・20年後の日本 | 経済評論家   | 鈴木国彦   |
| ・ 外から見た警察        | 小田急電鉄   | 三島吉夫   |
| ・ 我が国の防衛         | 元防衛事務次官 | 依田智治   |
| ・ 柔道を通じたこれからの生き方 | 東海大     | 山下泰裕 等 |

	19年	20年	21年	22年
実施所属	51	52	52	53
受講者	7,885	7,030	6,206	5,559

【定着化・深化の方向性】

1 倫理研修班活動

倫理研修班活動は、定着化され定期的な活動報告がなされ、活発に開催されているが、討議テーマが非違事案の防止に偏っている面もみられることから、倫理教養支援班の積極的な巡回及び教育参与の有効活用を一層推進していき、真に国民の信頼を得られる警察、警察官となるべきものとしていく。

また、討議以外の活動についても、真に効果の出る、一層積極的な活動としていくよう、情報の提供等を行っていく。

2 部外講師講演

幹部を始めとする職員の意識改革を行い、職員一人一人が、警察職員としての誇りと使命感を持った高い倫理観を保持することが必要であることから、引続きこれらを醸成させるために、部外講師による講話を継続実施することが効果的である。そのため、平成22年8月24日、教養課において、各所属で紹介可能な部外講師を募り、これを一覧表にして各所属に還元し、同資料の有効活用を奨励している。今後は、紹介可能な部外講師を増やしていくなどし、所属における講演の活性化を推進していく。

検 証 項 目

第7 不祥事の防止(警察改革の持続的断行)  
1 会計経理の透明性の確保と監査の強化

政 策 の 内 容

捜査に係る会計書類の適切な取扱いの徹底、監査手法の改善等により、会計経理の透明性の確保と監査の強化を行い、適正な会計経理を保持する。

検 証 結 果

【実施事項】

1 監査委員の監査における積極的対応

監査委員による監査の際、特段の支障がない限り、捜査費証拠書類等の全ての会計書類の内容提示に応じるなど、積極的な対応に努めている。

2 監査機能の強化

平成16年に制定した「神奈川県警察会計監査規程」に基づき、毎年度全所属に対して会計監査を実施している。

3 捜査部門経験者の配置

捜査部門での勤務経験を有する警部以下の警察官を複数配置し、監査体制の強化を図るとともに、実際に捜査費を執行している捜査員等に対して、できる限り数多く聞き取り調査を実施するなど、毎年監査方法の改善を図っている。

4 上級幹部による聞き取り調査の実施

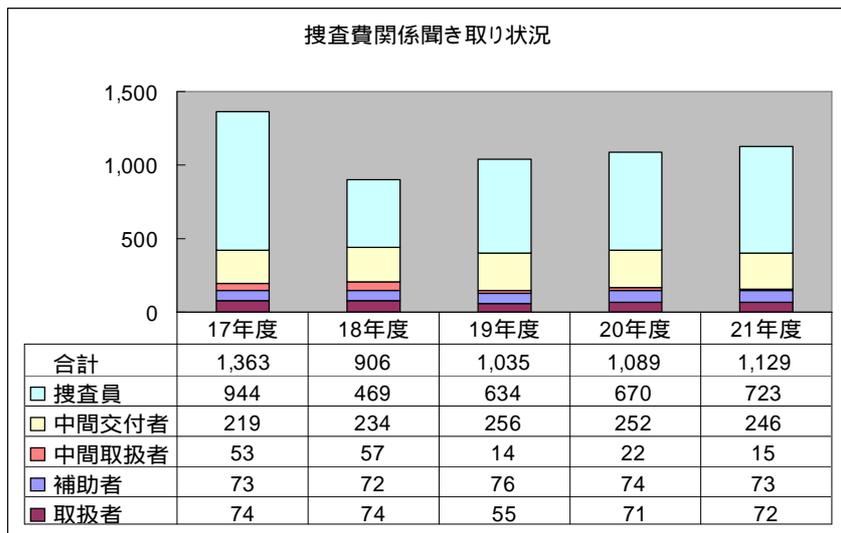
会計監査において総務部長等の上級幹部による聞き取り調査を実施している。

【成 果】

毎年度1,000人前後の取扱者等、捜査費執行者に対して聞き取り調査を実施するなど、監査の実施方法について工夫・改善を行い、実効ある監査と自浄能力の強化を図った。

なお、監査の実施結果については、全所属の監査終了後、速やかに本部長及び公安委員会に結果報告を行っている。(別表参照。)

捜査費関係聞き取り状況



【定着化・深化の方向性】

1 物品購入等の契約に重点を置いた監査の実施

不適正経理の絶無を期すため、物品購入等の契約に重点を置いた監査を推進する。

2 監査手法の改善と監査機能の強化

前例にとらわれることなく、毎年度、監査重点の見直しを行い、工夫・改善した監査の実施を推進する。

別表

1 会計監査体制

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
会計監査体制(人)		9	9	11	12	12
うち警察官		3	3	3	3	3

2 会計監査実施状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
監査対象所属数	106	107	108	108	108
実施所属数	106	107	108	108	108
従事人員(延べ)	381	300	433	498	461
従事平均人員	3.6	2.8	4.0	4.6	4.6

3 会計監査における聞き取り実施状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
捜査費関係(人)	1,363	906	1,035	1,089	1,129
取扱者	74	74	55	71	72
補助者	73	72	76	74	73
中間取扱者	53	57	14	22	15
中間交付者	219	234	256	252	246
捜査員	944	469	634	670	723
旅費関係(人)	1,161	214	216	220	228
契約関係(人)	0	0	0	217	236

所 管 課		総務部会計課
検 証 項 目		
第7	不祥事の防止(警察改革の持続的断行)	
2	会計経理に関する職員教養の強化	
政 策 の 内 容		
会計経理に関する職員教育を強化することにより、適正な会計経理を保持する。		
検 証 結 果		
<b>【実施事項】</b>		
1	<b>職員教育の強化</b>	
	現に会計業務に携わっている警察官を含む職員に対する職場教養及び学校教養を実施し、予算執行の手続きに関する正確な知識を習得させるとともに、事務職員の採用時教養において会計業務の授業日数を増加させるなど、適正経理の重要性を認識させるための教養・指導を強化している。	
2	<b>執務資料の作成</b>	
	会計手続きを分かりやすく解説した所属長や捜査員のための執務資料を作成、配付している。	
3	<b>捜査費等指導担当官の配置</b>	
	捜査費等の適正かつ効果的な執行を確保するため、平成16年12月から刑事総務課、生活安全総務課、交通捜査課及び公安第一課に捜査費等指導担当官を配置し、警察署等に反復した巡回業務指導を行なっている。	
<b>【成 果】</b>		
1	<b>会計業務責任者会議の実施</b>	
	各異動期後、速やかに警察本部の課長代理、警察署の副署長、会計次長及び同課長を招致して会計業務責任者会議を開催し、本部長等が適正経理の確保の重要性について繰り返し指示を行い、業務管理の徹底を図った。	
2	<b>会計経理に係る教養の実施(別表1参照)</b>	
	(1) 捜査費経理	
	県警察学校における捜査部門の任用科教養では、捜査費に関する授業を必ず設け、各部捜査費指導担当官が授業を担当し、捜査費に関する知識向上を図った。また、捜査担当各部が実施する新任捜査幹部研修会においても捜査費指導担当官による教養を必ず実施し、捜査幹部の適正な捜査費執行に対する意識を強化した。	
	(2) 適正経理	
	毎年、会計業務に従事している職員を対象とした会計専科入校教養を実施して、現場における実務能力を強化するとともに、事務職員の採用時教養では、会計専門課程を導入して平成23年度からの実施を計画しており、適正経理に向けた施策を積極的に推進した。	
	また、毎月(2～3回、土曜日)全職員(警察官含む)を対象に、自主参加形式の会計セミナーを開催し、会計実務の入門編、専門編の講義を実施し、組織全体に会計に関する理解の浸透を図っている。	
3	<b>捜査担当部門における指導体制の整備(別表2参照)</b>	
	捜査費等指導担当官については、現在各部合計21人(補助官を含む。)を指定し、年2回以上、捜査を担当する本部各課及び警察署の巡回指導を実施しており、指導体制の強化を図った。	
<b>【定着化・深化の方向性】</b>		
今後も引き続き、会計業務に従事する職員、警察官を含めた会計部門以外の職員に対し、適切な開催時期や受講職員のレベル等を考慮した、創意工夫した職員教育を実施して会計知識と実務能力の向上を図るとともに、県警察においては、不適正経理が判明したことを受け、適正経理の重要性を徹底して認識させるための指導教養及び物品購入時の履行確認等の一層の充実を図り、不適正経理を防止するための職員教育及び体制の強化を推進する。		

別表

1 警察学校における会計関係授業の実施状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
課程数	15	14	11	13	11
時限数(1時限80分)	43	40	36	38	35
受講者数(人)	961	626	587	668	494

2 捜査担当部門における指導体制

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
捜査費等指導担当官等(人)	19	19	18	18	18	21	22
うち補助者(人)	1	0	0	0	0	1	1
生活安全部(人)	4	4	4	4	4	4	4
うち補助者(人)	0	0	0	0	0	0	0
刑事部(人)	7	7	7	7	7	5	6
うち補助者(人)	0	0	0	0	0	0	0
交通部(人)	1	1	1	1	1	6	6
うち補助者(人)	0	0	0	0	0	1	1
警備部(人)	8	7	6	6	6	6	6
うち補助者(人)	1	0	0	0	0	0	0

所 管 課	警務部監察官室
検 証 項 目	
第7 不祥事の防止 3 非違事案の防止に重点を置いた監察の強化 4 非違事案に対する厳正な処分	
政 策 の 内 容	
非違事案防止対策の推進と非違事案の厳正かつ適切な処理により、自浄機能を強化して不祥事の防止を図り、国民の信頼を確保する。	
検 証 結 果	
<b>【実施事項】</b> <b>1 規程整備及び定期報告</b> 平成12年1月、神奈川県警察監察規程を制定し、これに基づき、業務主管課と連携し非違事案の未然防止に配意した監察実施計画を作成し、同計画に従って厳正な監察を実施するとともに、神奈川県公安委員会に対し、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施状況を報告している。	
<b>2 非違事案への厳正な対処</b> 監察官室で認知した非違事案については、速やかに監察官、監察官室長を経て、警務部長、本部長まで発生報告を行っている。また、刑事事件として捜査が必要な場合は、捜査部門を投入するなど、厳正に対応している。 処分については、「懲戒処分の指針の改正について」（平成21年3月26日警察庁丙人発第83号）を参考にして、厳正かつ適正に懲戒権を行使している。	
<b>3 予防監察体制の強化</b> 監察官室に予防監察を担当する警視（管理官）を配置するとともに、予防監察係を設置したほか、生活安全部、地域部、刑事部及び交通部に、予防監察を担当する指導担当の警視を新たに配置し、既に配置の警備部管理官を含め、各部で予防監察を担当する管理官又は警視を監察官室兼務とするなど、指導体制を強化している。 また、平成19年4月1日、身上把握及び指導等を柱に、各部門の業務管理及び人事管理を連絡調整するとともに、非違事案の未然防止対策を推進するために予防監察推進委員会及び同幹事会を設置した。予防監察推進委員会は四半期に1回、同幹事会は月1回開催している。 更に、平成22年4月、予防監察推進幹事会の幹事に生活安全部、地域部、刑事部及び交通部の管理官を加え、本部所属及び警察署に対する指導体制を強化している。	
<b>4 予防監察活動の強化</b> 平成19年の予防監察体制の強化に伴い、過去の非違事案の発生状況を踏まえ、非違事案の未然防止に重点を置いた監察実施計画を作成するとともに、従来、四半期に1回の頻度で実施していた市警察部及び方面本部による警察署に対する随時監察を、原則として月1回実施するとともに、各部による警察署に対する予防監察についても同様に、原則として月1回実施している。	

## 【成 果】

### 1 監察の強化

生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部による警察署に対する予防監察並びに市警察部及び方面本部による警察署に対する随時監察は、原則として月1回実施し、監察の強化が図られている。

### 2 非違事案による処分者数の減少

非違事案に厳正に対処するとともに、厳正な監察を実施した結果、非違事案の処分状況は、ピーク時の平成14年の3分の1程度で推移している。

---

## 【定着化・深化の方向性】

今後とも非違事案については、厳正に対処するとともに、非違事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察を実施し、県民の信頼確保に努める。

所 管 課		警務部教養課・監察官室
検 証 項 目		
第7 不祥事の防止 5 幹部の管理監督責任の一層の自覚		
政 策 の 内 容		
職務倫理教育などの充実、監督責任に係る厳正な処分の実施等により幹部の管理監督責任の一層の自覚を促し、不祥事の防止を図り、国民の信頼を確保する。		
検 証 結 果		
<p><b>【実施事項】</b></p> <p><b>1 上級幹部研修会の実施（年2回）</b></p> <p>(1) 新任所属長研修会 定期人事異動により初めて所属長に任命される者に対し、業務運営上管理者として配慮すべき事項等についての教養を行う目的で、昭和50年春から実施している。 平成20年秋の研修会からは、所属長と署長の職種の違いからの管理監督責任をより自覚させるために、新任所属長と新任警察署長研修会として研修会を別に実施した。日程も当初は2日間にわたる研修であったが、業務負担等を勘案し、平成22年春からは、両研修日程とも半日として1日で両研修が受講できる日程としながらも、研修内容を精査し、より内容の濃いものとした。 その結果、平成23年春からは、新任所属長研修会に統一して計画している。</p> <p>(2) 新任副署長等研修会 定期人事異動により初めて副署長等（執行隊副隊長、各課本代理を含む）に任命される者に対し、副署長等として必要な基本的心構え、業務運営に当って配慮すべき事項等についての教養を行う目的で、昭和47年から実施している。 平成17年春からは、本研修会（1日）と会計課主管の課長代理等研修会（半日）の受講者が同一であることから、両研修会を統合して実施することとし、当初2日間の研修日程を平成21年秋の研修からは研修日程を1日とし、受講者の負担軽減に努めながらも、研修内容を精査し、より内容の濃いものとした。</p> <p>(3) 新任警務課長研修会 定期人事異動により初めて警察署の警務課長に任命される者に対し、警務課長として必要な基本的心構え、業務運営に当って必要な基本的事項の教養を行う目的で、昭和60年から実施している。 平成20年春からは、業務負担等を考慮し、2日間の研修日程を1日間としながらも、研修内容は濃いものとして実施している。</p> <p><b>2 警部任用研修会の実施（年1回）</b> 平成14年から、警部任用科（警察大学又は管区警察学校に入校しない156歳以上の警部昇任者）未入校者に対する研修会として、警部に必要な実務、業務及び人事管理等の事項について教養を行うことを目的で実施している。</p> <p><b>3 職務倫理教養の実施</b></p> <p>(1) 倫理研修班活動（討議）の実施 警察職員の職務倫理教養については、グループ活動要綱の制定（昭和57年8月11日例規第31号）その他の警察教養関係規定に基づき実施してきたが、警察改革の持続的断行の観点から、倫理研修班活動要綱（平成12年9月8日例規第34号）を制定、さらに良識ある警察職員を育成し、融和団結意識の高揚を図り、警察組織内外の幅広い問題を素材として、自ら考え、実践する倫理研修班活動を推進するため、平成14年「倫理研修班活動要綱」の一部改正が行</p>		

われ、現在に至っている。

(2) 倫理研修班活動（討議以外）の実施

討議以外の幅広い活動・視点から倫理観の涵養を図る目的で、自主的に活動内容を選定し、実施している。

活動は、原則3ヶ月に一度実施することとしているが、この期間に囚われることなく、情勢、時期、時節等に照らし合わせて活動している。

(3) 倫理教養支援班の活動

職務倫理教養の推進及び倫理研修班活動の活性化を目的として、平成19年2月、教養課内に倫理班を設置し、警察署に対する巡回を実施してきたところであるが、更なる活動の活性化を図るため、平成20年4月1日、教養課長以下20人体制の「教養課倫理教養支援班」を新たに設置した。

現在は、平成22年9月8日秋の異動に伴い、教養課長以下12人の支援体制に移行し、他所属の好施策等を提供するとともに、警察署等の倫理研修班活動に参加する等して、支援活動を推進している。

(4) 教育参与による職務倫理教養の実施

昭和54年10月以降、教養課に主に職務倫理教養を担当する教育参与を配置し、豊かな良識と社会情勢に適應した職務遂行能力を身に付け、県民の期待と信頼にこたえる警察職員の育成を図ることを目的に、学校教育法に定める大学において教養課程を履修し、人格が高潔で教養、学術等に見識を有し、かつ教育に関する事項について相当な経験を有する部外者を非常勤職員として採用し、警察教養全般、特に青年警察官指導育成上必要な指導助言を求めるとともに、各所属に対し、職務倫理を中心とした講義を行っている。

青年警察官教養推進要綱（昭和53年1月21日警察庁次長通達）に基づき、教育参与の設置について・通達（昭和54年10月23日神教発第589号）を発出し、任期は、1年毎の更新で通算3年としている。

## 【成 果】

### 1 上級幹部研修会の実施状況

(1) 新任所属長研修会

カリキュラムについては、随時見直しを行っている。

平成20年春からは、その前年に発生した元警備課長（警視）による靈感商法事案（宗教欺事案）等を受けて、上級幹部教養の強化として新たに「事例研究討議（監察官室長）」をカリキュラムに盛り込んだ。

過去の受講者数

単位：人

	17年秋	18年春	18年秋	19年春	19年秋	20年春	23年春
警察本部	3	10	2	11	11	11	12
警察署	3	3	1	9	5	7	5
合計	6	13	3	20	16	18	17

新任所属長研修会及び新任警察署長研修会両方の受講者数

20年秋	21年春	21年秋	22年春	22年秋
7	9	7	5	6

(2) 新任副署長等研修会

カリキュラムについては、随時見直しを行っている。

平成20年春からは、新任所属長研修会と同様、その前年に発生した元警備課長（警視）による靈感商法事案（宗教欺事案）等を受けて、上級幹部教養の強化として新たに「事例研究討議（監察官室長）」をカリキュラムに盛り込んだ。

## 過去の受講者数

単位：人

	17年春	17年秋	18年春	18年秋	19年春	19年秋	20年春	20年秋
警察本部	10	7	14	2	29	6	1	20
警察署	5	4	3	3	11	14	7	6
合計	15	11	17	5	40	20	2	26

21年春	21年秋	22年春	22年秋	23年春
22	10	20	7	21
9	9	7	4	5
31	19	27	11	26

## (3) 新任警務課長研修会

カリキュラムについては、随時見直しを行っているが、平成18年秋以降については、現職の警務課長を招請し、第一線の状況がわかる、具体的な講話を取り入れた。

平成20年秋から、適正な取調べ(取調の可視化・取調監督制度の導入)を反映するため「取調監督室長」による講義、さらに平成23年からは被害者対策として「被害者支援室長」の講義を新規に実施した。

## 過去の受講者数

単位：人

17年春	17年秋	18年春	18年秋	19年春	19年秋	20年春	20年秋
14	5	9	6	23	15	20	19
21年春	21年秋	22年春	22年秋	23年春			
23	19	18	9	21			

## 2 警部任用研修会の実施状況

平成14年2月以降、警部昇任者(予定者を含む)で警察大学校及び管区警察学校における警部任用料の入校基準(入校基準の見直しの実施)に該当しない56歳以上の者を対象に、警部として必要な実務、人事管理等について教養を行うことを目的に実施している。

## 過去の受講者数

単位：人

17年	18年	19年	20年	21年	22年
7	6	6	5	9	5

## 3 職務倫理教養の実施状況

## (1) 倫理研修班活動(討議)の実施

良識ある警察職員を育成し、融和団結意識の高揚を図り、警察組織内外の幅広い問題を素材として、自ら考え、実践する倫理研修班活動を推進するためと警察改革の持続的断行の観点から、平成14年「倫理研修班活動要綱」の一部改正を行った。

班編成については、警部補を責任者に、おおむね10人単位で編成し、年2回の異動期に編成の見直しを行い、基本の班構成を行っている。また、適宜の班編成(若手、高齢者、男女別等)も行い、毎月1回以上の討議活動を実施している。そして、実施結果については、毎月10日締めで報告を受けている。

## 実施状況

	20年	21年	22年
基本の編成班数	108所属・1,610班	109所属・1,624班	110所属・1,602班
延べ実施数(人数)	19,145回(176,450人)	19,422回(184,985人)	17,923回(167,098人)

## (2) 倫理研修班活動(討議以外)の実施

討議活動以外の活動として、幅広く

- ・ 部外有識者、各種体験者による講演の聴講
- ・ 教養課教育参与等の講演の聴講
- ・ 地域住民との触れ合い、意見交換会の開催
- ・ 倫理教養ビデオの視聴

- ・ 3分間スピーチの実施
- ・ 企業、他機関等視察、見学
- ・ 清掃活動（ボランティア参加）

等を通じ、倫理観の涵養を図っている。なお、討議以外の活動の実施結果については、実施の都度報告を受けている。

#### 実施状況

	20年	21年	22年
実施数（実施班）	108所属・4,739班	109所属・4,975班	110所属・5,029班
実施者（延べ人数）	58,252人	52,147人	51,867人

#### (3) 倫理教養支援班の活動状況

倫理教養の支援活動は、支援班が各所属を巡回し、他県他所属の好事例的な研修班活動結果の紹介、或いは所属（班員等）からの各種要望事項を吸い上げ、倫理研修班活動の形骸化を防ぎ、さらに活性化につなげることが目的であり、既に研修班活動としては、確実に定期開催されている状況である。支援を実施した結果については、支援を行った担当者が支援責任者である教養課長に報告している。

#### 実施状況

単位 = 所属

	20年	21年	22年
実施数（延べ）	248回	86回	19回

#### (4) 教育参与による職務倫理教養状況

各所属における職務倫理講話、倫理研修班活動への参加及び専科等の学校教養における職務倫理に関する講話を実施して、倫理観の醸成や生き甲斐など、幅広い分野を題材として、警察職員に対する教養を行っている。

#### 実施状況

	20年	21年	22年
実施数	35回	41回	38回
専科教養	22回	31回	28回

#### 4 監督責任に係る懲戒処分者数の推移

年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
人数	0	0	0	2	2	1	0	0

#### 5 分析

各級学校教養及び職場における職務倫理教養の充実や監督責任に係る厳正な処分を実施し、幹部の管理監督責任の一層の自覚を促すなどした結果、平成15年以降の懲戒処分者数は、年間20人代にまで減少し、特に、21年中の懲戒処分者数は、警察改革要綱が制定された12年以降で最少となり、この間で最多の14年と比べると8割以上減少した。

#### 【定着化・深化の方向性】

- 1 上級幹部研修会（各新任所属長・警察署長・副署長等・警務課長）を異動期ごとに年2回実施しているが、県民が求めている、時代に適した研修となるよう、開催の都度カリキュラムの見直しを行うとともに、警部任用研修会についても、基本的な心構え、人事・業務・組織管理等の他、情勢に応じたカリキュラムを選定し、よりよい研修会となるようにしていく。

なお、今後も業務負担等を加味した研修カリキュラムを組みつつも、幹部としての管理監督責任の一層の自覚を促すものとなるような研修としていくが、その一つとして、平成23年春より、新任所属長、新任警察署長研修会を統一する。

2 倫理研修班活動は、定着化され定期的な活動報告がなされ、活発に開催されているが、討議テーマが非違事案の防止に偏っている面もみられることから、倫理教養支援班の積極的な巡回及び教育参与の有効活用を一層推進していき、真に国民の信頼を得られる警察、警察官となるべきものとしていく。

また、討議以外の活動についても、真に効果の出る、一層積極的な活動としていくよう、情報の提供等を行っていく。

3 懲戒処分者数は減少傾向にあるが、県民の信頼を損なう事案が発生していることから、今後とも所属長に対しては、部下職員の非違事案防止は主管業務において成果を上げることと同様に重要な責務であることの意識付けを徹底するとともに、所属長を始めとする全ての幹部職員に対して、公私共に部下職員を率先垂範する姿勢を堅持するよう指導を徹底して非違事案の防止を図り、県民の信頼の確保に努める。

## 検 証 項 目

第8 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証（警察改革の持続的断行）  
3 警察改革の推進状況に係る報告聴取と検証

## 政 策 の 内 容

神奈川県公安委員会が、警察に対する管理機能の一層の充実化に努めるとともに、少なくとも、年に1回、警察本部から警察改革の推進状況や課題、問題点等について報告を聴取し、検証を行う。

## 検 証 結 果

## 【実施事項】

平成18年以降、神奈川県公安委員会は、神奈川県警察本部から年1回以上、警察改革の推進状況、今後の課題や問題点等に係る報告を公安委員会定例会議の場において聴取するとともに、その内容を検証し、提言等を行い、警察庁(国家公安委員会)に報告している。

## 【成 果】

## 1 公安委員会による検証・提言

警察改革の推進状況について、年1回以上の報告を求め、検証を行うこととしたことにより、警察改革の持続的断行に関する意識が定着したほか、報告・検証を受けて、公安委員会からも活発に提言が行われるなど、公安委員会の管理機能の一層の充実強化が図られたと認められる。

## 2 公安委員会発言要旨

## (1) 平成18年12月20日定例会議

今後はより高度な対策が要求される。他方、対策の実施によって職員が硬直化することのないよう配慮しつつ取り組まれない。

## (2) 平成19年12月19日定例会議

公安委員会は、県警察に対する管理機能の充実強化に努めていく。県警察においては当時のことを忘れることなく、警察改革の持続的断行をされたい。

## (3) 平成20年12月17日定例会議

公安委員会は、警察改革に関しては相当の効果が出ていると考える。効果が出ている部分は評価をしてはどうか。

## (4) 平成22年3月10日定例会議

各施策については、所管部門からの報告により十分承知している。

## 【定着化・深化の方向性】

今後も各施策の推進状況について適宜検証を行うとともに、公安委員会の管理機能の充実強化を図ることとする。